

鈴鹿市高齢者福祉計画

【第9次計画(2021～2023年度)】

地域の中で高齢者が自分らしく生きるまち「すずか」をめざして



令和3年3月
鈴 鹿 市

はじめに



わが国の超高齢社会の進展とともに、現在、本市においても4人に1人が65歳以上となっており、今後もこの高齢化率は伸び続けると考えられます。

また、高齢者人口の増加に対して、支え手となる世代が急減することも予測され、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や、軽度の認知症の人が重度の認知症の人を介護する「認認介護」が問題化するなど、高齢者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そのような中、本市では、地域包括ケアシステムの推進をはじめ、住民同士がお互い様の気持ちで支え合うといった地域力を高めながら、高齢者と家族介護者を含めた地域に暮らすあらゆる人が支えあう仕組みの構築に向け、関係機関と連携を図りながら事業を進めてまいりました。

今回、こうした取組をさらに深化・推進していくため、第9次鈴鹿市高齢者福祉計画を、鈴鹿亀山地区広域連合の第8期介護保険事業計画と一体的に策定いたしました。この計画により、新たな日常生活圏域における、きめ細やかな相談支援やサービスの提供を実現するため、基幹型地域包括支援センターを新設し、4か所であった地域包括支援センターを8か所に増設しました。これまで築き上げてきた在宅医療と介護の連携の推進や、地域づくりにおける住民主体の支え合い活動の支援など、高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていただけるような取組を推進します。

また、より複雑化・複合化する福祉課題の解決に向けて、的確に対応していけるよう、高齢者のほか、障がい者や子どもに携わる様々な福祉分野の関係機関が協働し、分野を超えて包括的に相談支援を行う重層的支援体制の整備をめざし、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの御意見を賜りました市民の皆様や、関係機関・団体の皆様、並びに「鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会」の委員の皆様に、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

鈴鹿市長 末松 則子

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	日常生活圏域について	4
第2章	鈴鹿市における高齢者を取り巻く状況	
1	人口、高齢者人口の推移及び推計	5
2	要介護認定者数の推移及び推計	9
3	認知症高齢者数の推移及び推計	13
4	第8次計画の取組からみた課題	14
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念及び基本目標	16
2	地域包括ケアシステムの構築と深化・推進に向けた考え方	20
3	施策の体系	24
第4章	施策の展開	
1	地域包括ケア体制の確立	25
2	介護予防・生活支援の推進	28
3	認知症施策の推進	32
4	医療・介護の連携の推進	35
5	高齢者の尊厳を守るための施策の充実	37
6	住まいの確保	40
7	安全・安心の体制づくり	42
第5章	計画の推進にあたって	
1	計画の推進体制	45
2	計画の進行管理	45
参考資料		
1	計画の策定経過	46
2	計画の策定体制	47
3	高齢者介護に関するアンケート調査結果の概要	48
4	第8次計画（2018～2020年度）の取組状況	70
5	用語解説	93
6	地域ケア会議の流れとその他の会議 及び取組に関する相互作用のイメージ	102

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化・人口減少社会を迎える中、高齢者（65歳以上）の人口が増加しています。いわゆる団塊の世代*（約800万人）が75歳以上となる2025（令和7）年以降は、75歳以上の人口が急激に増加し、国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれておりますが、少子化により働く世代の人口が減少し、支える側と支えられる側のバランスが崩れ、人材不足により思うように介護が受けられなくなることが懸念されています。

このため、国では2025（令和7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステム*の構築を推進してきました。

また、高齢者の問題だけでは解決できない多様化、複雑化した課題に対応するため、「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「改正社会福祉法」が2018（平成30）年に施行され、「地域共生社会*」の実現に向けた地域づくりの強化及び包括的な支援体制の整備の推進について規定されました。

一方、認知症高齢者の問題では、65歳以上の方の4人に1人が認知症又はその予備軍との予測に対し、認知症対策のための国家戦略としてオレンジプラン、新オレンジプランについて、令和元年6月に認知症施策推進大綱*が作成されました。この大綱では共生と予防を両輪として認知症施策を推進し、結果として70歳代での認知症の発症を10年間で1歳遅らせるという目標値が掲げられました。

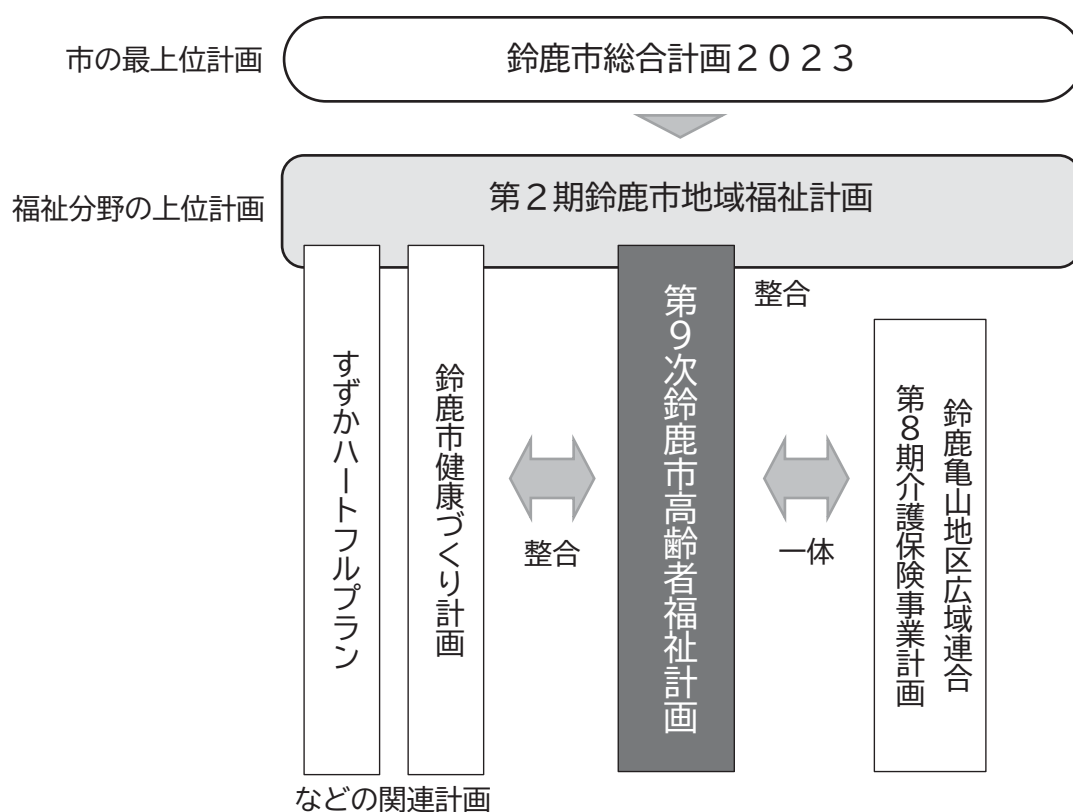
こうした背景の中、本市でも高齢者が可能な限り地域で暮らせるよう地域包括ケアシステム*の構築を推進し、在宅医療・介護連携と介護予防・生活支援サービス*の充実を図ってまいりました。今後は、高齢者を含むあらゆる地域住民などが参画して支え合う「地域共生社会*」の実現を視野に入れながら、地域包括ケアシステム*の深化・推進に向けて取り組んでいくことになります。

以上のことから、本計画は、高齢者が尊厳を持ち、地域の中でいきいきと暮らし続けられるよう一人ひとりに寄り添った、住まい、医療、介護、予防、生活支援などが、切れ目なく一体的に提供されることをめざして高齢者施策を推進できるよう策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」であり、鈴鹿亀山地区広域連合*（以下「広域連合*」と言う。）が策定する「鈴鹿亀山地区広域連合第8期介護保険事業計画」（以下「第8期介護保険事業計画」と言う。）との一体性を保ちます。

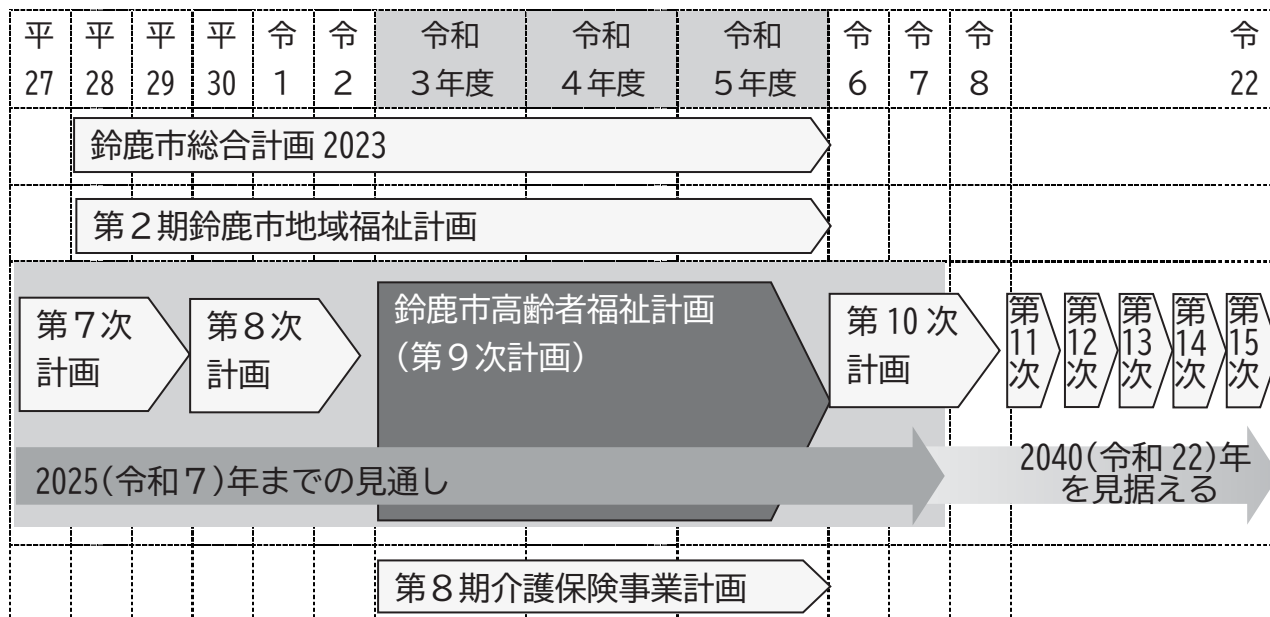
また、本計画は、平成28年度からの8年間を計画期間（前期4年，後期4年）とする「鈴鹿市総合計画2023」の個別計画であり、福祉分野の上位計画として位置づけられる「第2期鈴鹿市地域福祉計画」との整合性を図りながら，他の福祉分野の計画と関連する事項についても整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画は、第8期介護保険事業計画との一体性を保つため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

また、前計画に引き続き2025（令和7）年に向けた検討を行い、さらに2040（令和22）年を見据えた長期的な見通しの中で、必要な方策を検討します。

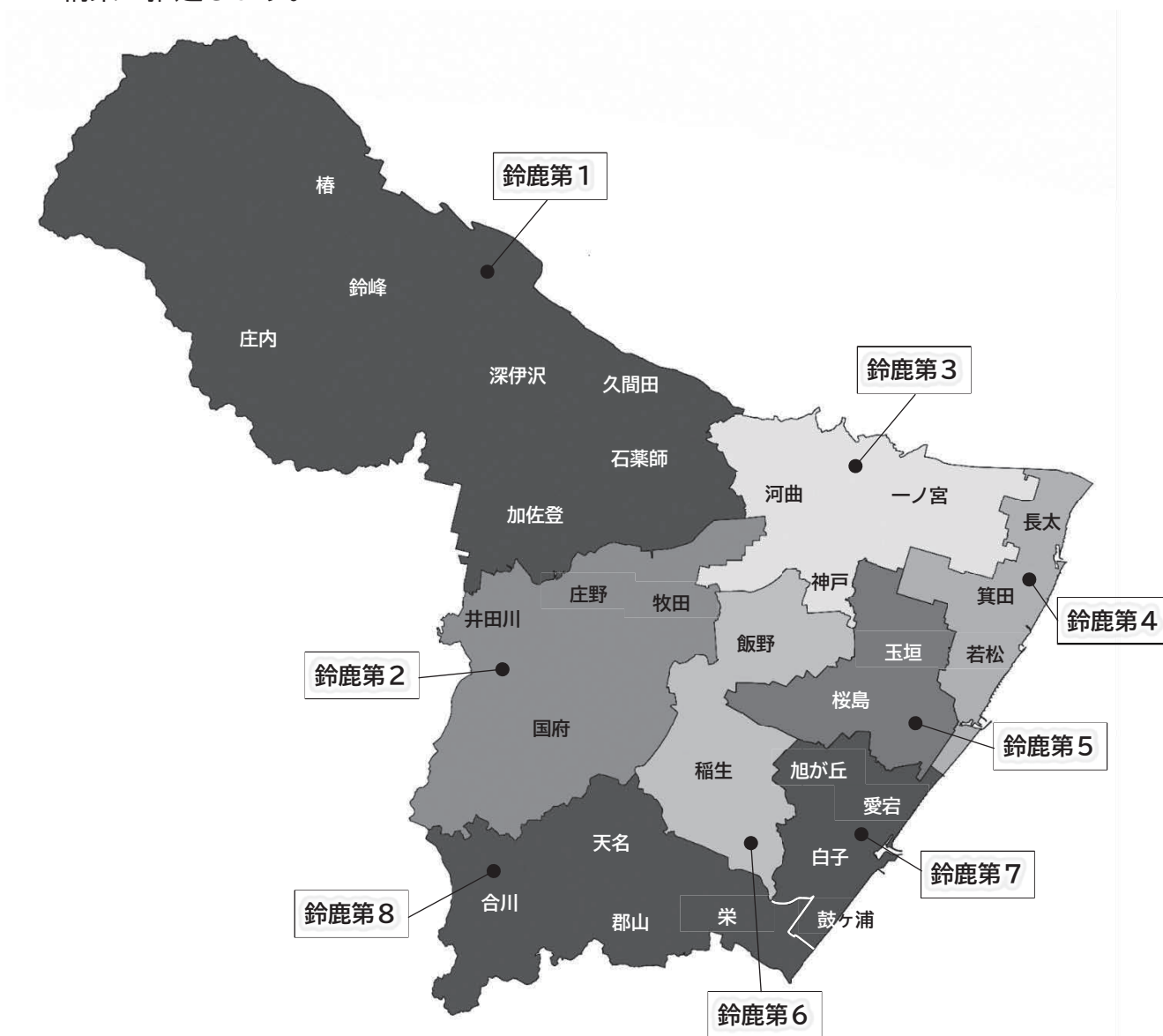


4 日常生活圏域について

高齢者が、できるだけ身近な地域で介護・支援・相談などのサービスを受けることができるよう総合相談や地域密着型サービス*などの提供を進めていくために、これまでの4つの日常生活圏域*から8つの日常生活圏域*に見直されます。

これは、広域連合*が本市の地域づくり協議会*の活動地域を考慮して設定するものです。

令和3年4月1日から、この8つの日常生活圏域*を基盤とする地域包括ケアシステム*の構築を推進します。



※日常生活圏域内の地名は地域づくり協議会の活動地域を表しています。

日常生活圏域*の位置

第2章 鈴鹿市における高齢者を取り巻く状況

1 人口、高齢者人口の推移及び推計

本市における、計画期間（令和3～5年度）及び2025（令和7）年，2040（令和22）年の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は，令和2年で49,996人であったものが，令和5年には50,724人，令和7年には51,184人とゆるやかに伸び続けるものと考えられます。一方，75歳以上の人口は令和2年の24,739人から，令和5年には27,608人，令和7年には29,696人と，大幅に増加することが見込まれます。（表・図2-1-1 参照）

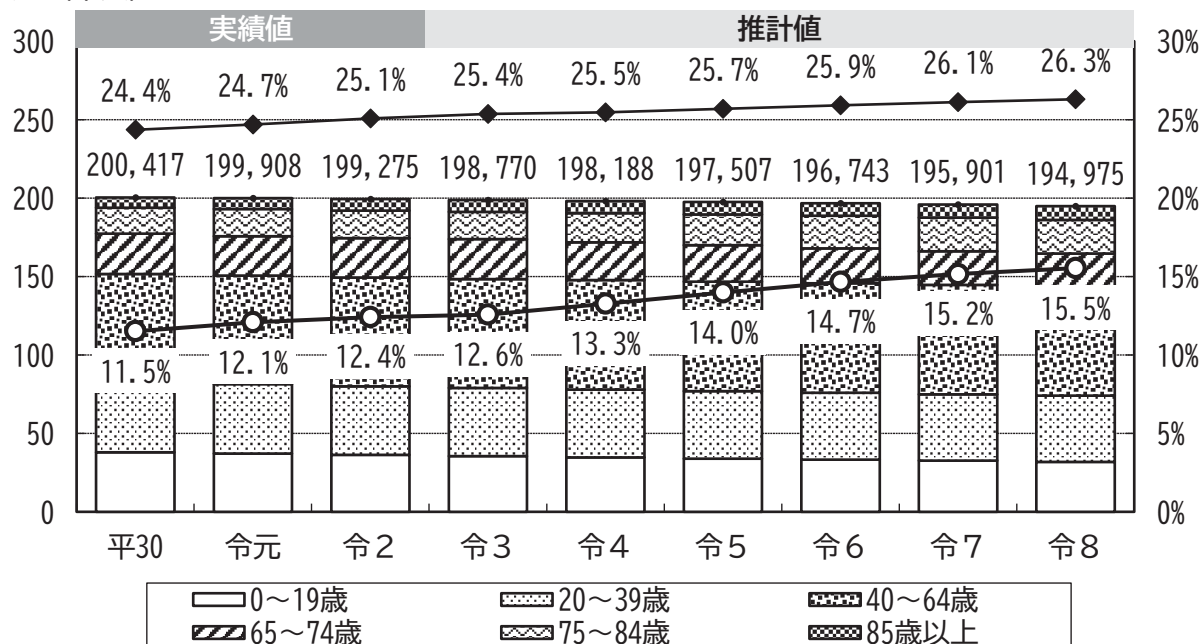
表・図2-1-1 年齢別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	200,417	199,908	199,275	198,770	198,188	197,507	196,743	195,901	194,975	175,654
40～64歳人口	69,000	69,194	69,362	69,382	69,682	69,771	69,837	69,757	69,701	56,173
65歳以上人口	48,812	49,372	49,996	50,398	50,485	50,724	50,978	51,184	51,279	59,157
65～74歳	25,746	25,218	25,257	25,397	24,182	23,116	22,151	21,488	20,990	29,151
75歳以上	23,066	24,154	24,739	25,001	26,303	27,608	28,827	29,696	30,289	30,006
高齢化率	24.4%	24.7%	25.1%	25.4%	25.5%	25.7%	25.9%	26.1%	26.3%	33.7%
75歳以上比率	11.5%	12.1%	12.4%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.2%	15.5%	17.1%

※令和3年度以降は，平成27～令和2年度の各年度9月末日時点の住民基本台帳人口の推移を基に，コーホート変化率法*を用いて推計しています。

人口（千人）

高齢化率



高齢者人口の推移・推計を日常生活圏域*別にみると、65歳以上人口の比率である高齢化率は、圏域による差が大きい上、ほとんどの圏域が緩やかに上昇する中で、大規模な住宅団地を抱える「鈴鹿第8」では高齢化が急速に進むものと見込まれます。（図2-1-2、表2-1-4参照）

また、75歳以上人口比率についても圏域による差は大きいですが、いずれの圏域でも2025年（令和7年）に向けて比率が高まっていくものと見込まれます。（図2-1-3、表2-1-4参照）

図2-1-2 日常生活圏域*別の高齢化率の推移及び推計（各年度9月末時点）

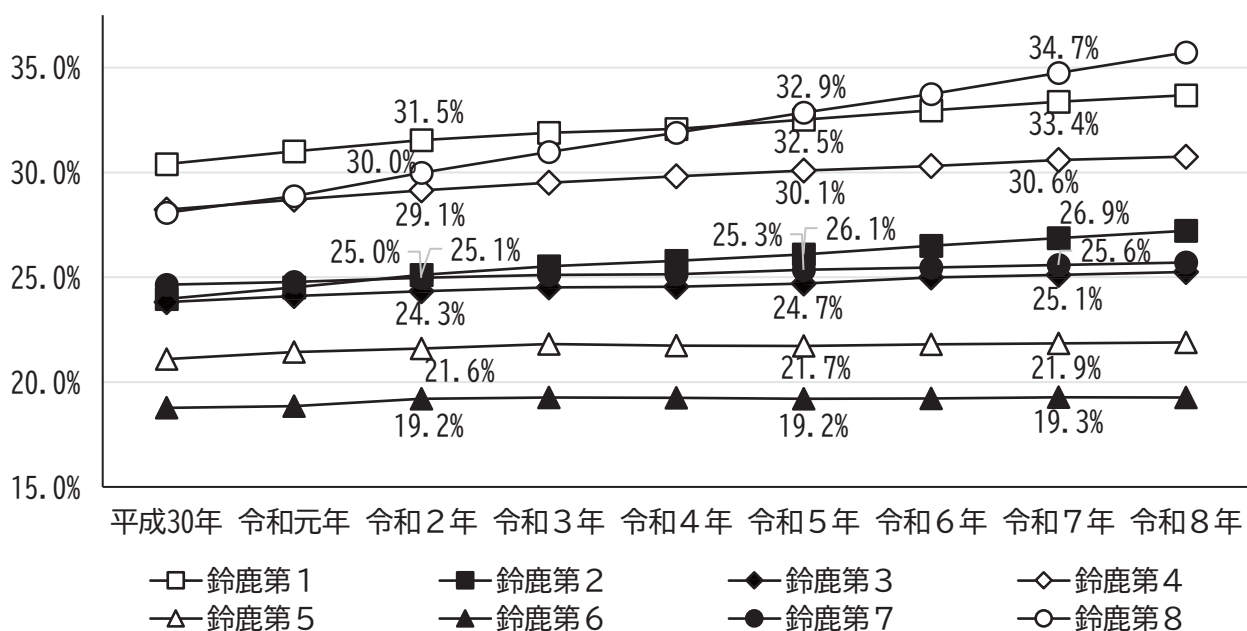


図2-1-3 日常生活圏域*別の75歳以上人口比率の推移及び推計（各年度9月末時点）

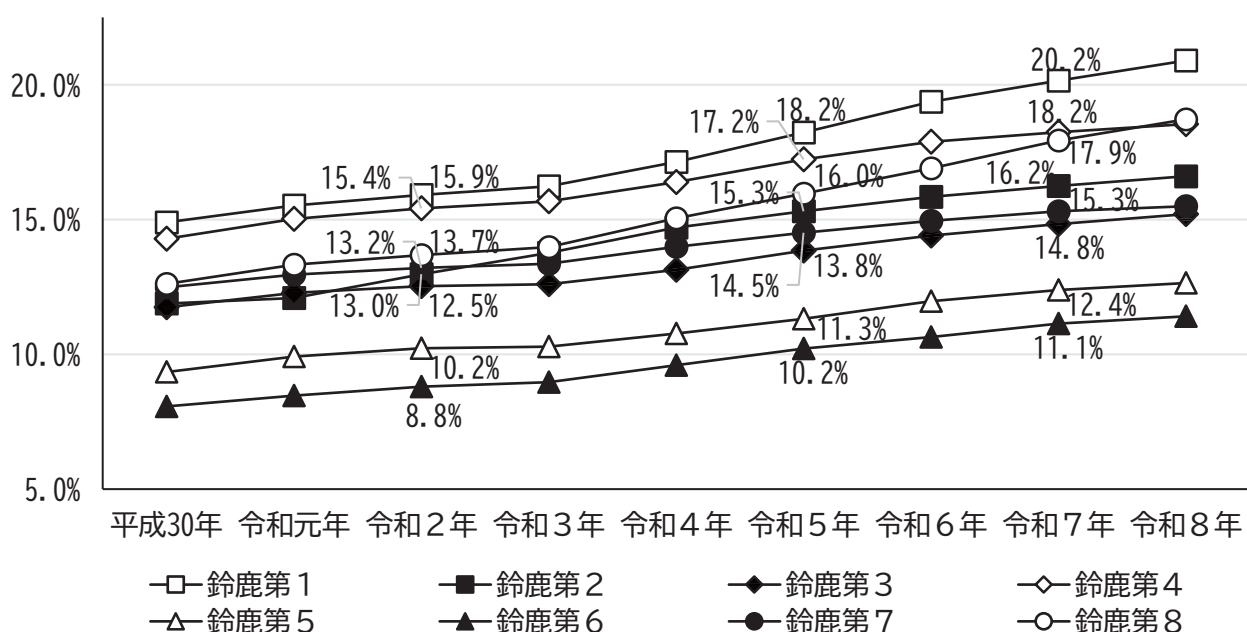


表2-1-4 日常生活圏域*別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
鈴鹿第1〔加佐登，石薬師，久間田，椿，深伊沢，鈴峰，庄内〕										
総人口	22,974	22,762	22,538	22,268	21,988	21,700	21,405	21,099	20,783	16,034
40～64歳人口	7,746	7,661	7,616	7,574	7,527	7,415	7,329	7,238	7,165	4,766
65歳以上人口	6,984	7,056	7,107	7,102	7,051	7,057	7,054	7,041	7,000	7,053
65～74歳	3,562	3,522	3,520	3,486	3,283	3,100	2,906	2,788	2,657	3,182
75歳以上	3,422	3,534	3,587	3,616	3,768	3,956	4,147	4,253	4,343	3,871
高齢化率	30.4%	31.0%	31.5%	31.9%	32.1%	32.5%	33.0%	33.4%	33.7%	44.0%
75歳以上比率	14.9%	15.5%	15.9%	16.2%	17.1%	18.2%	19.4%	20.2%	20.9%	24.1%
鈴鹿第2〔国府，庄野，牧田，井田川〕										
総人口	33,231	33,005	32,786	32,604	32,413	32,201	31,969	31,731	31,461	26,429
40～64歳人口	11,653	11,654	11,624	11,608	11,662	11,682	11,688	11,657	11,585	8,672
65歳以上人口	7,964	8,092	8,232	8,323	8,355	8,403	8,474	8,526	8,562	9,621
65～74歳	4,422	4,323	4,336	4,380	4,150	3,971	3,775	3,670	3,577	4,603
75歳以上	3,542	3,769	3,896	3,943	4,205	4,431	4,699	4,857	4,985	5,018
高齢化率	24.0%	24.5%	25.1%	25.5%	25.8%	26.1%	26.5%	26.9%	27.2%	36.4%
75歳以上比率	10.7%	11.4%	11.9%	12.1%	13.0%	13.8%	14.7%	15.3%	15.8%	19.0%
鈴鹿第3〔河曲，一ノ宮，神戸〕										
総人口	24,148	24,035	24,015	23,950	23,864	23,765	23,660	23,546	23,427	20,991
40～64歳人口	8,207	8,256	8,270	8,284	8,327	8,367	8,362	8,361	8,378	6,796
65歳以上人口	5,751	5,792	5,842	5,871	5,858	5,872	5,913	5,914	5,916	7,080
65～74歳	2,915	2,841	2,833	2,854	2,724	2,581	2,505	2,421	2,355	3,578
75歳以上	2,836	2,951	3,009	3,017	3,133	3,290	3,408	3,494	3,561	3,501
高齢化率	23.8%	24.1%	24.3%	24.5%	24.5%	24.7%	25.0%	25.1%	25.3%	33.7%
75歳以上比率	11.7%	12.3%	12.5%	12.6%	13.1%	13.8%	14.4%	14.8%	15.2%	16.7%
鈴鹿第4〔長太，箕田，若松〕										
総人口	16,323	16,118	15,997	15,829	15,658	15,478	15,292	15,101	14,905	11,784
40～64歳人口	5,690	5,665	5,644	5,592	5,545	5,525	5,502	5,432	5,390	3,795
65歳以上人口	4,607	4,627	4,661	4,672	4,667	4,656	4,634	4,621	4,584	4,777
65～74歳	2,275	2,205	2,195	2,191	2,101	1,989	1,899	1,866	1,820	2,335
75歳以上	2,332	2,422	2,466	2,481	2,566	2,667	2,735	2,754	2,764	2,442
高齢化率	28.2%	28.7%	29.1%	29.5%	29.8%	30.1%	30.3%	30.6%	30.8%	40.5%
75歳以上比率	14.3%	15.0%	15.4%	15.7%	16.4%	17.2%	17.9%	18.2%	18.5%	20.7%

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
鈴鹿第5〔玉垣，桜島〕										
総人口	25,142	25,389	25,573	25,756	25,940	26,108	26,268	26,414	26,558	27,532
40～64歳人口	8,477	8,569	8,733	8,795	8,961	9,110	9,209	9,305	9,414	8,969
65歳以上人口	5,304	5,440	5,523	5,617	5,638	5,670	5,724	5,772	5,814	7,577
65～74歳	2,955	2,923	2,907	2,969	2,844	2,714	2,579	2,501	2,456	3,952
75歳以上	2,349	2,517	2,616	2,648	2,795	2,955	3,145	3,271	3,358	3,624
高齢化率	21.1%	21.4%	21.6%	21.8%	21.7%	21.7%	21.8%	21.9%	21.9%	27.5%
75歳以上比率	9.3%	9.9%	10.2%	10.3%	10.8%	11.3%	12.0%	12.4%	12.6%	13.2%
鈴鹿第6〔稻生，飯野〕										
総人口	28,211	28,435	28,412	28,577	28,730	28,872	29,004	29,125	29,240	29,734
40～64歳人口	9,346	9,496	9,619	9,740	9,885	10,017	10,125	10,223	10,314	9,525
65歳以上人口	5,295	5,360	5,458	5,506	5,530	5,545	5,574	5,614	5,632	7,364
65～74歳	3,019	2,951	2,957	2,945	2,774	2,597	2,486	2,371	2,296	3,999
75歳以上	2,276	2,409	2,501	2,561	2,756	2,948	3,088	3,243	3,336	3,365
高齢化率	18.8%	18.9%	19.2%	19.3%	19.2%	19.2%	19.2%	19.3%	19.3%	24.8%
75歳以上比率	8.1%	8.5%	8.8%	9.0%	9.6%	10.2%	10.6%	11.1%	11.4%	11.3%
鈴鹿第7〔白子，鼓ヶ浦，愛宕，旭が丘〕										
総人口	36,156	36,076	36,031	36,043	36,040	36,022	35,978	35,912	35,833	33,509
40～64歳人口	12,525	12,636	12,719	12,769	12,852	12,851	12,890	12,934	12,945	10,712
65歳以上人口	8,911	8,938	8,998	9,052	9,063	9,131	9,163	9,188	9,210	11,147
65～74歳	4,397	4,264	4,239	4,237	4,023	3,905	3,783	3,691	3,658	5,703
75歳以上	4,514	4,674	4,759	4,815	5,040	5,227	5,380	5,497	5,552	5,445
高齢化率	24.6%	24.8%	25.0%	25.1%	25.1%	25.3%	25.5%	25.6%	25.7%	33.3%
75歳以上比率	12.5%	13.0%	13.2%	13.4%	14.0%	14.5%	15.0%	15.3%	15.5%	16.2%
鈴鹿第8〔栄，郡山，天名，合川〕										
総人口	14,232	14,088	13,923	13,744	13,556	13,362	13,167	12,973	12,769	9,641
40～64歳人口	5,356	5,257	5,137	5,020	4,923	4,805	4,731	4,608	4,510	2,938
65歳以上人口	3,996	4,067	4,175	4,257	4,323	4,390	4,442	4,507	4,561	4,538
65～74歳	2,201	2,189	2,270	2,335	2,283	2,257	2,217	2,181	2,171	1,799
75歳以上	1,795	1,878	1,905	1,922	2,040	2,133	2,225	2,327	2,390	2,740
高齢化率	28.1%	28.9%	30.0%	31.0%	31.9%	32.9%	33.7%	34.7%	35.7%	47.1%
75歳以上比率	12.6%	13.3%	13.7%	14.0%	15.0%	16.0%	16.9%	17.9%	18.7%	28.4%

※令和3年度以降の人口は、鈴鹿市全体と同様の推計方法により圏域別に推計したのち、鈴鹿市全体の推計値と圏域別の推計値の合計とが合うよう調整したものです。小数点以下の端数があるため、合計が合わない場合があります。

※圏域名の後ろの〔 〕内は地域づくり協議会の活動地域を表しています。

2 要介護認定者数の推移及び推計

本市における、計画期間（令和3～5年度）及び2025（令和7）年，2040（令和22）年の認定者数を次のように見込みます。

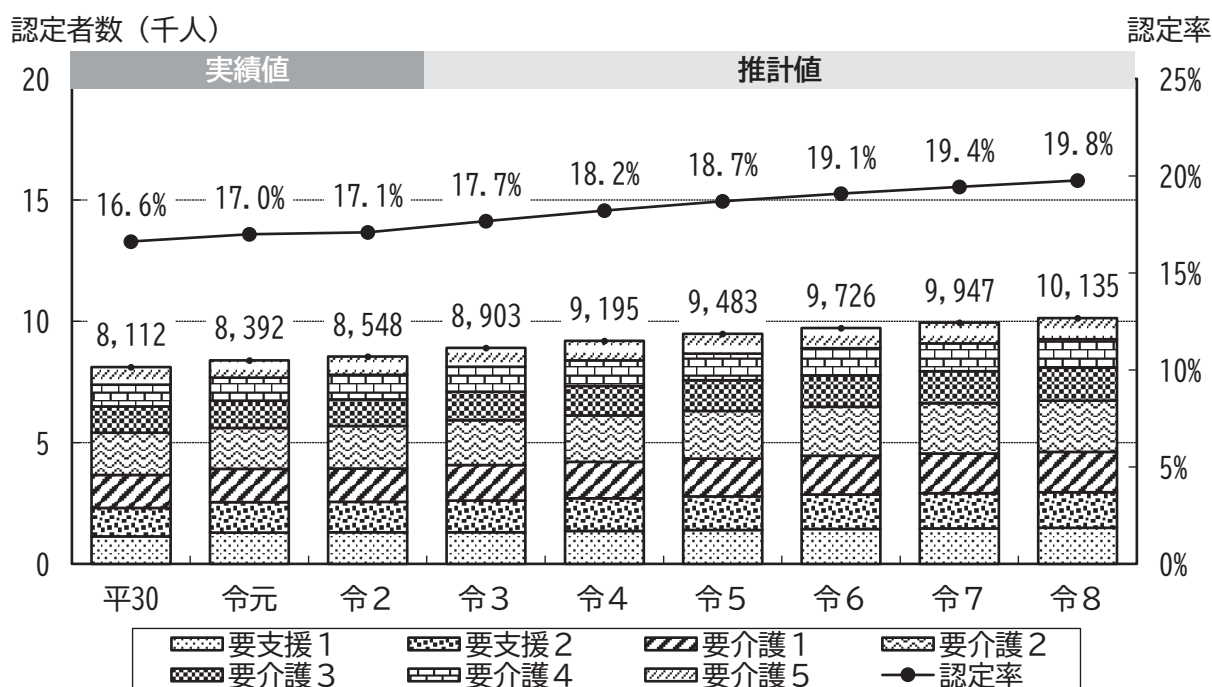
要支援・要介護認定者数は、令和5年には9,483人，認定率は18.7%になるものと見込みます。その後も，認定率の高い75歳以上の高齢者が増加することに伴い認定者数も増加し，令和7年には9,947人，認定率は19.4%になるものと見込みます。（表・図2-2-1参照）

表・図2-2-1 要介護度別認定者数及び認定率の推移と推計（各年度9月末時点）

項目	実績			推計（計画期間）			推計			推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認定者数	8,112	8,392	8,548	8,903	9,195	9,483	9,726	9,947	10,135	11,847
要支援1	1,131	1,290	1,301	1,311	1,357	1,399	1,439	1,468	1,488	1,611
要支援2	1,176	1,258	1,256	1,303	1,344	1,385	1,420	1,447	1,466	1,646
要介護1	1,367	1,375	1,369	1,464	1,512	1,558	1,598	1,635	1,667	1,985
要介護2	1,742	1,681	1,755	1,844	1,907	1,968	2,024	2,068	2,111	2,434
要介護3	1,079	1,122	1,103	1,180	1,221	1,263	1,294	1,328	1,356	1,643
要介護4	901	954	1,019	1,027	1,058	1,092	1,115	1,143	1,171	1,463
要介護5	716	712	745	774	796	818	836	858	876	1,065
認定率	16.6%	17.0%	17.1%	17.7%	18.2%	18.7%	19.1%	19.4%	19.8%	20.0%

※令和3年度以降は、平成30～令和2年度の男女別・年齢別認定率の伸び率を基に認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数は第1号被保険者*分（65歳以上）及び第2号被保険者*分（40～64歳）の合計値ですが、認定率は第2号被保険者*を含む要支援・要介護認定者数を第1号被保険者*数（65歳以上人口）で割ったものです。



認定者数の推移・推計を日常生活圏域*別にみると、認定率はほとんどの圏域が75歳以上人口比率に比例して上昇を続け、特に、「鈴鹿第4」については既に21%と他圏域よりも高く、75歳以上人口比率も高いことから、今後も非常に高い比率で推移するものと見込まれます。一方、高齢者数が急速に増加する「鈴鹿第8」では認定率は横ばいで推移しますが、要支援・要介護認定者数は増加していくものと見込まれます。（図2-2-2、表2-2-3参照）

図2-2-2 日常生活圏域*別の認定率の推移及び推計（各年度9月末時点）

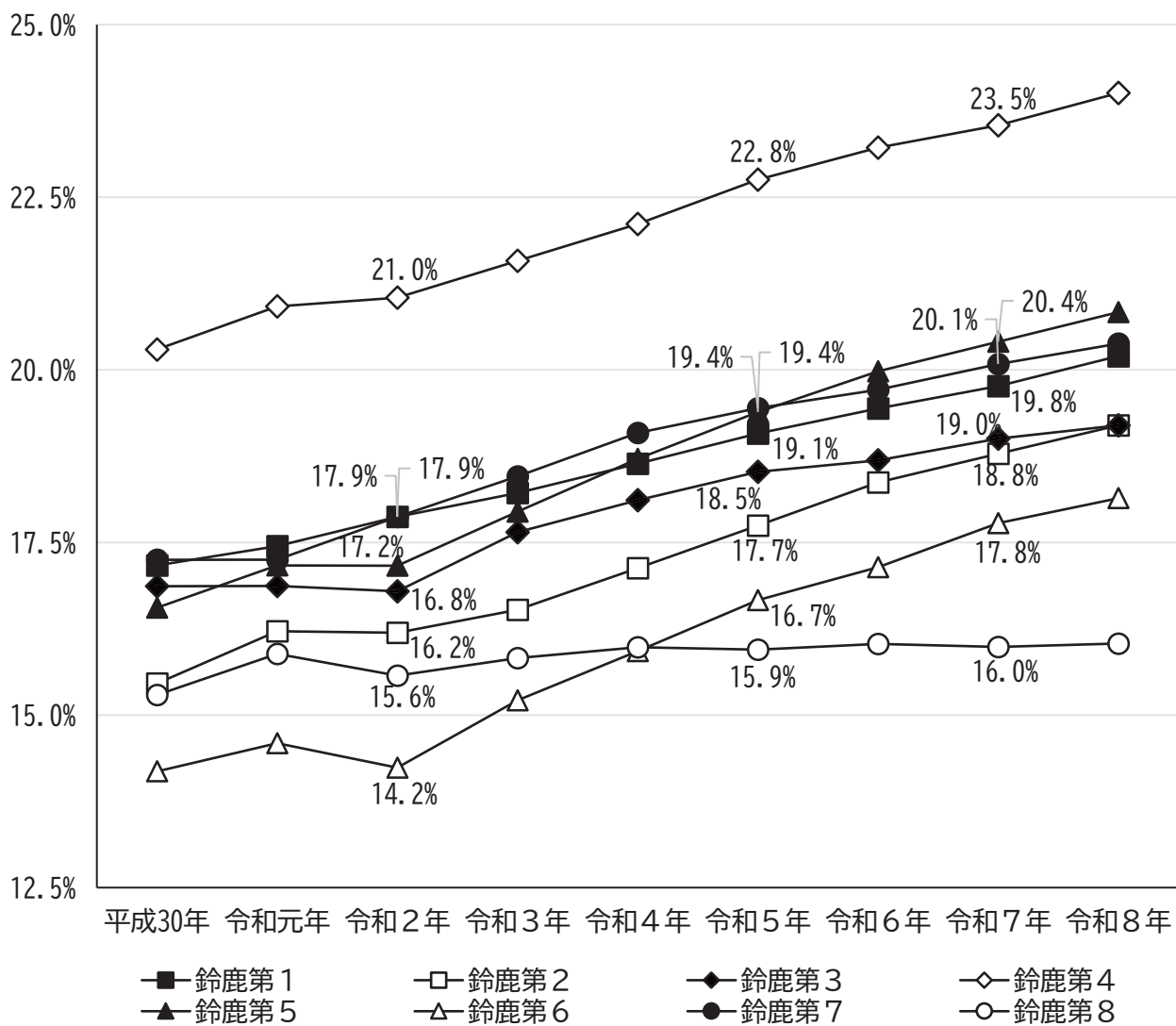


表2-2-3 日常生活圏域*別認定者数の推移と推計（各年度9月末時点）

項目	実績			推計（計画期間）			推計			推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
鈴鹿第1〔加佐登，石薬師，久間田，椿，深伊沢，鈴峰，庄内〕										
認定者数	1,199	1,231	1,270	1,294	1,314	1,346	1,371	1,392	1,414	1,549
要支援1	162	181	194	186	188	195	201	203	207	204
要支援2	152	173	181	175	177	182	186	189	190	199
要介護1	213	195	208	216	221	224	227	229	232	262
要介護2	267	251	250	268	272	281	285	292	298	322
要介護3	152	184	175	180	183	186	190	193	196	223
要介護4	148	157	154	162	163	166	170	171	175	206
要介護5	105	90	108	107	110	111	113	114	116	134
認定率	17.2%	17.4%	17.9%	18.2%	18.6%	19.1%	19.4%	19.8%	20.2%	22.0%
鈴鹿第2〔国府，庄野，牧田，井田川〕										
認定者数	1,231	1,312	1,333	1,375	1,431	1,491	1,557	1,602	1,644	2,025
要支援1	173	187	190	196	201	211	220	224	231	258
要支援2	175	214	237	219	230	239	251	256	261	300
要介護1	217	235	217	237	248	257	268	275	285	361
要介護2	268	261	290	292	302	317	331	342	349	434
要介護3	180	174	160	184	193	201	211	218	223	281
要介護4	124	138	138	142	149	153	158	164	169	226
要介護5	94	103	101	106	107	112	119	123	126	165
認定率	15.5%	16.2%	16.2%	16.5%	17.1%	17.7%	18.4%	18.8%	19.2%	21.0%
鈴鹿第3〔河曲，一ノ宮，神戸〕										
認定者数	970	977	981	1,036	1,061	1,088	1,105	1,124	1,136	1,280
要支援1	140	166	162	165	169	172	179	179	181	192
要支援2	138	130	126	138	142	146	148	150	153	164
要介護1	144	151	148	158	161	165	166	171	171	196
要介護2	218	200	197	217	222	227	234	235	241	271
要介護3	135	136	132	142	147	152	154	158	159	185
要介護4	108	106	129	123	126	130	129	133	132	159
要介護5	87	88	87	93	94	95	97	98	99	113
認定率	16.9%	16.9%	16.8%	17.6%	18.1%	18.5%	18.7%	19.0%	19.2%	18.1%
鈴鹿第4〔長太，箕田，若松〕										
認定者数	935	968	981	1,008	1,032	1,060	1,076	1,088	1,101	1,111
要支援1	139	131	139	142	145	149	151	154	155	146
要支援2	131	145	132	143	145	147	148	150	150	146
要介護1	167	164	158	171	173	179	185	187	188	190
要介護2	191	195	210	208	215	219	223	226	230	228
要介護3	105	126	132	126	130	135	138	139	142	145
要介護4	118	123	124	129	132	135	138	138	140	154
要介護5	84	84	86	90	92	95	95	94	96	102
認定率	20.3%	20.9%	21.0%	21.6%	22.1%	22.8%	23.2%	23.5%	24.0%	23.3%

項目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
鈴鹿第5〔玉垣，桜島〕										
認定者数	878	934	948	1,008	1,055	1,099	1,144	1,178	1,211	1,572
要支援 1	119	149	145	149	158	163	170	177	179	219
要支援 2	122	130	130	141	146	152	158	162	166	212
要介護 1	159	163	157	174	183	191	200	206	210	275
要介護 2	197	208	207	224	236	246	255	262	270	343
要介護 3	103	104	121	120	126	130	138	142	147	197
要介護 4	103	94	107	112	116	123	124	129	136	188
要介護 5	75	86	81	88	90	94	99	100	103	140
認定率	16.6%	17.2%	17.2%	17.9%	18.7%	19.4%	20.0%	20.4%	20.8%	20.7%
鈴鹿第6〔稻生，飯野〕										
認定者数	751	782	777	838	881	924	955	998	1,022	1,331
要支援 1	82	96	83	95	101	106	112	114	118	135
要支援 2	112	112	108	122	125	133	138	141	144	181
要介護 1	100	121	136	131	137	143	148	154	157	204
要介護 2	162	154	152	170	180	188	195	205	208	265
要介護 3	125	116	101	124	131	138	141	149	153	209
要介護 4	90	105	107	107	114	118	124	130	134	191
要介護 5	80	78	90	89	93	98	99	105	108	146
認定率	14.2%	14.6%	14.2%	15.2%	15.9%	16.7%	17.1%	17.8%	18.1%	18.1%
鈴鹿第7〔白子，鼓ヶ浦，愛宕，旭が丘〕										
認定者数	1,537	1,542	1,608	1,671	1,730	1,775	1,806	1,845	1,877	2,062
要支援 1	223	269	283	273	285	289	293	298	299	315
要支援 2	250	252	245	263	274	280	282	288	289	306
要介護 1	261	234	243	265	273	281	285	292	301	342
要介護 2	329	307	326	343	356	367	374	379	386	409
要介護 3	188	182	182	198	204	211	215	221	225	258
要介護 4	156	171	192	187	193	199	206	210	217	251
要介護 5	130	127	137	141	145	149	151	157	160	181
認定率	17.2%	17.3%	17.9%	18.5%	19.1%	19.4%	19.7%	20.1%	20.4%	18.5%
鈴鹿第8〔栄，郡山，天名，合川〕										
認定者数	611	646	650	674	691	700	712	721	731	917
要支援 1	93	111	105	106	109	113	115	117	119	143
要支援 2	96	102	97	103	106	107	110	110	112	137
要介護 1	106	112	102	111	115	118	119	121	122	156
要介護 2	110	105	123	122	125	124	127	128	129	163
要介護 3	91	100	100	105	106	108	110	110	113	145
要介護 4	54	60	68	65	67	66	68	68	70	89
要介護 5	61	56	55	62	64	64	64	65	67	84
認定率	15.3%	15.9%	15.6%	15.8%	16.0%	15.9%	16.0%	16.0%	16.0%	20.2%

※令和3年度以降の認定者数は、鈴鹿市全体と同様の推計方法により圏域別に推計したのち、鈴鹿市全体の推計値と圏域別の推計値の合計とが合うよう調整したものです。小数点以下の端数があるため、合計が合わない場合があります。

※圏域名の後ろの〔 〕内は地域づくり協議会の活動地域を表しています。

3 認知症高齢者数の推移及び推計

本市における、計画期間（令和３～５年度）及び２０２５（令和７）年、２０４０（令和２２）年の認知症高齢者などの人数を次のように見込みます。

認知症高齢者などの人数は、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和２年には４,７１６人でしたが、７５歳以上人口の増加に伴い、令和５年には５,３７８人、高齢者数（６５歳以上人口）に占める割合は１０.６％、令和７年には５,６５５人、同割合は１１.０％となるものと見込みます。（表・図２-３-１ 参照）

表・図２-３-１ 認知症高齢者などの人数及び割合の推移と推計（各年度９月末時点）

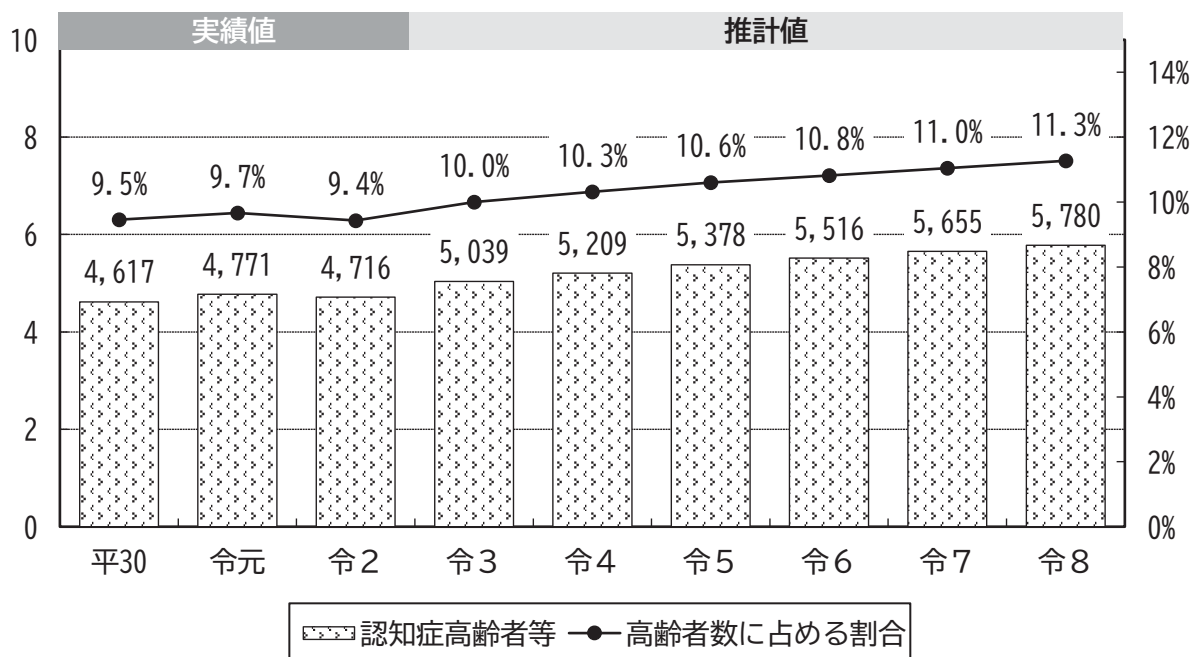
項目	実績			推計（計画期間）			推計			推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
認知症高齢者などの人数	4,617	4,771	4,716	5,039	5,209	5,378	5,516	5,655	5,780	6,928
高齢者数に占める割合	9.5%	9.7%	9.4%	10.0%	10.3%	10.6%	10.8%	11.0%	11.3%	11.7%
認定者数	8,112	8,392	8,548	8,903	9,195	9,483	9,726	9,947	10,135	11,847
65歳以上人口	48,812	49,372	49,996	50,398	50,485	50,724	50,978	51,184	51,279	59,157

※認知症高齢者などとは、要支援・要介護認定を受けている第１号被保険者*及び第２号被保険者*のうち、要介護認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度*がⅡ以上の人を集計したものです。

※令和３年度以降は、平成３０～令和２年度の年齢別の認知症の判定率（日常生活自立度*がⅡ以上）の平均値を要支援・要介護者数に掛け合わせて推計しています。

認知症高齢者等数（千人）

高齢者数に占める割合



4 第8次計画の取組からみた課題

本計画の施策の展開を図る上で、第8次計画の取組状況や令和元年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、下記のとおり課題を整理しました。

(1) 地域包括ケア体制の確立

- 地域包括支援センター*の認知度はまだ低く、より一層の周知が必要です。加えて高齢者だけでなく、障がい、子育て、生活困窮など様々な相談に対応する窓口があると良いと考えられています。
- ケアマネジャー*は地域包括支援センター*に対し、ネットワークづくりの機能の充実を望んでいます。
- 各階層の地域ケア会議*の役割が整理されておらず、地域課題を政策にまでつなげられていない状況にあります。
- 地域づくり協議会*が立ち上がり、福祉分野での関係構築をいかに進めていくべきか検討が必要となっています。

(2) 介護予防・生活支援の推進

- 介護予防や健康づくりに取り組んでいない理由としては、市民の意識が低かったり、情報を得られていなかったりすることから、地域での介護予防活動などを支援する必要があります。
- 総合事業*の利用が広がらない理由として、サービスの実情が分からないことがあり、情報提供や説明の機会をつくっていくことが求められます。
- サロン*など、地域における「通いの場」づくりがあまり進んでいません。その一方で、いくつかの地区で支え合い事業の立ち上げが進んでおり、今後の介護予防・生活支援の担い手として期待されます。

(3) 認知症施策の推進

- 認知症への理解が進んでいる一方で、認知症サポーター*については知らない人が過半数を占めることから、今後は学校や企業への協力をさらに呼びかけていくことが求められます。
- 認知症の人の介護者の困りごととしては、肉体的な疲れを挙げる人が多く、その負担の軽減を図ることが必要です。
- 認知症の人を見守る地域づくりや地域の人々の協力が望まれています。その一方でプライバシー保護への不安を感じている人もおり、理解を得ていくことが必要です。
- 認知症施策推進大綱*が示される中、地域共生のために認知症への理解を進める必要があります。認知症地域支援推進員*に期待する役割が大きくなります。

(4) 医療・介護の連携の推進

- 医療と介護の連携は取れている状況ですが、今後の医療ニーズの高まりに対し、在宅医療・介護連携支援センター*の役割がますます重要視されます。
- 終末期における自宅での療養を希望する人は多いものの、難しいと考えている人が多く、実現に向けた環境整備とともに、市民にも理解を促していくことが求められます。
- 人生の終末期について家族と話している人は多いものの、エンディングノート*や「人生会議*（ACP*：アドバンス・ケア・プランニング）」についてはあまり活用されていない状況です。

(5) 高齢者の尊厳を守るための施策の充実

- 認知症高齢者、一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度*の普及が不可欠となりますが、その認知度はまだまだ低く、相談窓口とともに周知を図っていく必要があります。
- 高齢者の自立生活を支えるため、必要な情報を届けるしくみが求められます。
- 介護者の困りごととして、介護の負担の偏りや精神的な負担感がみられることから、それらの軽減が望まれます。
- 介護離職*を防ぐため、介護休業などの制度の周知とともに、職場の理解を促していくことなどが求められます。

(6) 住まいの確保

- 生活の場としては住まいを希望する人が多いことから、できる限り在宅で暮らせる環境づくりが求められます。
- 増加する有料老人ホーム*・サービス付き高齢者向け住宅*については、実情を把握し、サービスの質を向上していくことが求められます。

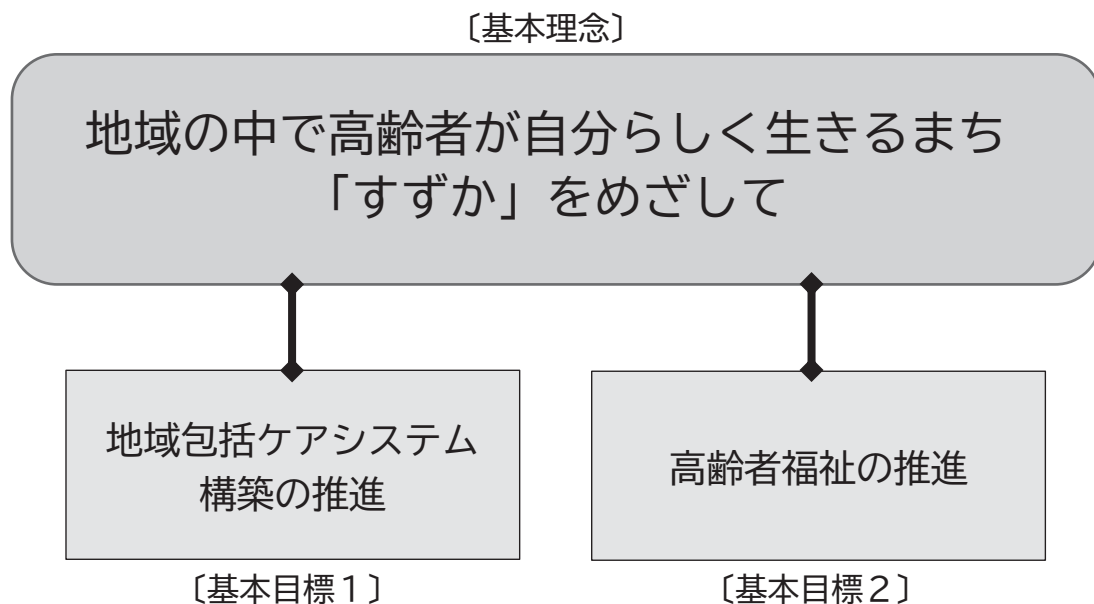
(7) 安全・安心の体制づくり

- 災害時要援護者*支援活動については周知を図ることが必要であり、防災、生活安全の面でも地域づくり協議会*との連携が不可欠だと言えます。
- 運転免許証の返納を考えていない人は多く、まだ運転できるという理由が大半ですが、代わりの交通機関がないことなどを挙げる人もおり、高齢者の移動手段の確保が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症*による日常生活への様々な制約が顕在化していますが、今後も起こりうる感染症を始めとする危機に対して、市を中心に的確に対応できる体制を確立していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び基本目標

本計画は、長期的な視点に立ち、これまでの8次にわたる高齢者福祉計画の考え方を継承するとともに、市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2023」の後期基本計画に沿って、福祉分野の上位計画に位置づけられている「第2期鈴鹿市地域福祉計画」との整合を図るよう、次のとおり基本理念及び基本目標を定めます。



基本目標 1 地域包括ケアシステム構築の推進

- 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、地域での支え合い活動と多職種が連携した包括的支援を両輪として地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ります。
- 要介護状態になることやその悪化をできる限り防ぐことができるよう、自立支援と重度化防止のための効果的な介護予防の取組を推進します。また、「支えられる人」と「支える人」との関係を越えてお互いに支え合う地域づくりに向けて、地域活動及びボランティア活動などへの参加並びにフレイル*予防に取り組めるよう住民主体による「通いの場」づくりを促します。
- 認知症の人や家族にやさしい地域づくりに向けて、国の「認知症施策推進大綱*」を踏まえ、「予防」と「共生」を軸にしながら総合的に認知症施策を推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療・介護の連携を推進するとともに、市民の意識を高めます。

成果指標 1		ふれあいいきいきサロン*の数		
現状値		目標値		
令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
91か所		120か所	130か所	140か所
➤				
指標設定の基本的な考え方				
歩いて通える範囲にサロン*が設置されるよう、自治会数の3分の1以上の数を目標とする。				

基本目標2 高齢者福祉の推進

- 高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるよう，高齢者の尊厳を守る視点から，権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り，身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。
- 高齢者が住み慣れた住まいでできるだけ暮らせるよう，要介護状態の高齢者やその家族に対する在宅介護の支援の充実を図ります。
- 高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて，環境整備に取り組みます。

成果指標2	高齢者の在宅生活を支えるための事業利用者数
-------	-----------------------

現状値	目標値		
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,263人	1,400人	1,450人	1,500人



指標設定の基本的な考え方

鈴鹿市の高齢者数が5万人に迫る中，その3パーセントの方の事業^{※注}の利用を見込むものとする。

※注 事業の内容は，ふとん丸洗いサービスの提供，訪問理美容サービスの提供，日常生活用具の給付，緊急通報システム^{*}の導入，介護用品の支給，行方不明高齢者探索の支援及び配食サービスの支援とする。（38ページ及び39ページに主な取組として記載）

2 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進に向けた考え方

(1) 重層的な取組による地域包括ケアシステムの構築

本市では、地域包括ケアシステム*を構築する地域区分として、鈴鹿市全域を「第1層」、8つの日常生活圏域*を「第2層」、地域づくり協議会*の範囲を「第3層」とします。(図3-2-1, 3-2-2参照)

これまで、第1層及び第2層における「医療と介護の連携」と、第3層における「介護予防と生活支援」の二つの側面から地域包括ケアシステム*の構築を推進してきました。第1層には、高齢者が住み慣れた地域で医療や介護を受けながら暮らし続けられるよう医療、介護、福祉の専門職が連携して支援するため「在宅医療・介護連携支援センター*」を設置し、第2層では、総合相談、支援活動を行う地域包括支援センター*を中心に包括的支援体制を構築するとともに、認知症初期集中支援チーム*及び認知症地域支援推進員*を設置して認知症施策を推進し、第3層では、地域住民が主体的に取り組む「介護予防・生活支援」の活動を促進するよう、地域でのサロン*活動やボランティア活動などを支援してきました。

今後は、日常生活圏域*の再編に即して地域包括ケアシステム*の体制の構築を進めるにあたり、引き続き、医療・介護・福祉の多職種の専門職が高齢者の在宅での療養及び介護を支援する「医療と介護の連携」と地域住民が主体的に活動する「介護予防・生活支援」を両輪として本市の地域包括ケアシステム*の構築を推進していきます。

また、必要に応じて層にしばられず、柔軟に対応しながら、これらの第1層・第2層・第3層を連携させるものとして、関係機関や地域団体などが参加し、福祉課題の解決に向けて協議する地域ケア会議*を重層的に開催し、困難事例や地域に共通する課題については、上位の地域ケア会議*で課題を整理した上で検討し、政策形成へとつなげることをめざします。



ふれあいいきいきサロン

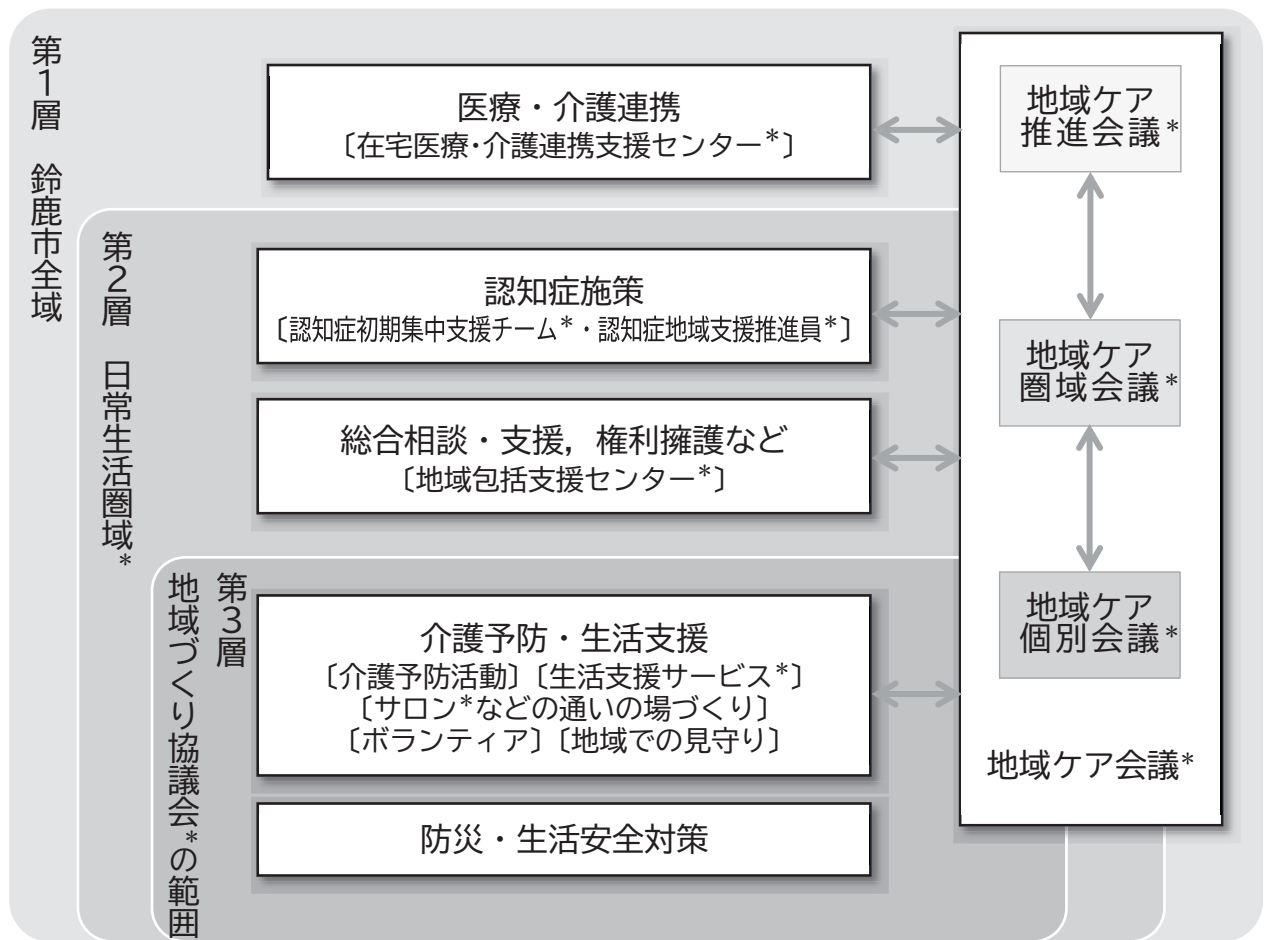


図3-2-1 鈴鹿市の各階層における主な取組のイメージ



高齢者施策推進協議会（地域ケア推進会議）

医療と介護が必要になっても、
住み慣れた地域で暮らし続けるために…

医療・介護連携

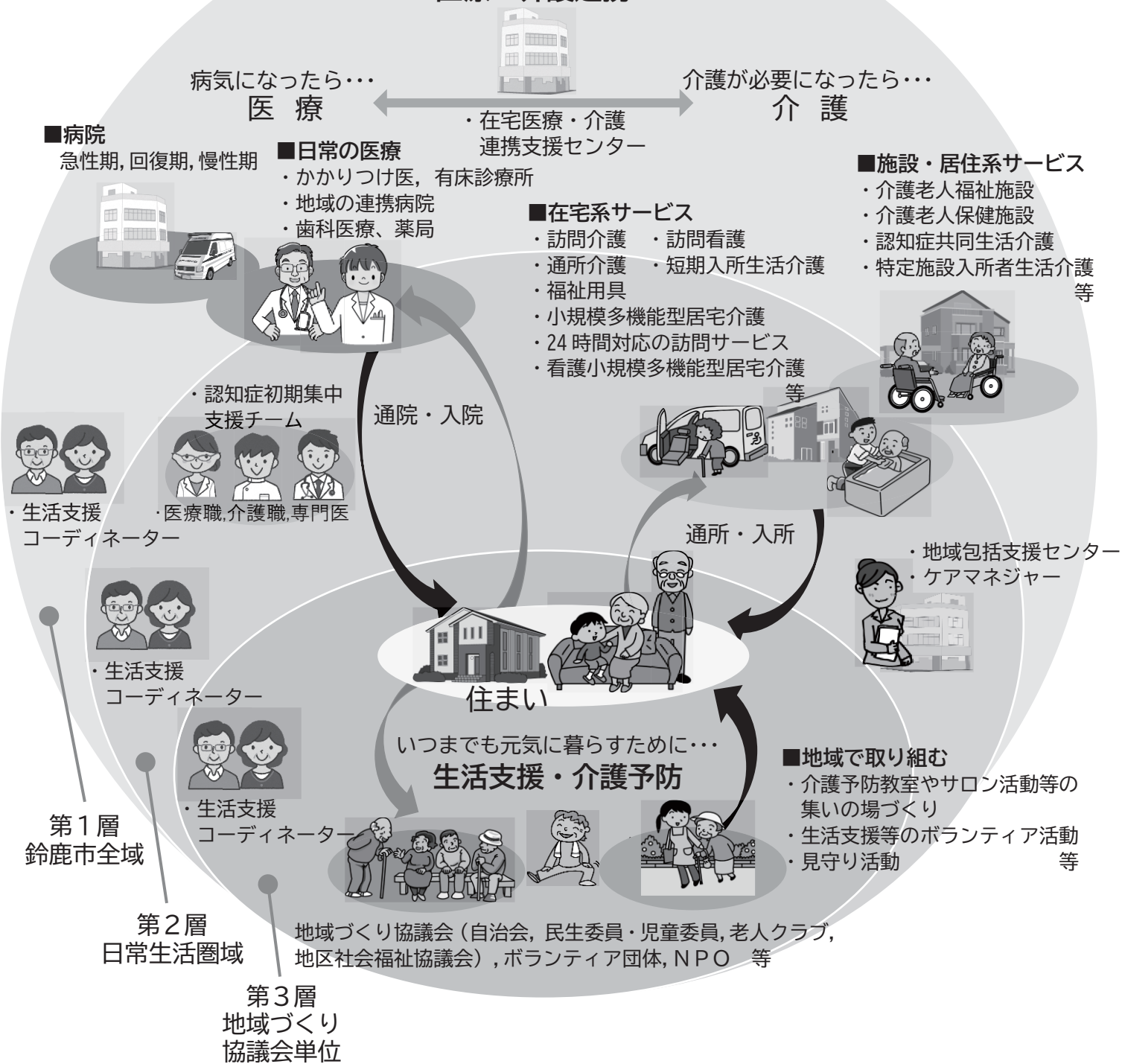


図3-2-2 鈴鹿市における地域包括ケアシステム*のイメージ

（２） 協働と役割分担による地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

地域包括ケアシステム*の深化・推進に向けては、前計画に引き続き「自助・互助・共助・公助」の４つの支援と役割分担・協働*を重視した取組を推進します。（図３-２-３参照）

自助を基本として、自発的な支え合いの地域活動である互助を支援することにより介護予防・生活支援の活動を推進します。共助は介護保険などを指し、互助で解決できないものを共助で支え、それでも解決できない貧困や虐待に対しては公助による取組を進めます。

このうち、互助に関しては、高齢者などの地域住民を含むあらゆる主体が参画してつながる地域共生社会*の実現を図る上で、非常に重要な要素となります。

このため、本市における地域共生社会*の実現に向けた取組により、地域包括ケアシステム*の深化・推進につながるよう、地域づくり協議会*を中心に、自治会、民生委員・児童委員*、老人クラブ*、ボランティア団体、NPO*、医療機関及び介護保険サービス事業所など、高齢者を取り巻くあらゆる主体が協働*し、役割を分担して地域づくりを進めるための支援を行っていきます。

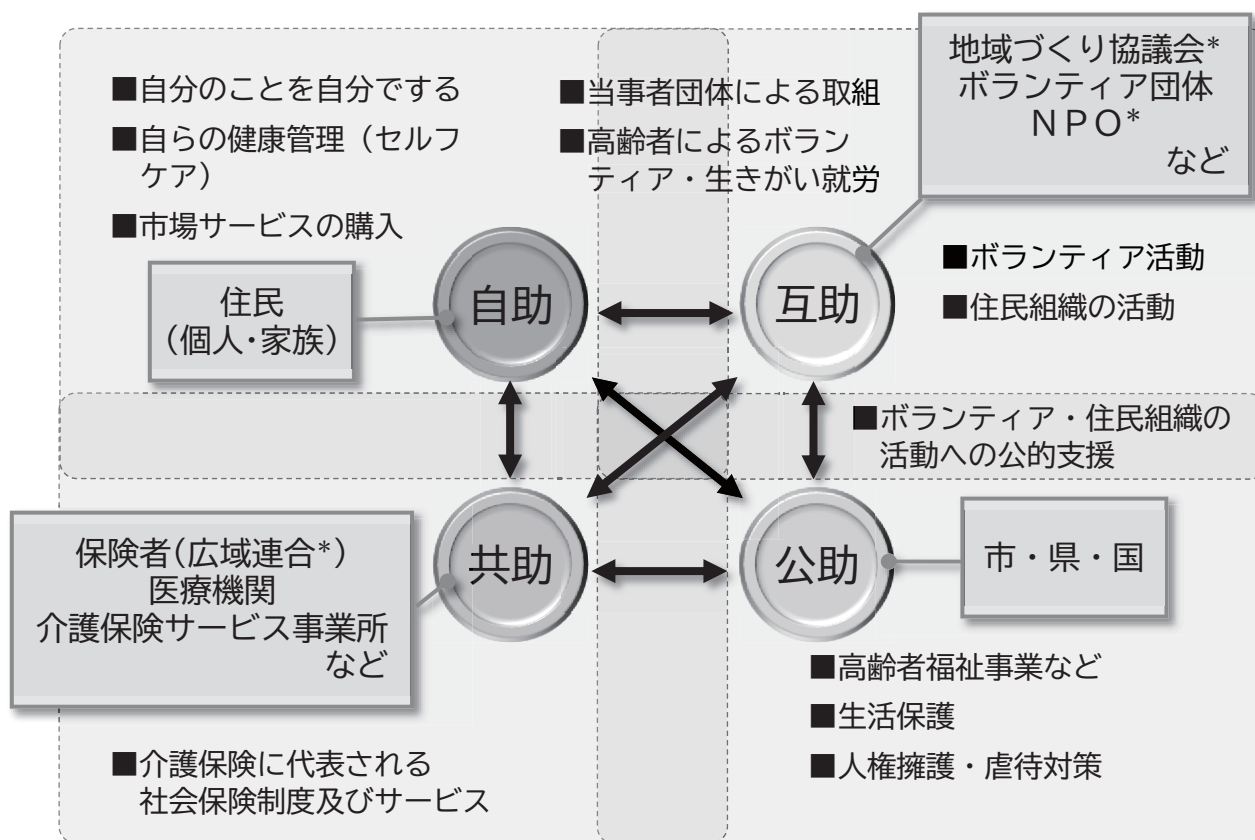


図３-２-３ 自助、互助、共助、公助からみた協働による取組のイメージ

(3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センター*は、広域連合*からの委託により日常生活圏域*ごとに1か所ずつ設置されます。これまでの4か所が、令和3年4月1日から日常生活圏域*の再編により8か所に増設され、高齢者の総合相談の窓口として、相談・支援の中核的な役割を担い、包括的支援事業や一般介護予防事業*の推進拠点となります。相談内容には高齢者の問題だけでは解決できない課題も含まれることから、関連するあらゆる機関との連携強化に伴い、市の関連部署との連携も強化していきます。

また、日常生活圏域*の再編に伴い、新設される基幹型地域包括支援センター*は、市全域を所管し、各圏域の地域包括支援センター*間の連絡調整及び運營業務の平準化を図るほか、困難事例への対応支援、医療・介護・福祉などの専門的機関との連携、地域ケア会議*の推進、市が開催する地域ケア推進会議*に向けた地域課題の整理などを行います。(図3-2-4参照)

今後は、基幹型を含めた9か所の地域包括支援センター*を核として、地域包括ケアシステム*の深化・推進に取り組んでいきます。

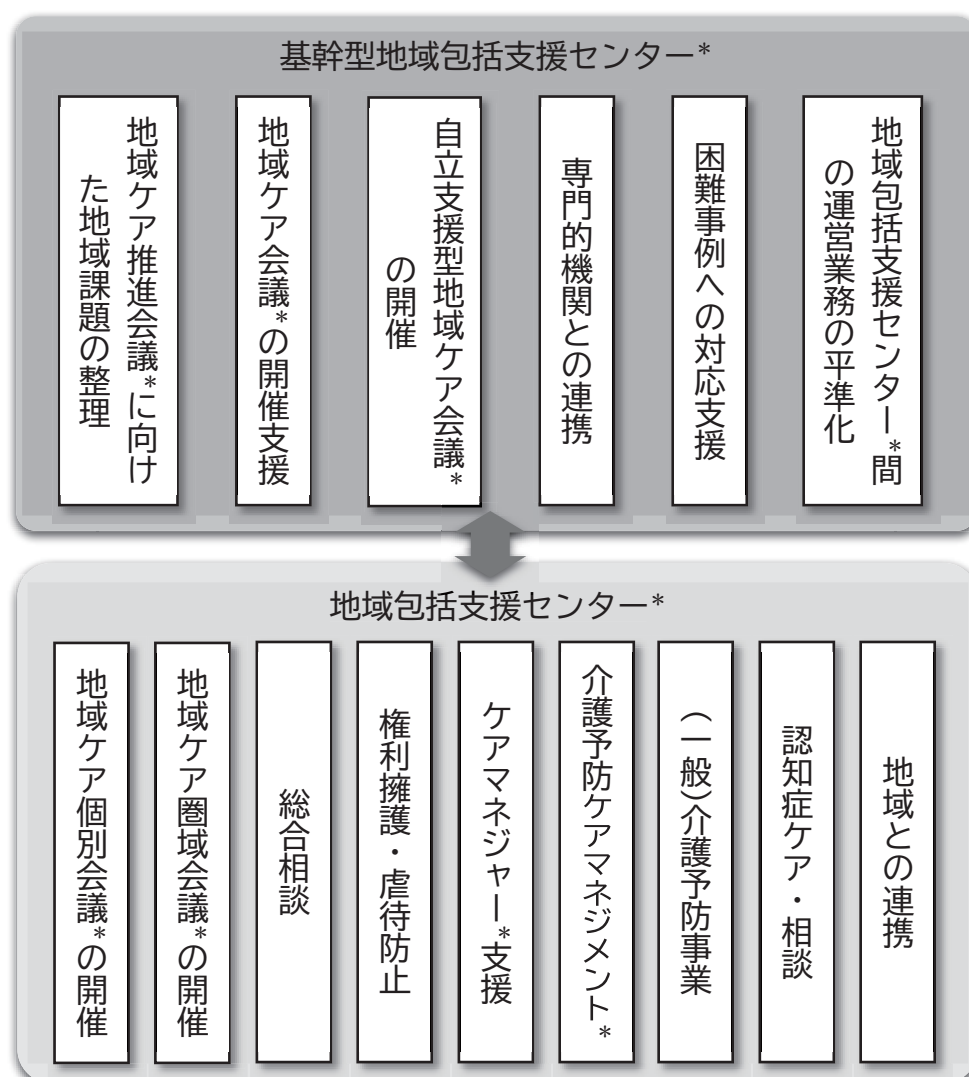
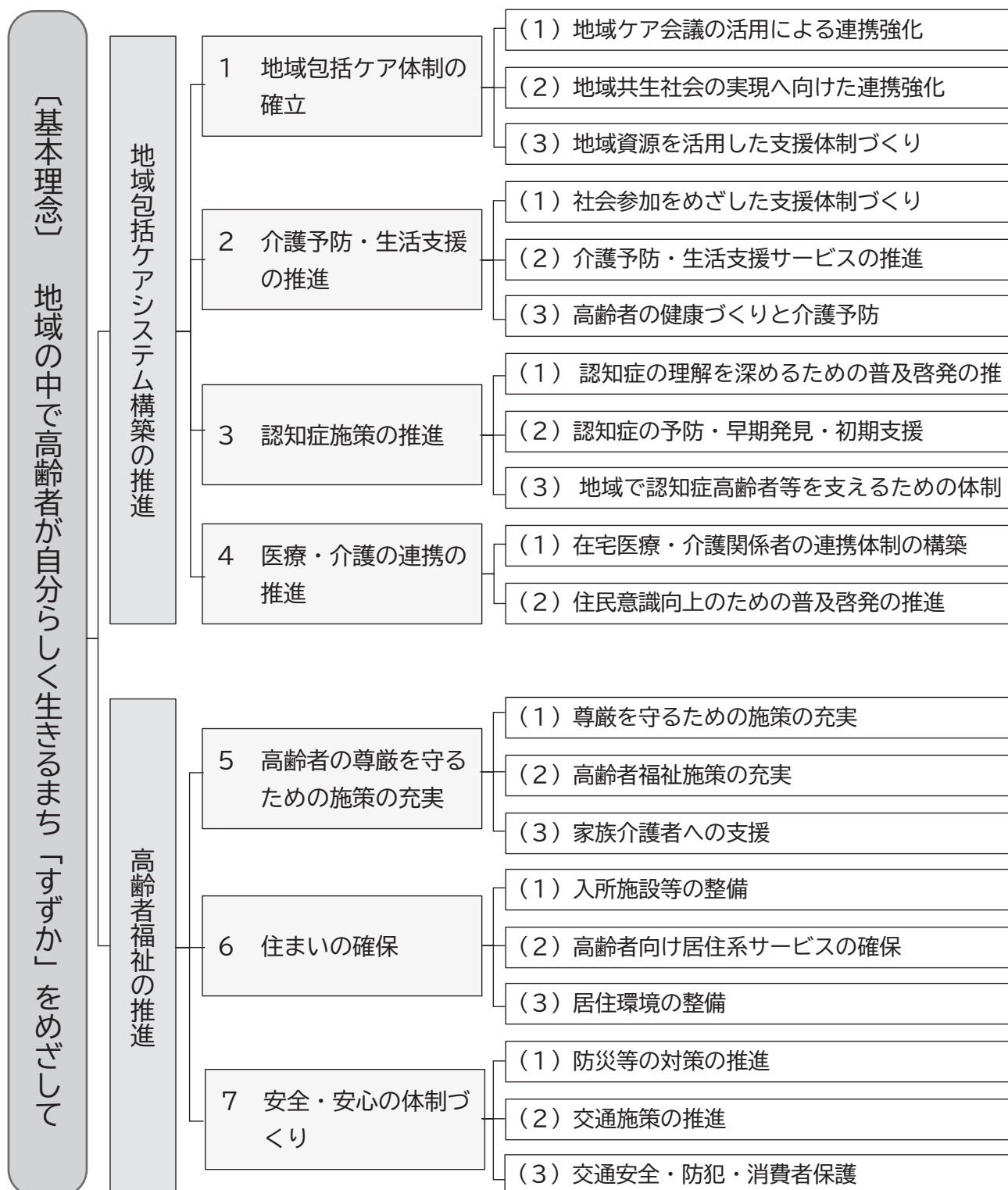


図3-2-4 地域包括支援センター*の主な役割

3 施策の体系

基本理念と基本目標の下，第8次計画の取組からみた課題などを踏まえ，以下の体系で施策を展開していきます。



第4章 施策の展開

1 地域包括ケア体制の確立

活動指標1	地域ケア推進会議*の開催回数				
	現状値		目標値		
	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0回※注	➡	2回	2回	2回

※注 感染予防対策により3月に開催予定であった会議を中止し、次年度に書面による意見聴取を実施

(1) 地域ケア会議の活用による連携強化

高齢者を始めとする住民が、住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、高齢者の支援の充実及び支援の土台となる社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議*を軸とした医療・介護連携及び介護予防・生活支援体制との相互作用により、多職種協働*による地域包括支援ネットワークの構築を推進します。

参照：巻末 資料6 地域ケア会議の流れとその他の会議及び取組に関する相互作用のイメージ

主な取組	取組内容	実施主体
地域ケア推進会議*の開催	地域包括支援センター*が開催する地域ケア個別会議*及び地域ケア圏域会議*から把握された地域課題などについて、基幹型包括支援センターが課題の整理を行い重要度の高いものから優先順位を付け、市が開催する地域ケア推進会議*において一つ一つの課題の解決へ向けた検討を行い、地域づくりや政策形成へ確実につなげていきます。 また、課題の検討結果を各会議が共有し、活動の活性化につなげます。	市 (長寿社会課) 広域連合*
地域ケア会議*と協議体*の連携	地域ケア会議*の中で、自立支援を実現するために必要な地域資源*について、協議体*が地域資源*を探したり、既存の資源を育んだり、新たな資源の創作につなげたりする協働*の地域づくりが推進されるよう生活支援コーディネーター*が調整を行うことで、それぞれの役割が連携して介護予防につなげます。	市 (長寿社会課) 広域連合*

地域ケア会議*と在宅医療ケアシステム運営会議の連携	地域ケア推進会議*での課題と鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議*での課題を相互に共有することで、それぞれの役割の中で課題解決へ導けるよう連携します。	市 (長寿社会課)
---------------------------	--	--------------

(2) 地域共生社会の実現へ向けた連携強化

地域包括ケアシステム*を機能させ、循環させるためには高齢者を始めとする地域住民全体を包含する地域共生社会*の実現が重要です。高齢者が抱える様々な複合化した課題を解決するために、地域包括支援センター*が生活支援コーディネーター*及び相談支援包括化推進員*と連携並びに関連する様々な機関との連携を強化して、包括的支援体制づくりを推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
相談支援包括化推進員*の配置と包括的な相談支援	地域共生社会*の実現に向けて包括的支援体制を推進するため、地域課題や制度の狭間*にいる人などに対し、相談支援機関と連携し、必要な支援のコーディネートを行う相談支援包括化推進員*を配置します。 重複した福祉課題を抱える方や制度の狭間にある方などからの相談に対応できる包括的な相談支援体制の構築を推進します。	市 (健康福祉政策課) 市社協*
地域包括支援センター*と関係機関との連携を強化	高齢者を取り巻く多様で複合的な地域生活課題について、地域包括支援センター*は高齢者の総合的な相談窓口として、市、関係機関・団体、事業者と連携し、適切な役割分担を図りながら、分野を超えた包括的な相談支援に寄与します。	市 (長寿社会課) 広域連合*
生活支援コーディネーター*と包括的支援体制づくりとの連携	生活支援コーディネーター*が高齢者を中心とする地域活動の支援を行う中で、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に向け、関係機関と協働*して包括的支援体制づくりと連携して進めます。	市 (長寿社会課, 健康福祉政策課)



地域包括支援センターの相談窓口

(3) 地域資源を活用した支援体制づくり

地域包括ケアシステム*の推進には、地域の中であらゆる主体との連携が必要であることから、地域包括支援センター*が中心となり、地域づくり協議会*を始めとする地域の団体や関係機関などの地域資源*を活用したネットワークを構築します。

また、地域住民の福祉意識を高めるために、学校、地域、社会の様々な場において、福祉教育の推進、福祉知識の普及啓発などを図ります。

さらに、高齢者の身近な場で、心配事に対する相談支援体制を整えます。

主な取組	取組内容	実施主体
地域づくりの支援	市民参加と協働*によるまちづくりを推進するために、地域の課題解決に取り組む地域づくり協議会*や公益活動を行っている市民活動団体の活動に対して支援を行います。	市 (地域協働課)
民生委員・児童委員*の活動支援	鈴鹿市民生委員児童委員*協議会連合会と地区民生委員児童委員*協議会への事業費補助や、民生委員・児童委員*の地域福祉活動に対して支援を行います。	市 (健康福祉政策課)
地域福祉意識の啓発	地域福祉活動が活発化するように、地域住民への福祉意識の啓発を図ります。	市 (健康福祉政策課)
学校教育、社会教育における福祉教育の推進	児童生徒が高齢者や障がい者を理解し、将来地域の中で見守りや支援に協力できるように、市内の福祉協力校*に対して出前講座や夏休み福祉体験学習（ワークキャンプ）などの実施の支援を行います。また、放課後子ども教室や土曜体験学習での高齢者との交流を実施します。	市 (教育指導課、文化振興課) 市社協*
ふれあい福祉総合相談の実施	弁護士相談、司法書士相談、高齢者健康相談、一般相談などを実施します。	市 (健康福祉政策課) 市社協*



小学校でのワークキャンプ

2 介護予防・生活支援の推進

活動指標2	通いの場や支え合いなどの介護予防活動に対し、市が支援を行った地域づくり協議会*の数				
現状値		目標値			
令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2地区		7地区	11地区	15地区	

(1) 社会参加をめざした支援体制づくり

高齢者が社会とのつながりを持ち、いきいきと暮らし続けるために、高齢者を中心とする住民主体の活動を支援します。

また、生活支援コーディネーター*が調整役となり、支え合いによる生活支援のしくみづくりを推進するほか、協議体*による地域資源*の活用及び開発などを支援し、生活支援体制の整備に努めます。

主な取組	取組内容	実施主体
社会参加の促進	地域において住民参加の福祉活動を行っている各種団体などの支援を行います。	市 (健康福祉政策課) 市社協*
生活支援に係る協議体*の設置	生活支援に係る関係団体間の情報共有、地域資源*の開発や調整のための話し合いの場として、市全域、日常生活圏域*に協議体*の設置と運営を行います。	市 (長寿社会課) 市社協*
生活支援コーディネーター*の配置	地域における生活支援の育成、連携、調整役を担う生活支援コーディネーター*について、市全域及び日常生活圏域*に配置します。	市 (長寿社会課)
公民館などの管理運営	地域の特性やニーズに応じた事業を実施するとともに、地域住民の自主的なサークル活動などの場所の提供を行います。	市 (地域協働課)
老人クラブ連合会*・単位老人クラブ*への運営支援	老人クラブ*についての普及啓発とともに、加入を促すための運営支援を行います。	市 (長寿社会課)
高齢者の就労支援	自発的な社会参加や生きがいのある充実した生活が送れるようにシルバー人材センター*の運営支援を行うなど、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みます。	市 (産業政策課)

ボランティアセンターの運営	ボランティア養成講座の開催やグループ活動の助成、活動のコーディネーターなどと協力して、生活支援の担い手となるNPO*・ボランティア組織などの掘り起こしと育成を図ります。	市 (健康福祉政策課) 市社協*
---------------	--	------------------------

(2) 介護予防・生活支援サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、自発的な介護予防の取組と住民主体の生活支援サービス*により、高齢者を含む地域全体で支え合うしくみづくりが必要です。住民自ら取り組む活動を一層推進するために、住民主体の通いの場づくり、地域の支え合いの体制づくり及び人材育成に努め、介護予防・日常生活支援総合事業*を充実させるよう推進します。(図4-2-1 参照)

また、介護予防では、これまでの取組に加えて、高齢者が介護を必要とする状態にならないため、フレイル*予防の視点で取り組めるよう周知啓発を行います。

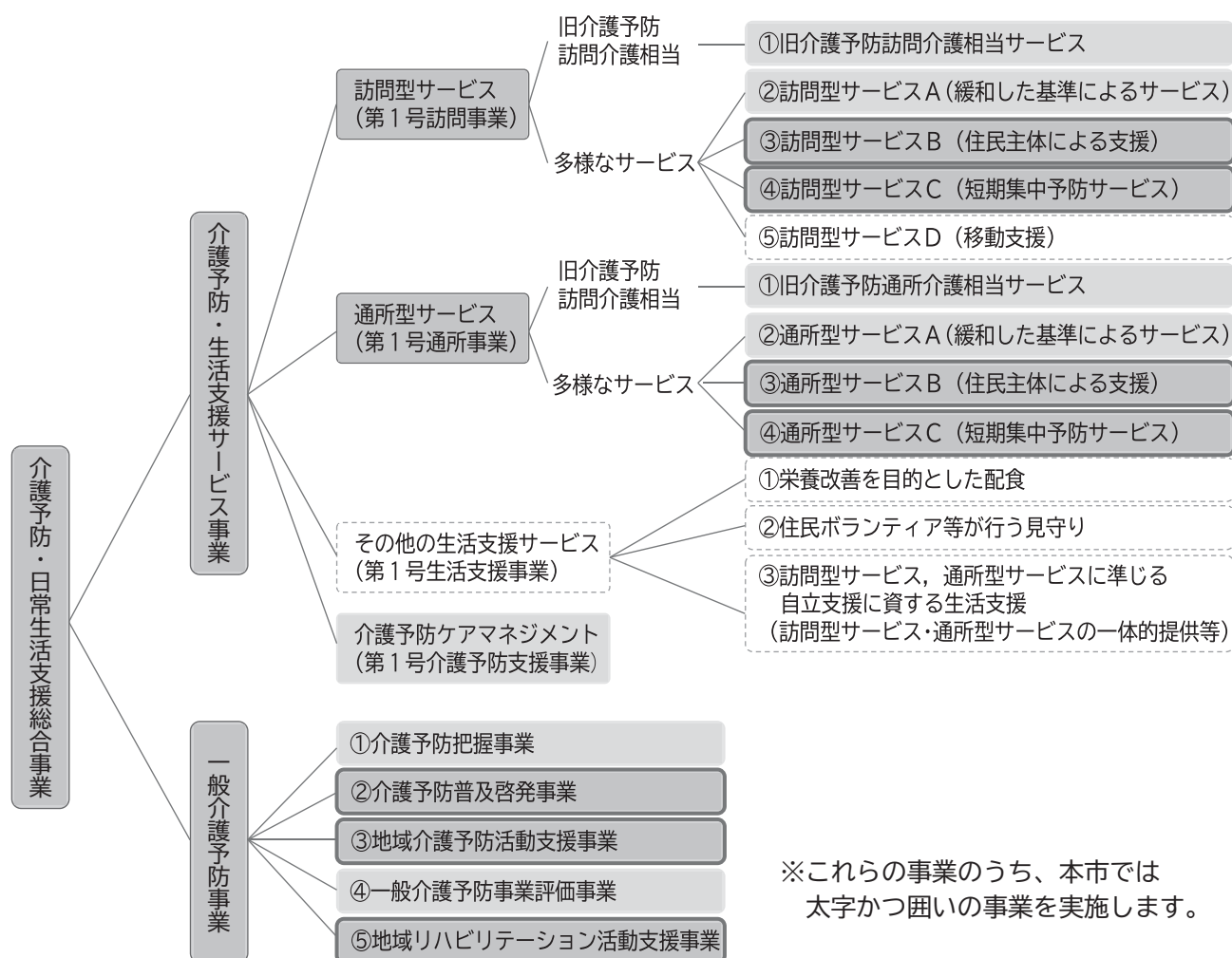


図4-2-1 介護予防・日常生活支援総合事業*の構成

主な取組	取組内容	実施主体
訪問型サービスの提供	要支援者などに対して、訪問介護事業所のホームヘルパーなどによる身体介護（食事・入浴介助など）・生活援助（掃除・洗濯など）や、専門職による短期集中的な口腔機能向上指導・栄養改善指導・リハビリ指導を行うほか、住民主体による生活援助（掃除・洗濯など）、サービスの創設を促します。	市 （長寿社会課） 広域連合*
通所型サービスの提供	要支援者などに対して、通所介護事業所での生活介護、生活機能向上のための機能訓練や、専門職による短期集中的な運動機能向上指導を行うほか、住民主体による定期的な通いの場の開催を促します。	市 （長寿社会課） 広域連合*
介護予防のケアマネジメント*	要支援者などに対して、総合事業*によるサービスなどが適切に提供できるようにケアマネジメント*するとともに、調査・アセスメント*を行い、心身の状態の改善につなげます。	広域連合*
介護予防の普及啓発	運動・口腔・栄養・認知症などのフレイル*予防に関する教室を、公民館・保健センター・住民主体の通いの場や老人クラブ*などで実施するほか、感染予防対策を意識した WEB による介護予防教室の開催やメディアを活用した介護予防についての普及啓発を行います。	市 （長寿社会課）
介護予防の対象者の把握	収集した情報などの活用により、閉じこもりなどの何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。	広域連合*
地域における介護予防活動の支援	鈴鹿いきいきボランティア*やスクエアステップリーダー*、ヘルスメイト*の養成など、住民主体の介護予防活動の支援を行います。 また、専門職などによる地域での介護予防活動を支援します。	市 （長寿社会課、 健康づくり課）
住民主体の通いの場などの充実を促進	地域づくり協議会*を中心とする通いの場の設置や支え合い事業の運営を支援します。 また、ふれあいいきいきサロン*などの歩いて通える住民主体の通いの場の設置・運営を支援します。	市 （長寿社会課） 市社協*
一般介護予防事業*の評価	計画に定める目標値の達成状況などを検証し、一般介護予防事業*の評価を行います。	広域連合*
地域リハビリテーション活動の支援	リハビリ専門職などの講師が、住民主体の通いの場などで介護予防に関する出前講座を行います。	市 （長寿社会課）
介護予防手帳の活用	高齢者が生活目標を立て、活動を計画し記録することにより、セルフマネジメント（自己管理）力を高めるとともに、本人・家族・地域包括支援センター*などの間で情報共有するための媒体としての活用をめざします。	市 （長寿社会課）

(3) 高齢者の健康づくりと介護予防

高齢者の健康寿命を延伸するためには、介護予防と健康づくりを推進することが重要です。病気の早期発見・早期対応とともに、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防に対する取組を推進し、生活機能低下への対応として高齢者の通いの場への参加の促進及びフレイル*予防対策を含めたプログラムを充実させるため、医療専門的知見からのフレイル*予防対策などの介護予防の取組を推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
高齢者に対する保健事業の推進	健康づくりに関する教室や相談会を実施します。また、かかりつけ医を持つことの重要性の啓発や、感染症の予防を推進し、高齢者の健康管理の支援を行います。	市 (健康づくり課)
各種がん検診による健康づくりの推進	がんの早期発見・早期治療を目的に、年齢などの要件に該当する方に対し、各種がん検診を実施します。	市 (健康づくり課)
鈴鹿市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導	健康状態を把握し、生活習慣病の早期発見と予防・改善を目的に、鈴鹿市国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方（施設入所者などを除く）を対象に健康診査を実施します。	市 (保険年金課)
糖尿病性腎症重症化予防事業の実施	糖尿病の重症化予防を目的に、鈴鹿市国民健康保険被保険者で、40歳～74歳未満の方を対象に、前年度の特定健康診査結果やレセプト*情報を基に医療機関未受診者などへ受診勧奨を実施します。	市 (保険年金課)
後期高齢者に対する各種健康診査	後期高齢者医療被保険者に対して、生活習慣病の早期発見のための特定健康診査や口腔機能低下の予防などのための歯科健診を実施します。	市 (福祉医療課)
保健事業と介護予防の一体的な実施	後期高齢者の保健事業について、高齢者の特性を踏まえた健康支援、健康相談、フレイル*予防を行うため、医療専門職による課題の整理・分析から、通いの場などへの積極的な関与及び高齢者に対する個別的支援を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を実施します。	市 (福祉医療課, 保険年金課, 長寿社会課, 健康づくり課)
高齢者スポーツの振興	高齢者が健康づくりのために自身の体力にあった様々なスポーツを行えるように、教室、大会などの機会を提供します。	市 (スポーツ課)
ふれあい農園*の活用	ふれあい農園*での農業体験を通じて、「生きがいづくり」「健康づくり」を促すための支援を行います。	市 (農林水産課)

3 認知症施策の推進

活動指標3	認知症サポーター*の養成人数
-------	----------------

現状値	目標値		
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18,711人	21,500人	23,500人	25,500人



(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の理解を深め、認知症の人への支援が地域全体に広がるように、あらゆる機会を活用して本人発信を含めた認知症に関する知識の普及啓発を推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症の普及啓発	市広報や市ホームページによる認知症に関する相談窓口の周知や世界アルツハイマー月間*などの普及啓発，本人発信の支援などを行います。	市 (長寿社会課)
認知症サポーター*の養成	認知症に関する正しい知識と理解を身につけた認知症サポーター*及びキッズサポーター*を養成するための講座を開催するとともに、より理解を深めてボランティア活動などにつなげるための、認知症サポーター*のステップアップ講座などを開催します。 また、認知症サポーター*養成講座の講師を務めるキャラバン・メイト*の活動支援を行います。	市 (長寿社会課)



認知症サポーター養成講座

(2) 認知症の予防・早期発見・初期支援

認知症の早期発見・早期対応の推進のための体制整備の充実を図ります。

また、認知症の発症を遅らせることや、認知症になっても進行を緩やかにすることへつながるよう、介護予防の取組を推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症初期集中支援チーム*の充実	複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症高齢者などやその家族を訪問し、アセスメント*、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	市 (長寿社会課)
認知症ケアパス*の活用	認知症と疑われる症状の発生から最終段階まで、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか相談窓口などの流れを示す認知症ケアパス*を作成し、地域包括支援センター*などの相談機関や認知症サポーター*を含めた地域住民へ周知して、積極的な活用を推進します。	市 (長寿社会課)
介護予防に資する通いの場への参加の促進	サロン*や介護予防教室などの通いの場などの周知に努めます。	市 (長寿社会課)
認知症予防などに関する民間サービスの活用	認知機能などについて、インターネット上での簡易チェックシステムにより自己検査することで、認知症の早期発見につなげます。 また、民間のサービスの導入を検討します。	市 (長寿社会課)



認知症初期集中支援チーム

(3) 地域で認知症高齢者等を支えるための体制づくり

認知症になっても住み慣れた地域で、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるように、見守り体制を強化するとともに、地域住民で支援をつなぐしくみの整備を推進します。

また、認知症高齢者やその家族などの集いの場を設置するなど、認知症高齢者やその家族の視点を重視した体制づくりに取り組みます。

主な取組	取組内容	実施主体
認知症地域支援推進員*の充実	地域において認知症高齢者などを支援する関係者と連携し、地域の実情に応じて認知症高齢者などやその家族の支援を行います。 また、生活支援コーディネーター*と連携して認知症地域支援を推進します。	市 (長寿社会課)
行方不明高齢者などのための安心ネットワーク	鈴鹿警察と協力し、行方不明高齢者などの捜索協力を市内の店舗や事業所に依頼します。	市 (長寿社会課) 市社協*
認知症高齢者などの見守り体制構築の推進	市内の民間業者などと協力し、認知症高齢者などの見守り体制の構築を推進します。	市 (長寿社会課)
認知症カフェ*の支援	認知症に関する情報交換や交流の機会を提供することにより、不安感や負担感の解消が図れるように、身近な地域における認知症高齢者やその家族などの集いの場づくりの支援を行います。	市 (長寿社会課)
認知症高齢者などの生活支援体制構築の推進	本人と家族のニーズと認知症サポーター*を中心とした支援をつなぐしくみ(チームオレンジ)の整備をめざします。	市 (長寿社会課)



認知症カフェ



行方不明高齢者探索訓練

4 医療・介護の連携の推進

活動指標4	鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会の開催回数				
	現状値	目標値			
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	3回	4回	4回	4回	

(1) 在宅医療・介護関係者の連携体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議*を中心とした地域の在宅医療・介護・福祉の関係者の連携を推進し、切れ目なく医療と介護が提供される体制づくりを強化します。

また、在宅医療・介護関係者の研修などを通じて知識の向上や情報の共有化を図るとともに、相互の関係づくりを支援します。

主な取組	取組内容	実施主体
地域の医療・介護の資源の把握	医療・介護関係者間の連携などを行うために、地域の在宅医療を実施する医療機関及び介護事業所などの地域資源*を把握し、リストやマップを作成します。	市 (長寿社会課)
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	多職種の「顔の見える関係」を構築するとともに、在宅医療と介護の連携に係る課題とその対応を協議します。	市 (長寿社会課)
医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅医療と介護、双方の情報の共有化を図るために、ICT（情報通信技術）などを活用したシステムを導入し、情報ネットワークの構築を図ります。	市 (長寿社会課)
在宅医療・介護連携に関する相談支援推進	医療・介護関係者や地域包括支援センター*など多職種からの相談の対応や連携を支援するため、在宅医療・介護連携支援センター*を設置し、担当者を配置して、医療・介護関係者の連携の支援を行います。	市 (長寿社会課)
医療・介護関係者の研修	医療職と介護職が相互に知識を深めるために、合同研修の機会を充実します。	市 (長寿社会課)
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	在宅医療、訪問看護などの提供体制とともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護*、看護小規模多機能型居宅介護*などの充実を図ります。	市 (長寿社会課) 広域連合*

在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携	亀山市，広域連合*だけでなく，隣接市との連携強化を図ります。	市 (長寿社会課)
----------------------	--------------------------------	--------------

(2) 住民意識向上のための普及啓発の推進

在宅医療や看取りに関する知識の普及を図るために，在宅医療・介護従事者を含む地域住民への普及啓発を進めます。

主な取組	取組内容	実施主体
在宅医療や看取りなどの知識の普及啓発	在宅医療の必要性や在宅での看取りなどについての理解を深めるために，講演会の開催，エンディングノート*やパンフレットの配布による啓発活動，ACP*（アドバンス・ケア・プランニング）の理解促進に努めます。	市 (長寿社会課)



鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター（すずらん）



鈴鹿心くし大学

5 高齢者の尊厳を守るための施策の充実

活動指標5	権利擁護シンポジウムの開催回数				
現状値		目標値			
令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1回		1回	1回	1回	

(1) 尊厳を守るための施策の充実

高齢者虐待に対する相談体制強化のために、関係機関と連携した虐待防止の取組や権利擁護事業の充実、成年後見制度*の利用促進や市民に対する制度の啓発を図ることと、高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

特に、認知症の人や一人暮らし高齢者の増加に対応するためにも、成年後見制度*に対する市民への理解を深め、利用促進に向けた体制の充実に取り組みます。

市社協*、鈴鹿市後見サポートセンターみらい*、鈴鹿日常生活自立支援センター*、鈴鹿亀山消費生活センター*などの関係機関と連携しながら、権利擁護が必要な人への支援を行います。

主な取組	取組内容	実施主体
人権の啓発活動	高齢者の人権についての理解を深めるために、パネル展示やパンフレットの配布などによって啓発活動を行います。	市 (人権政策課)
虐待の未然防止	介護施設従事者などに対して集団指導などによる虐待防止の指導を継続するとともに、家族介護者が気軽に相談できる体制の整備及び虐待防止に関する知識の周知により、虐待の未然防止を図ります。	市 (長寿社会課) 広域連合*
高齢者の緊急一時保護	DV(家庭内暴力)、金銭搾取、ネグレクト(介護放棄)、セルフネグレクト(自己放任)などにより、生命や身体に重大な危険が生じる恐れなどがある高齢者を、福祉施設などにおいて一時的な保護を行うとともに、その解決に向けて、関係機関と連携を図ります。	市 (長寿社会課)
成年後見制度*利用の支援及び啓発	成年後見制度*利用促進法の趣旨に基づき、成年後見制度*の利用を支援し、被後見人の権利を擁護するとともに、権利擁護シンポジウムの開催やパンフレットの配布などにより、成年後見制度*に関して理解を求める啓発を行います。	市 (長寿社会課, 障がい福祉課) 市社協*

鈴鹿市後見サポートセンター*の運営	成年後見制度*への相談，運営委員会の開催，法人後見*の受任啓発活動，出前講座・研修会などを実施します。	市 (長寿社会課) 市社協*
地域における権利擁護の推進	消費者被害，虐待防止，防災，成年後見制度*など，専門的かつ具体例を提示した講座を開催します。	市 (長寿社会課) 市社協*
鈴鹿日常生活自立支援センター*の運営	認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人が自立して地域生活を送れるように，日常生活上の消費契約や金銭管理を行います。	市 (健康福祉政策課) 市社協*

(2) 高齢者福祉施策の充実

一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が増加している中で，より多くの高齢者が自立した生活を継続できるよう高齢者の在宅介護を支援するための施策についての周知と利用者ニーズの把握に努め，サービス提供体制の充実を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
ふとん丸洗いサービスの提供	寝たきりなどの症状により，寝具の衛生管理が困難な人のふとんの丸洗い，消毒及び乾燥を年2回実施します。	市 (長寿社会課)
訪問理美容サービスの提供	重度の要介護認定を受けた人などが訪問理美容サービスを利用した場合に，年間最大4回分の出張経費を補助します。	市 (長寿社会課)
日常生活用具の給付	要介護認定を受けた人で，一人暮らし又は高齢者のみの世帯のうち，心身機能の低下により防火などの配慮が必要な人などに対して，住宅用火災警報器，消火器又は電磁調理器のうち，必要なものを給付します。	市 (長寿社会課)
緊急通報システム*の導入	高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の人に対して，緊急通報システム*の導入に要する費用の一部を補助します。	市 (長寿社会課)
福祉有償運送*への支援	寝たきりなどにより通院などの移動が困難な在宅で生活する高齢者を対象として行う福祉有償運送*に対する支援を行います。	市 (長寿社会課)

(3) 家族介護者への支援

家族介護者の身体的・精神的・経済的な負担を軽減するための支援を行い、「介護離職*ゼロ」をめざしつつ、必要な人に必要なサービスが届くよう取組を推進します。

主な取組	取組内容	実施主体
介護用品の支給	重度の要介護認定を受けた人などに、紙おむつなどを月1回支給します。	市 (長寿社会課)
行方不明高齢者探索の支援	認知症による行方不明高齢者などを対象に、GPS*を利用した探索サービスを利用する際の初期導入経費を補助します。	市 (長寿社会課)
配食サービスの支援	在宅で生活している市内の高齢者宅への食事の個別配達を行い、配達時に高齢者の安否確認を行うとともに、緊急時にはあらかじめ登録された緊急連絡先に連絡します。	市 (長寿社会課)
在宅介護の継続の支援	在宅で高齢者を介護する家族の負担軽減などにつながるよう相談体制の充実を図り、施策の検討を行います。	市 (長寿社会課)
介護者のつどい	介護する上で困っていることを一人で抱え込まないように、同じ悩みを抱えている人や経験した人同士で交流できる場を開催します。	広域連合*



家族への相談支援

6 住まいの確保

活動指標 6	居住系サービスの施設の職員を含む介護従事者などに対し、介護や福祉に関する研修やイベントなどを周知した回数			
現状値	➤	目標値		
令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
13回		15回	15回	15回

(1) 入所施設等の整備

介護保険施設や地域密着型サービスの整備については、広域連合*が策定する介護保険事業計画に即して必要な支援を行います。

また、養護老人ホームについては、現状を維持します。

主な取組	取組内容	実施主体
介護保険施設*などの整備	介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）*・介護老人保健施設*・介護医療院*）や地域密着型サービスの整備については、広域連合*と連携しながら、介護保険事業計画に即して行われる整備に対して必要な支援を行います。	市 （長寿社会課） 広域連合*
養護老人ホームの整備	現状を維持し、スムーズな入所に対応できるように努めます。	市 （長寿社会課）

(2) 高齢者向け居住系サービスの確保

高齢者の安定した住居確保と住環境整備のために、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの居住系サービス（以下、「居住系サービス」と言う。）については、需給バランスに留意しつつ、その確保に努めます。

また、三重県及び関係機関との連携により、居住系サービス提供事業者の人材育成のための取組を支援し、サービスの質的向上を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
居住系サービスの整備	居住者の生活利便性が高い市街化区域*において、住所地特例*の対象である居住系サービスの整備を誘導します。	市 （長寿社会課、都市計画課）

居住系サービスの質的向上	三重県社会福祉協議会，市社協*，広域連合*などと連携して介護や福祉に関する各種研修などの周知を行うとともに，県との連携を強化し，施設職員同士の交流の機会を検討するなど，居住系サービスにおける質的向上をめざします。	市 (長寿社会課) 市社協*
--------------	--	----------------------

(3) 居住環境の整備

今後も，三重県ユニバーサルデザイン*のまちづくり条例に基づき，すべての人々が快適に暮らせるまちづくりをめざして，公共施設などのバリアフリー*化を推進し，新たな施設整備については，ユニバーサルデザイン*の適用を図ります。

また，様々な団体と連携して市営住宅や民間賃貸住宅への入居に関して相談体制を充実するとともに空き家問題などが発生している既存住宅の有効活用などを検討します。

主な取組	取組内容	実施主体
ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進	三重県ユニバーサルデザイン*のまちづくり推進条例に基づく特定施設新築など（変更）協議申請の受付及び適合証交付申請の受付，交付を行います。	市 (障がい福祉課)
市営住宅への高齢者などの優先入居	目的別分散入居の導入（低層階への高齢者世帯の誘導）を推進します。 また，高齢者世帯に対して，抽選会での優先的な取扱いを行います。	市 (住宅政策課)
住宅の相談支援	三重県居住支援連絡会*の構成団体として，高齢者，障がい者，外国人，子育て世帯などで賃貸物件が見つからず困っている人に対し，民間賃貸住宅相談会の開催やパンフレットの配布などにより，高齢者などの円滑な入居に関する支援を行います。	市 (住宅政策課) 市社協*
住まいの有効活用や処分に関する支援	空き家ネットワークみえ*と連携して空き家を所有している方，住宅などを所有していて，相続，活用，処分などにお困りの方に対して空き家無料相談会を開催し，資産整理，空き家の有効活用及び空き家化の防止の支援を行います。	市 (住宅政策課)

7 安全・安心の体制づくり

活動指標 7	災害時要援護者*台帳の登録者数			
	現状値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	9,229人	9,700人	10,100人	10,500人

(1) 防災等の対策の推進

緊急時の対応に関する意識を高めるとともに、災害が発生した場合に備え、地域の実情に合わせて避難に係る対策を準備しておけるよう、平時の見守りの強化や防災知識の普及啓発を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症*を始めとする新たな危機に的確に対応できるよう、危機管理体制の確立を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
災害時要援護者*台帳の整備	一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時に支援が必要な人がどこにいるのかなど、日ごろから見守りをする必要がある人の情報を整備し、消防、地域包括支援センター*、地区民生委員児童委員*協議会、地域づくり協議会*、自治会などの関係機関及び団体と連携してさらなる情報収集に努めます。	市 (長寿社会課)
福祉避難所の充実	鈴亀地区老人福祉施設協会に加盟する鈴鹿市の施設及び市内老人保健施設の一部と災害時における福祉避難所の協定を結んでおり、その協定に基づく災害時の福祉避難所設置を想定して、避難所開設訓練を行うなど、いざという時に備え、協議などを行い、福祉避難所の充実を図ります。	市 (長寿社会課)
救急情報ネックレス*の普及	災害時要援護者*台帳に登録された情報を活用し、迅速な救急医療活動などにつなげられるように、救急情報ネックレス*の普及を図ります。	市 (消防課)
防災知識の普及啓発	高齢者・障がい者・子育て世帯・外国人・それらの人々をケアする団体などに対して、迅速な情報の取得など、災害時における対応についての出前講座を行います。	市 (防災危機管理課)
家具固定の普及	大規模地震による被害を軽減するため、家具転倒防止対策を行うように推進します。	市 (防災危機管理課)

重症化リスクの高い感染症予防対策	感染症の拡大に際し正しい対策が取れるよう、正確な情報の収集に努めるとともに、地域住民、地域で活動する団体、医療機関及び介護事業所などへの情報の周知・伝達に努めます。 また、必要な支援を検討することや、地域住民の心身の健康維持への対応を検討するため市の組織体制づくりを推進します。	市 (長寿社会課, 健康づくり課, 防災危機管理課) 広域連合*
------------------	--	--

(2) 交通施策の推進

日常生活を送る上で、高齢者を含む地域住民が、快適に利用できる交通環境整備についての施策を検討するとともに、地域の実情に沿った移動支援の研究や、公共交通機関などのバリアフリー化に向けた取組を進めます。

主な取組	取組内容	実施主体
公共交通網形成構築の推進	市域の一体的な交通サービスの提供や高齢者などの移動手段の確保、まちづくりとの連携などの新たな課題に対し、新たな交通計画を策定し、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成や再構築、地域における輸送資源の最大限の活用など、「鈴鹿市の公共交通のあり方」を明らかにし、持続可能な旅客輸送サービスの提供の確保に努めます。	市 (都市計画課)
地域の支え合い活動と一体的に行われる移動支援の研究	住民主体の通いの場や支え合いなどの活動の中で一体的に行われる移動支援について、その在り方の研究や相談支援を行います。	市 (長寿社会課)
ノンステップバス*の導入	コミュニティバス*の車両更新時に、ノンステップバス*の導入を図ります。	市 (都市計画課)

(3) 交通安全・防犯・消費者保護

高齢者の交通安全に対する意識を高めるように、交通安全教育や啓発活動の充実を図るとともに、高齢者をねらう振り込め詐欺や悪質商法を始めとする犯罪などについての注意喚起や相談活動などを実施します。

主な取組	取組内容	実施主体
交通安全・防犯意識の高揚	交通事故減少をめざし、交通安全教室を実施します。 また、関係機関やボランティアが連携し、地域ぐるみで防犯対策を実施するとともに、本市のホームページやメールモニターシステム*、SNS*などの情報媒体を利用して、防犯情報を配信することにより、防犯意識の高揚を図ります。	市 (交通防犯課)
鈴鹿亀山消費生活センター*の運営	消費生活に関するトラブルなどについての相談を受け、解決するための助言やあっせんを行います。	広域連合*



交通安全教室



ノンステップバス

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

関係機関の連携によって各取組の推進を図るため、地域ケア推進会議*において情報共有を図り、計画の推進に係る必要事項の検討・調整を図ります。

また、取組の推進にあたっては、庁内関係部局間での連携を密にし、相互に調整を図りながら進めることとします。

さらに、市民、地域団体、事業所などとの協働*の下で計画を推進するため、本計画の内容や高齢者福祉施策に係る広報・啓発活動や情報提供の充実を図ります。

2 計画の進行管理

本計画は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善するPDCAサイクルにより進行管理を行い、担当部局による実績整理と内部評価結果を基に、毎年、鈴鹿市高齢者施策推進協議会*において点検・評価し、それらの結果に基づき翌年度以降の事業改善につなげます。（図5-2-1 参照）

また、それらの繰り返しにより、次期計画において必要な見直しを図ります。

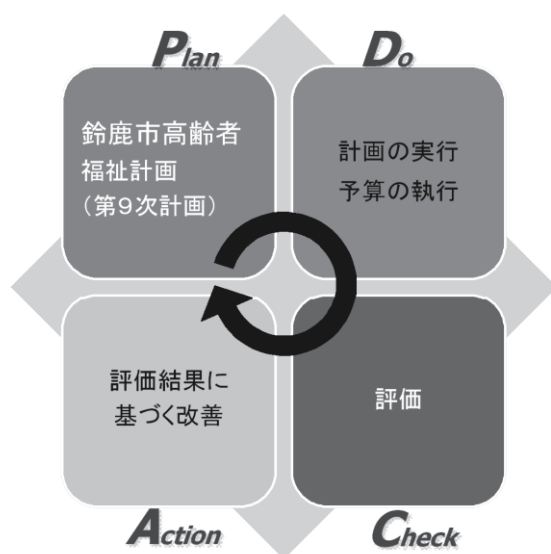


図5-2-1 PDCAサイクルのイメージ

参考資料

1 計画の策定経過

(1) 鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会

年月日	内容
令和2年 7月9日	第1回 ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会の位置づけなどの確認 ◆ 委員長，副委員長の選出 ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画の策定の概要 ◆ 計画策定スケジュールの確認 ◆ 関連する制度改正などの確認 ◆ アンケート調査結果の確認 ◆ 現行の鈴鹿市高齢者福祉計画（第8次計画）の概要
令和2年 8月6日	第2回 ◆ 現行の鈴鹿市高齢者福祉計画（第8次計画）の構成の確認 ◆ 鈴鹿市の総人口，高齢者人口及び介護認定者の推移・推計 ◆ 現行の鈴鹿市高齢者福祉計画（第8次計画）の進捗状況と課題の整理 ◆ 日常生活圏域*の再編について ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画）の骨子案の検討
令和2年 9月24日	第3回 ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画）の骨子案の確認及び素案の検討
令和2年 10月29日	第4回 ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画）案の検討
令和2年 12月3日	第5回 ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画）案の確認 ◆ パブリックコメントの実施スケジュールの確認
令和3年 2月25日	第6回 ◆ パブリックコメントの結果の確認 ◆ 鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画）修正案の検討

(2) 市民参加の取組

内容	実施時期	備考
市民アンケート調査	令和元年11月～令和2年3月	調査方法と結果はP48～69に記載
パブリックコメント	令和3年1月5日～2月5日	

2 計画の策定体制

(1) 鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同，敬称略，◎委員長 ○副委員長)

	構成区分	氏名	団体名
◎	学識経験者	菅原 秀次	学校法人 鈴鹿医療科学大学
○	医療関係者	西城 英郎	一般社団法人 鈴鹿市医師会
	医療関係者	元橋 庸好	一般社団法人 鈴鹿歯科医師会
	保健福祉関係者	中西 淳一	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
	保健福祉関係者	寺田 隆	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会
	保健福祉関係者	伊藤 健司	鈴亀地区老人福祉施設協会
	保健福祉関係者	山本 勝也	鈴鹿市老人クラブ連合会
	保健福祉関係者	福田 智女	三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
	保健福祉関係者	森田 由香利	鈴鹿西部地域包括支援センター
	市民	草深 一夫	公募委員
	市民	市川 栄	公募委員

3 高齢者介護に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要（鈴鹿亀山地区全体）

調査の目的

令和3年度からの「第8期介護保険事業計画」の策定に向けて、介護保険事業の円滑な実施と、高齢者の保健福祉サービスを充実させるための基礎資料として活用することを目的に実施したものです。

調査の方法

①調査対象地域 鈴鹿亀山地区全域

②調査対象者

調査種別	調査対象者	調査件数
(1) 在宅介護実態調査 【以降は「在宅調査」とします】	要介護認定(要介護1～5)を受けている在宅の方とその介護者の方（調査に同意頂ける方）	約600件
(2) 介護予防・日常生活圏域*ニーズ調査 【以降は「ニーズ調査」とします】	65歳以上の介護保険の被保険者で、介護保険の要介護認定を受けていない方（要支援1・2の人を含む）	2,000人抽出
(3) 第2号被保険者*調査 【以降は「2号調査」とします】	40～64歳の介護保険の被保険者のうち55歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方	1,000人抽出
(4)-1 居宅介護支援事業所調査 【以降は「居介調査」とします】	管内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所	すべて (85事業所)
(4)-2 介護支援専門員*調査 【以降は「ケアマネ調査」とします】	管内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に所属する介護支援専門員*の方	すべて (241人)
(5) サービス提供事業所調査 【以降は「事業所調査」とします】	管内の介護保険サービスの提供事業所（有料老人ホーム*及びサービス付き高齢者向け住宅*を含む）	すべて (336事業所)

③調査期間

調査種別	調査期間
(1)在宅調査	令和元年11月～令和2年3月
(2)ニーズ調査	令和2年1月(調査基準日は令和2年1月1日)
(3)2号調査	
(4)-1居介調査	令和2年3月(調査基準日は令和2年3月1日)
(4)-2ケアマネ調査	
(5)事業所調査	

④調査方法

調査種別	調査方法
(1)在宅調査	A票（本人用）は調査員による訪問面接調査，B票（介護者用）は本人記入方式による訪問調査，ただし一部は郵送によって回収
(2)ニーズ調査	調査票による本人記入方式，郵送配布・郵送回収による郵送調査
(3)2号調査	
(4)-1居介調査	
(4)-2ケアマネ調査	
(5)事業所調査	

配布・回収数

調査種別	配布数 (A)	有効 配布数 (B)	回収数 (C)	回収率 (C/B)	白紙 回答 (D)	有効 回収数 (E=C-D)	有効 回収率 (E/B)
(1)在宅調査						570 件	
(2)ニーズ調査	2,000 件	1,998 件	1,389 件	69.5%	3 件	1,386 件	69.4%
(3)2号調査	1,000 件	998 件	540 件	54.1%	4 件	536 件	53.7%
(4)-1居介調査	85 件	85 件	82 件	96.5%	0 件	82 件	96.5%
(4)-2ケアマネ調査	241 件	241 件	209 件	86.7%	0 件	209 件	86.7%
(5)事業所調査	336 件	336 件	277 件	82.4%	0 件	277 件	82.4%

調査結果の見方(注意事項)

- ①グラフおよび表中の回答者数は、「無回答」や「不明」を除く回答者数を表しています。
- ②調査結果(表中)の比率は，その設問の回答者数を基数として，小数点以下第2位を四捨五入して算出し，小数点以下第1位までを表示しています。したがって，回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ③複数回答形式(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問については，その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。したがって，すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ④選択肢の語句が長い場合，本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。

(2) 調査結果のポイント（鈴鹿市版）

※ただし、居介調査、ケアマネ調査、事業所調査は広域全体の結果

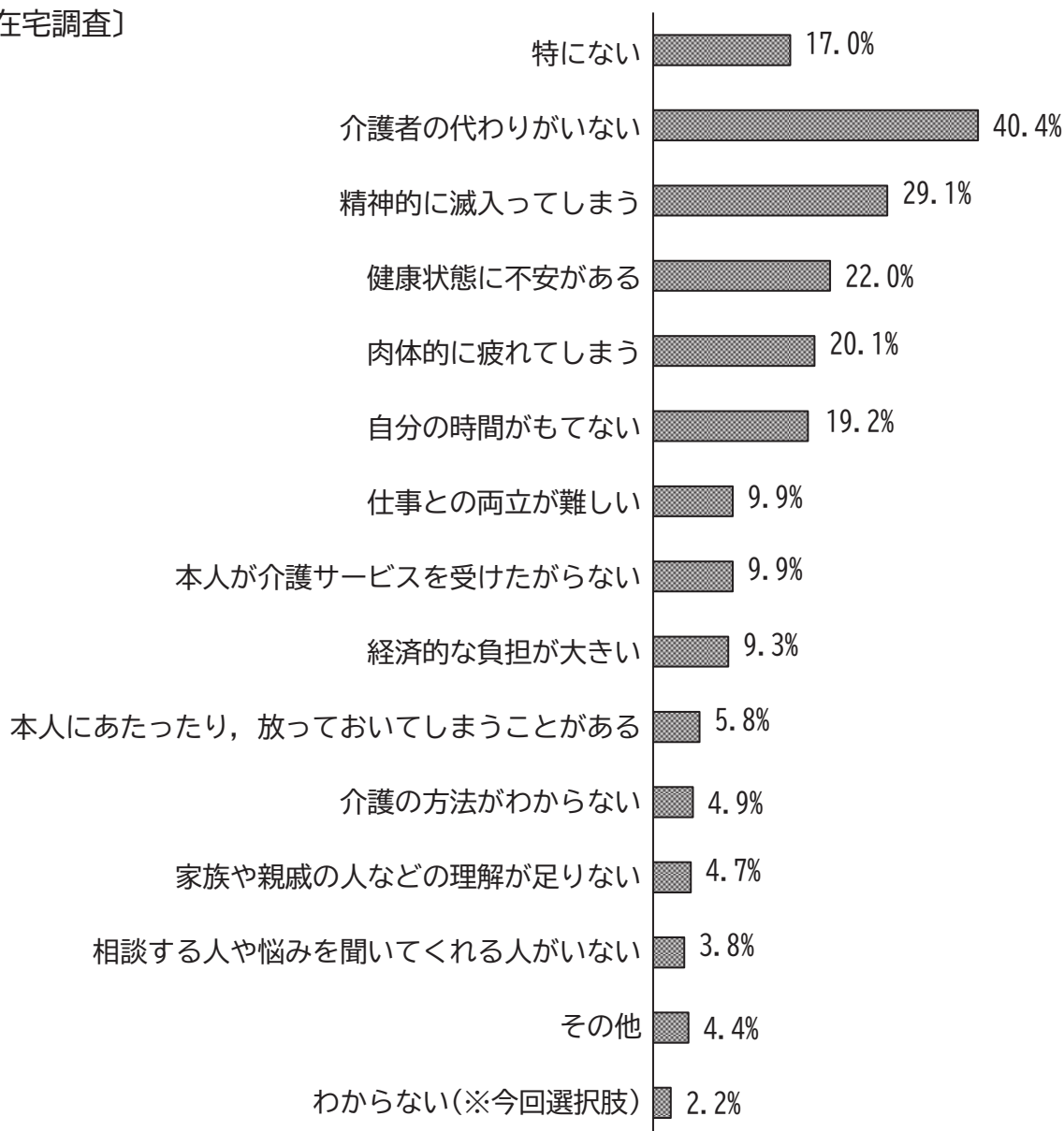
1 地域包括ケア体制の確立

■どのようなことに困っているか。

主な介護者の方が介護する上で、どんなことに困っていますか。（3つまで選択可）【回答者数：364】

介護をする上で困っていることについては、「介護者の代わりがない」が最も高く、次いで「精神的に滅入ってしまう」、「健康状態に不安がある」、「肉体的に疲れてしまう」、「自分の時間がもてない」と続いています。一方、「特にない」は17%となっています。

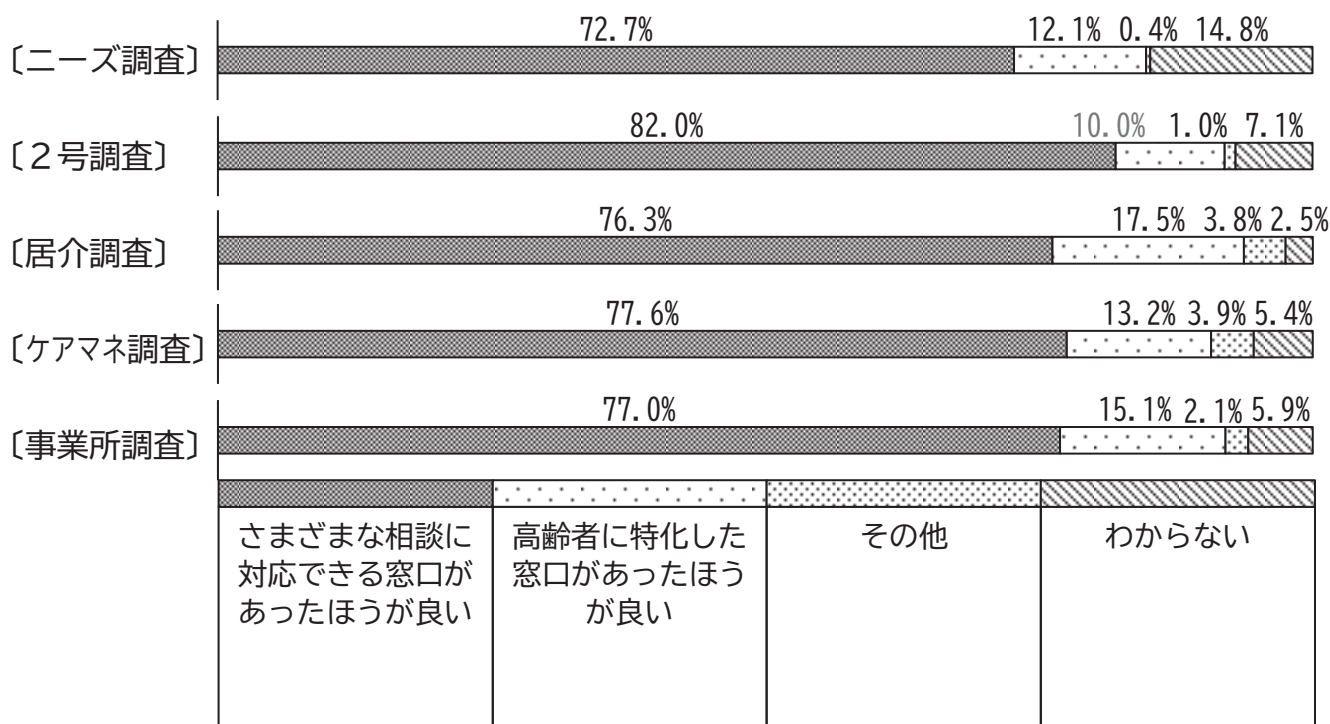
〔在宅調査〕



■子育て、生活困窮など多様な相談に対応すべきか。

あなたは、高齢者だけでなく、障がい、子育て、生活困窮などさまざまな相談に対応する窓口についてどのように思いますか。(1つを選択) 【(回答者数)ニーズ調査：979, 2号調査：411, 居介調査：80, ケアマネ調査：205, 事業所：239】

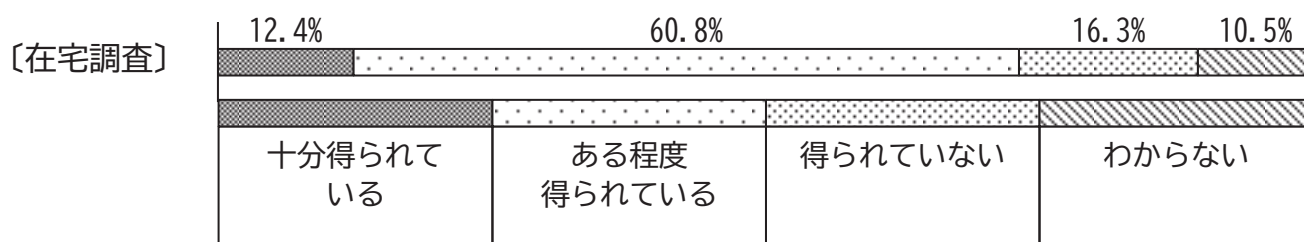
さまざまな相談に対応する窓口については、「さまざまな相談に対応できる窓口があったほうが良い」がいずれの調査でも約70～80%を占めています。



■必要な情報が得られているか。

主な介護者の方は、介護に関する情報を得られていますか。(1つを選択) 【回答者数380】

介護に関する情報の入手状況については、「ある程度得られている」が約60%を占めており、「十分得られている」を合わせた『得られている』は70%以上となっています。一方、「得られていない」は16.3%となっています。

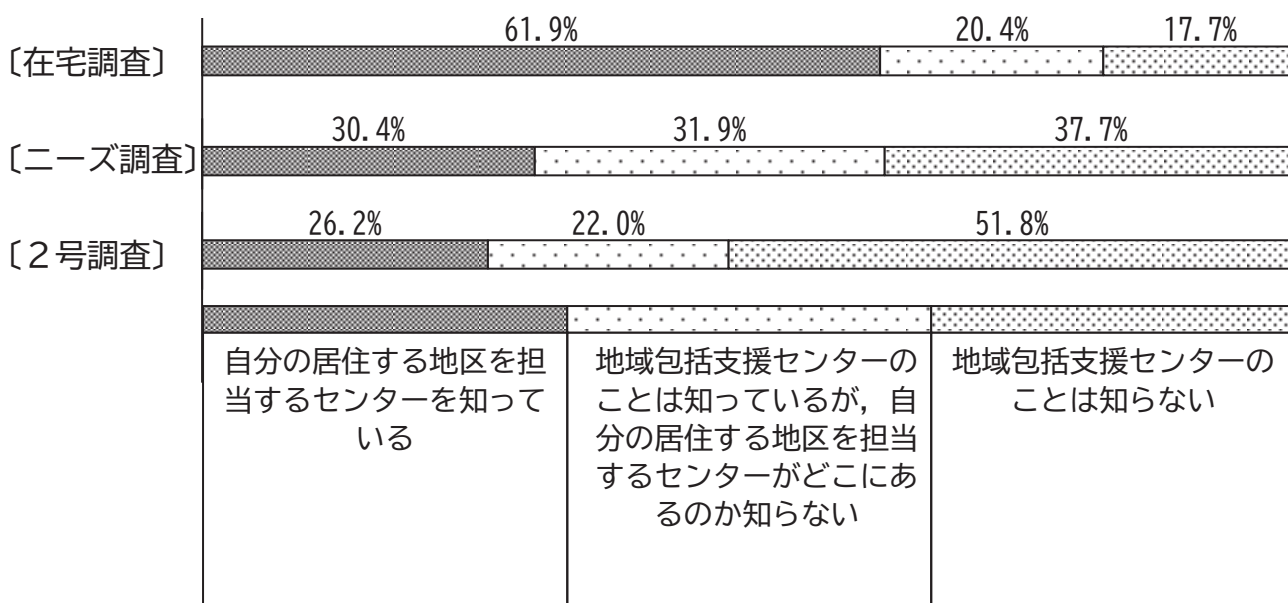


■地域包括支援センター*を知っているか。

鈴鹿亀山地区には、鈴鹿市内に4か所、亀山市内に1か所の「地域包括支援センター*」があります。地域包括支援センター*をご存じですか。（1つを選択）

【(回答者数) 在宅調査：373，ニーズ調査：974，2号調査：413】

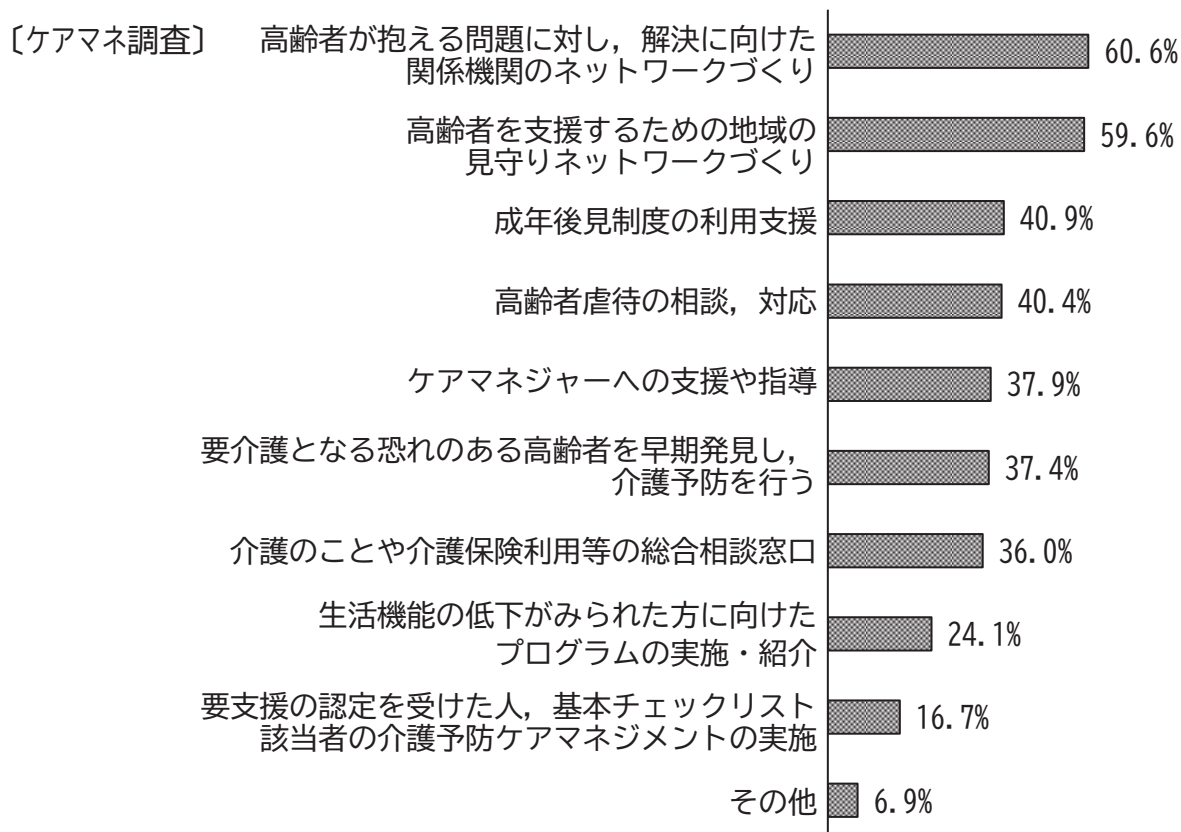
地域包括支援センター*の認知状況については、「自分の居住する地区を担当するセンターを知っている」が在宅調査では60%以上を占めるものの、ニーズ調査では約30%，2号調査では30%を下回っています。



■ケアマネは地域包括支援センター*にどのような機能を望むか。

地域包括支援センター*の機能のうち、充実を望むものはどれですか。（複数選択可）【回答者数：203】

地域包括支援センター*の機能のうち、充実を望むものについては、「高齢者が抱える問題に対し、解決に向けた関係機関のネットワークづくり」と「高齢者を支援するための地域の見守りネットワークづくり」が約60%に上ります。



2 介護予防・生活支援の推進

■介護予防を心がけていない理由は何か。

健康づくりや介護予防を心がけていない理由は何ですか。（複数選択可）

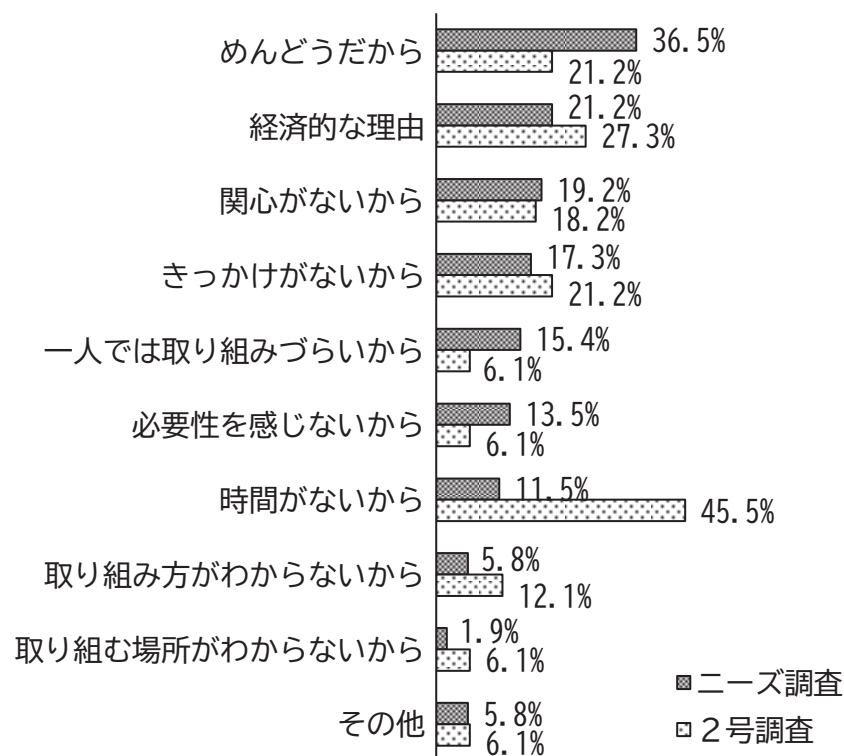
【(回答者数) ニーズ調査：52， 2号調査：33】

健康づくりや介護予防を心がけていない理由については、ニーズ調査では「めんどうだから」が、2号調査では「時間がないから」が最も高くなっています。

一方、「経済的な理由」や「一人では取り組みづらいから」、「取り組み方がわからないから」、「取り組む場所がわからないから」など、介護予防に取り組む意思があるのに取り組んでいないと思われる人も一定割合に上ります。

〔ニーズ調査〕

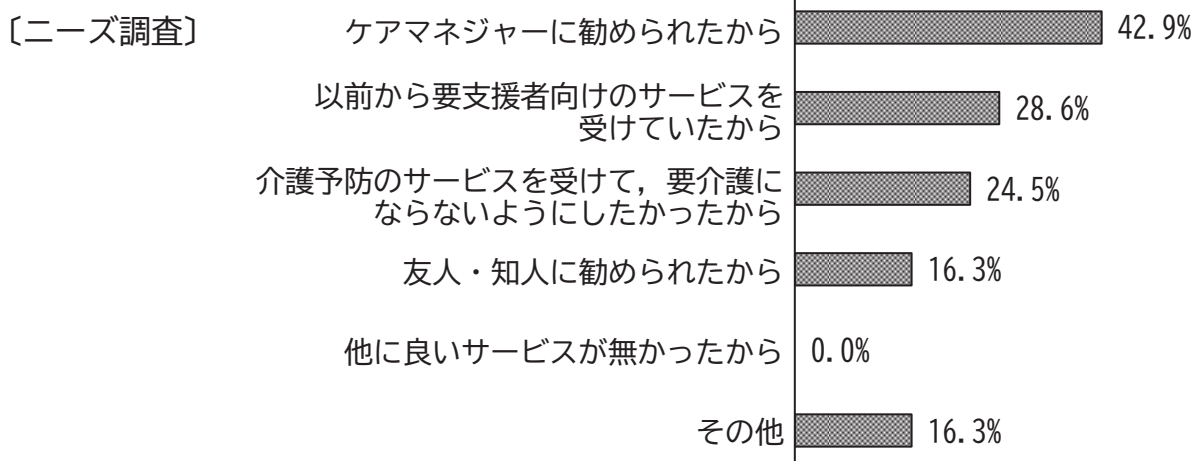
〔2号調査〕



■総合事業*の利用につながったきっかけは何か。

（総合事業*のサービスを）利用しようと思ったきっかけは何ですか。（複数選択可）【回答者数：49】

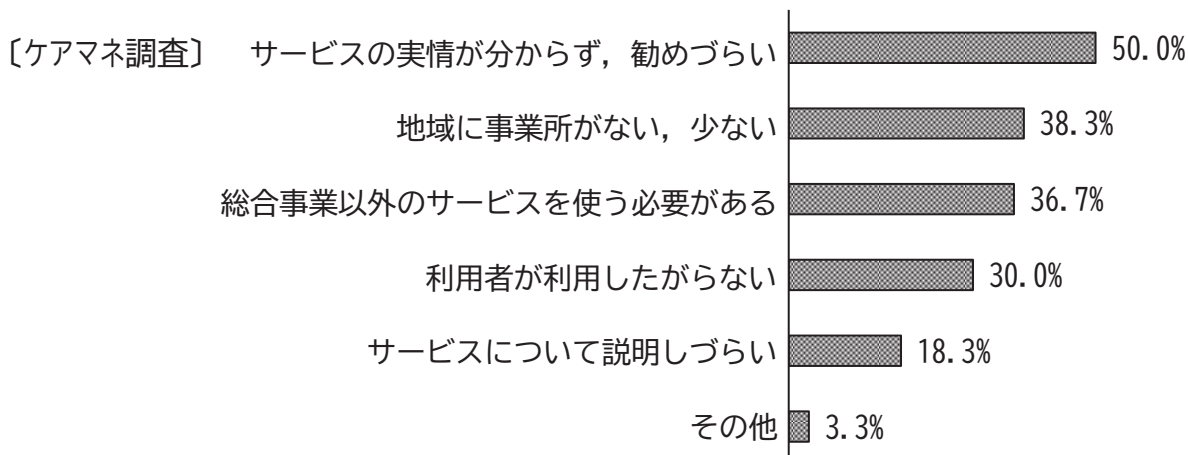
総合事業*のサービスを利用しようと思ったきっかけについては、「ケアマネジャー*に勧められたから」が最も高く、次いで「以前から要支援者向けのサービスを受けていたから」、「介護予防のサービスを受けて、要介護にならないようにしたかったから」と続いています。



■総合事業*の利用を勧めにくい理由は何か。

（総合事業*を）勧めていない理由は何ですか。（複数選択可）【回答者数：60】

総合事業*を勧めていない理由については、「サービスの実情が分からず、勧めづらい」が最も高く、次いで「地域に事業所がない、少ない」、「総合事業*以外のサービスを使う必要がある」と続いています。



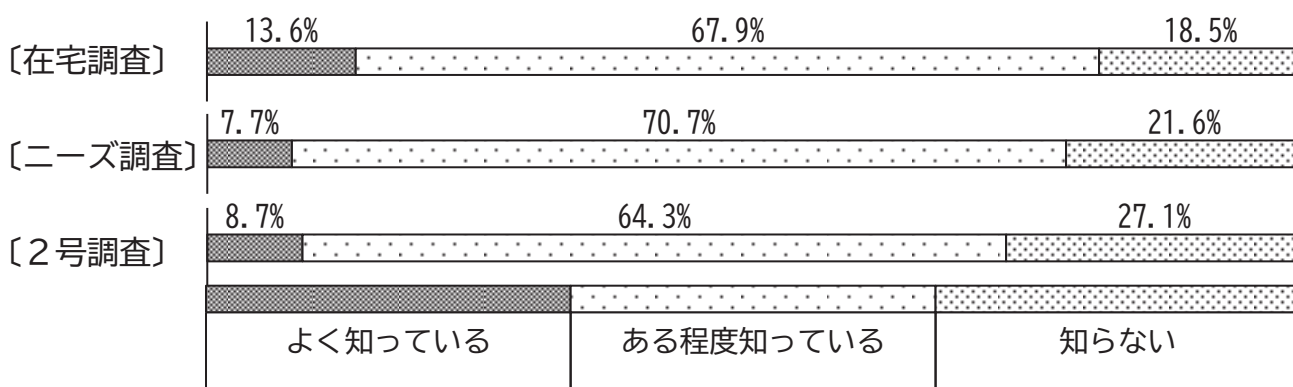
3 認知症施策の推進

■認知症，認知症サポーター*のことを知っているか。

認知症は，単なる物忘れとは異なり，アルツハイマー病や脳血管障害などの病気が主な原因となって引き起こされるため，予防したり，進行を遅らせたりすることができると言われています。主な介護者の方は認知症についてどの程度知っていますか。（1つを選択）

【(回答者数) 在宅調査：383，ニーズ調査：996，2号調査：414】

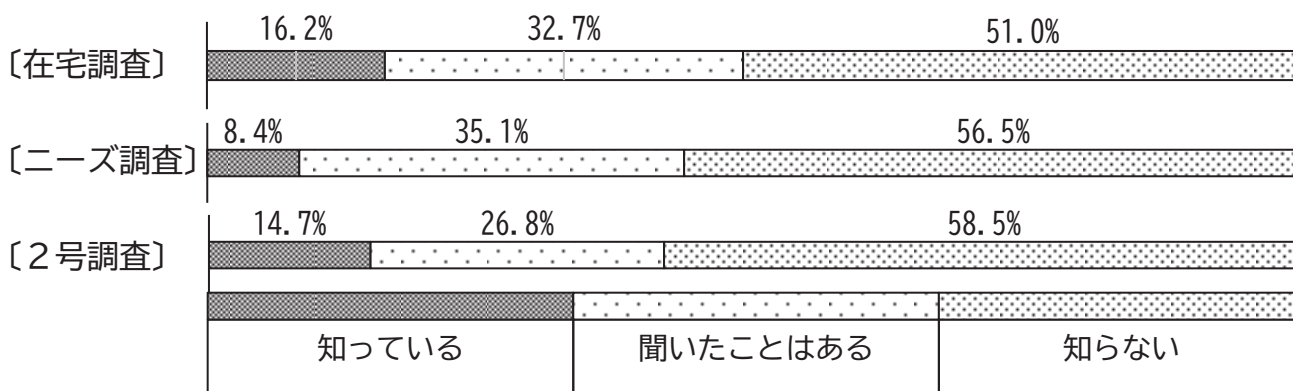
認知症の認知状況については，いずれの調査も「ある程度知っている」が70%前後を占め，「よく知っている」を合わせると『知っている』は約70～80%を占めています。



「認知症サポーター*」（認知症に関する学習会を受講し，認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）についてご存じですか。（1つを選択）

【(回答者数) 在宅調査：382，ニーズ調査：999，2号調査：414】

「認知症サポーター*」の認知状況については，いずれの調査も「知らない」が過半数を占めています。「知っている」は在宅調査と2号調査で15%前後，ニーズ調査では8.4%にとどまり，認知度はあまり高くありません。

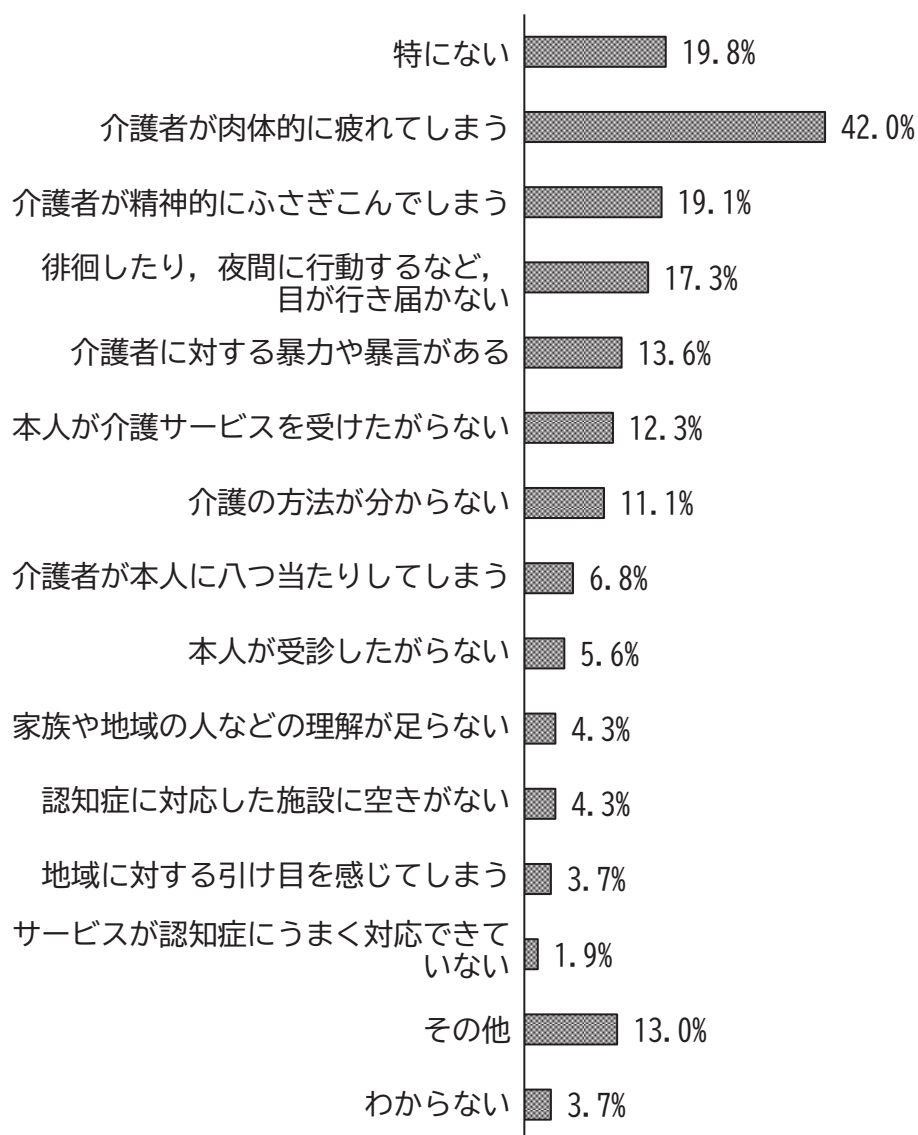


■認知症に対して困っていることはあるか。

認知症に対して、主な介護者の方が困っていることは何ですか。（3つまで選択可） 【回答者数：162】

認知症に対して主な介護者が困っていることについては、「介護者が肉体的に疲れてしまう」が約40%と最も高く、次いで「介護者が精神的にふさぎこんでしまう」、「徘徊したり、夜間に行動するなど、目が行き届かない」と続いています。一方、「特にない」は19.8%となっています。

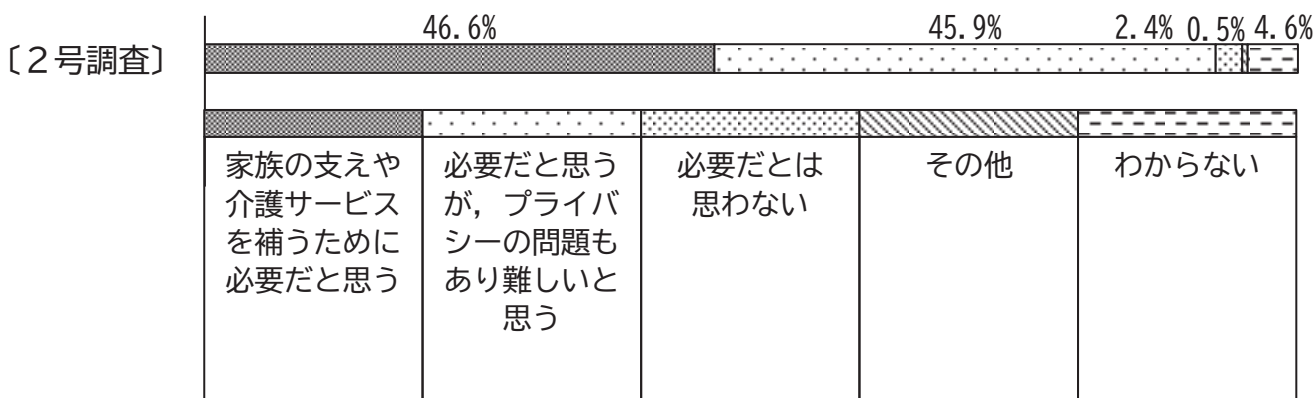
〔在宅調査〕



■地域で認知症の人を見守る体制が必要だと思うか。

認知症の高齢者が自宅で安心して生活するためには、介護保険サービスだけではなく地域住民の協力(見守りなど)は必要だと思いますか。(1つを選択) 【回答者数：412】

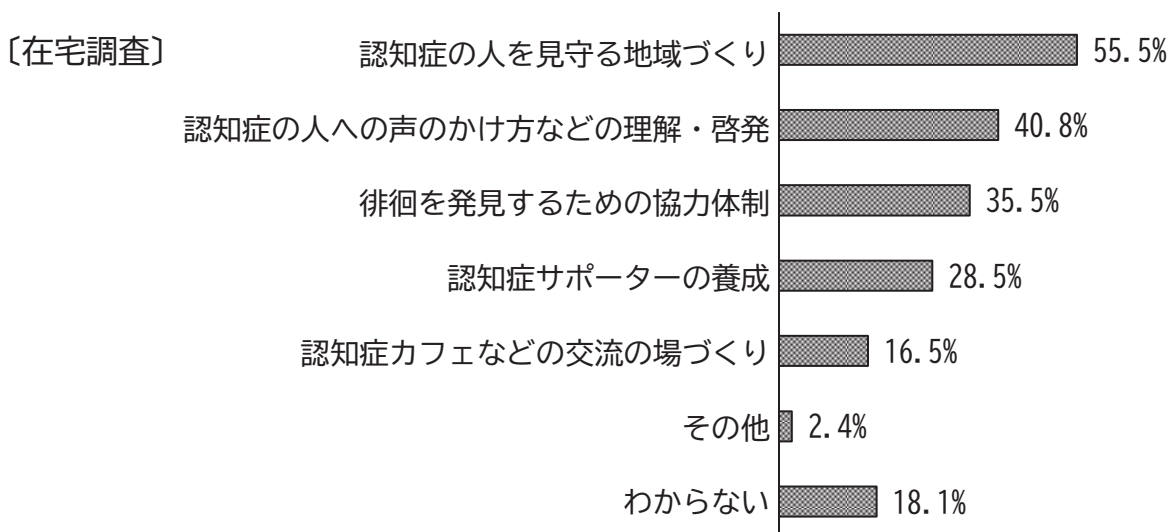
地域住民の協力が必要だと思うかどうかについては、「必要だと思うが、プライバシーの問題もあり難しいと思う」と「家族の支えや介護サービスを補うために必要だと思う」がほぼ同率となっています。一方、「必要だとは思わない」は僅か2.4%となっています。



■認知症の人や家族はどのような地域づくりを求めているか。

認知症の人が地域の中で暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで選択可) 【回答者数：375】

認知症の人が地域の中で暮らしていくために必要なことについては、「認知症の人を見守る地域づくり」が最も高く、次いで「認知症の人への声のかけ方などの理解・啓発」、「徘徊を発見するための協力体制」と続いています。

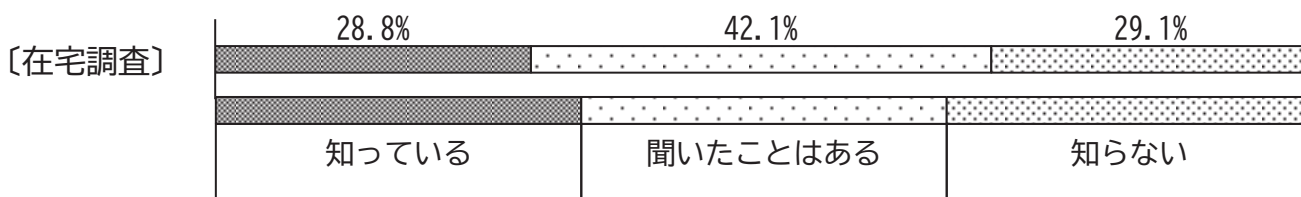


4 高齢者の尊厳を守るための支援の充実

■成年後見制度*や相談窓口を知っているか。

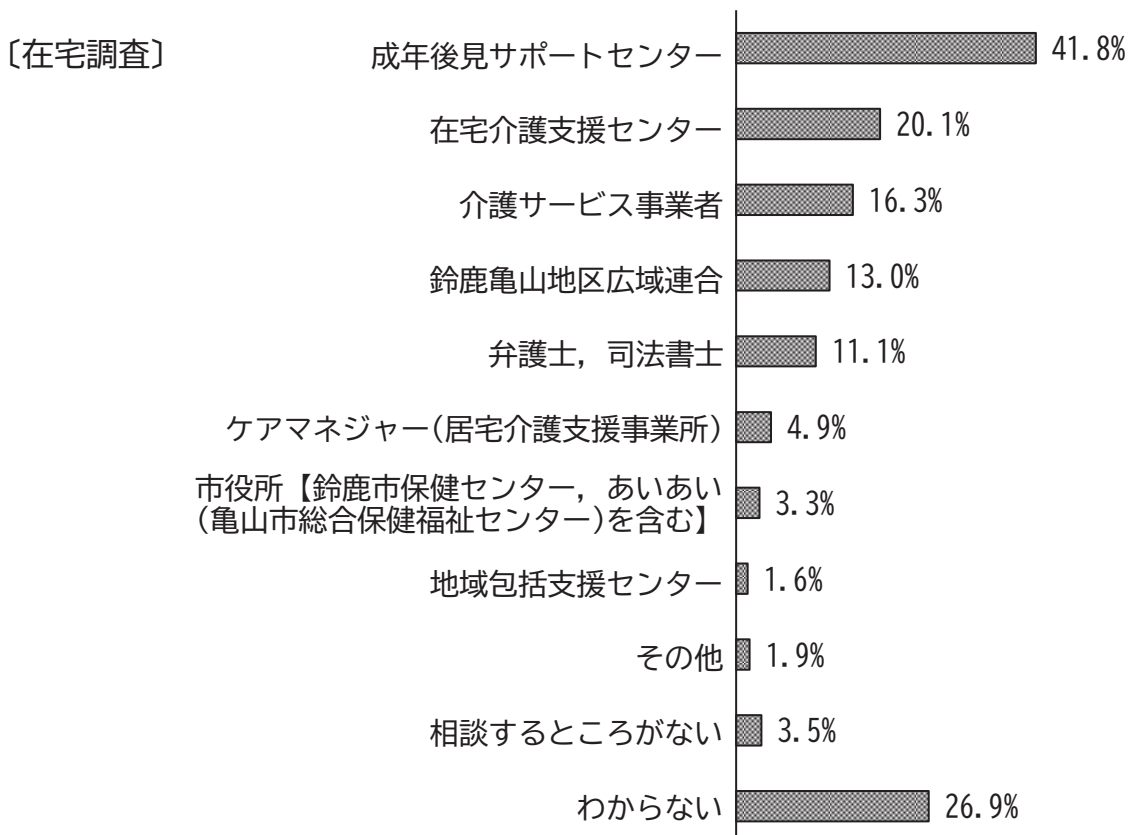
認知症などにより物事の判断能力が十分でない人に代わり、家庭裁判所が選んだ「成年後見人*」が財産管理などを行う制度(成年後見制度*)があります。主な介護者の方は、「成年後見制度*」のことをご存じですか。(1つを選択)【回答者数：378】

「成年後見制度*」の認知状況については、「聞いたことはある」が約40%であり、「知っている」と「知らない」が約30%となっており、認知度はあまり高くありません。



成年後見や財産管理などについて相談する場合、どの相談窓口にご相談しますか。(複数選択可)【回答者数：368】

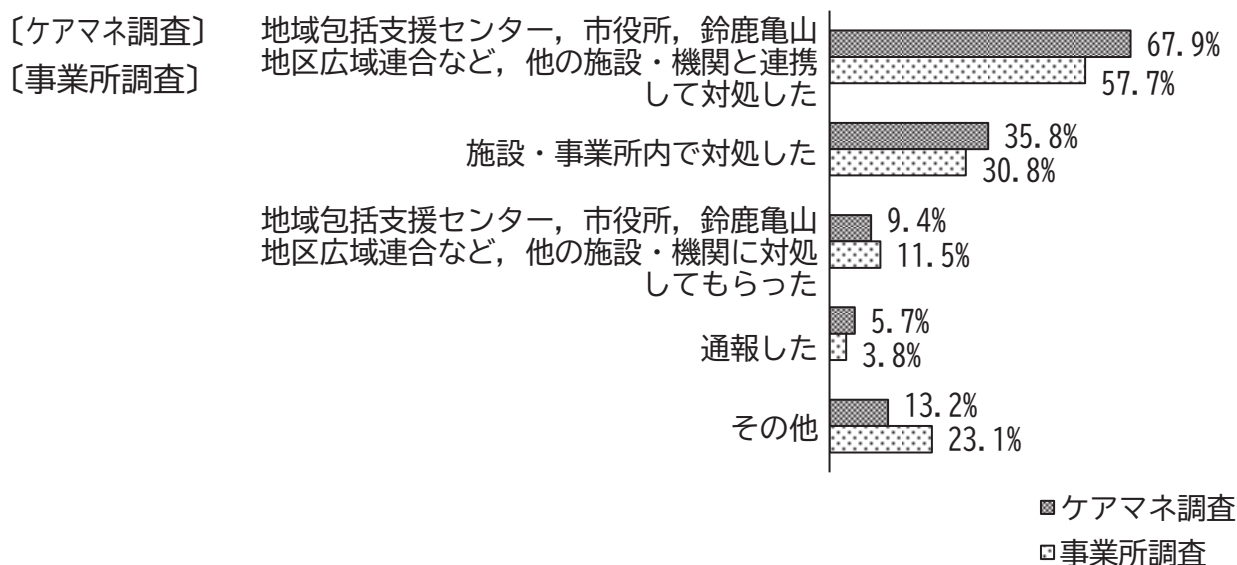
成年後見や財産管理などの相談先については、「成年後見サポートセンター」が最も高く、次いで「在宅介護支援センター」、「介護サービス事業者」と続いています。一方、「相談するところがない」は3.5%となっています。



■虐待事例に対し、どのように対処したか。

虐待の疑われる事例にかかわったときに、どのような方法で対処しましたか。(複数選択可)
【(回答者数) ケアマネ調査：53, 事業所調査：26】

虐待の疑われる事例にかかわったときの対処方法については、「地域包括支援センター*，市役所，鈴鹿亀山地区広域連合*など，他の施設・機関と連携して対処した」が両調査とも最も高く，次いで「所属する施設・事業所内で対処した」が続いています。



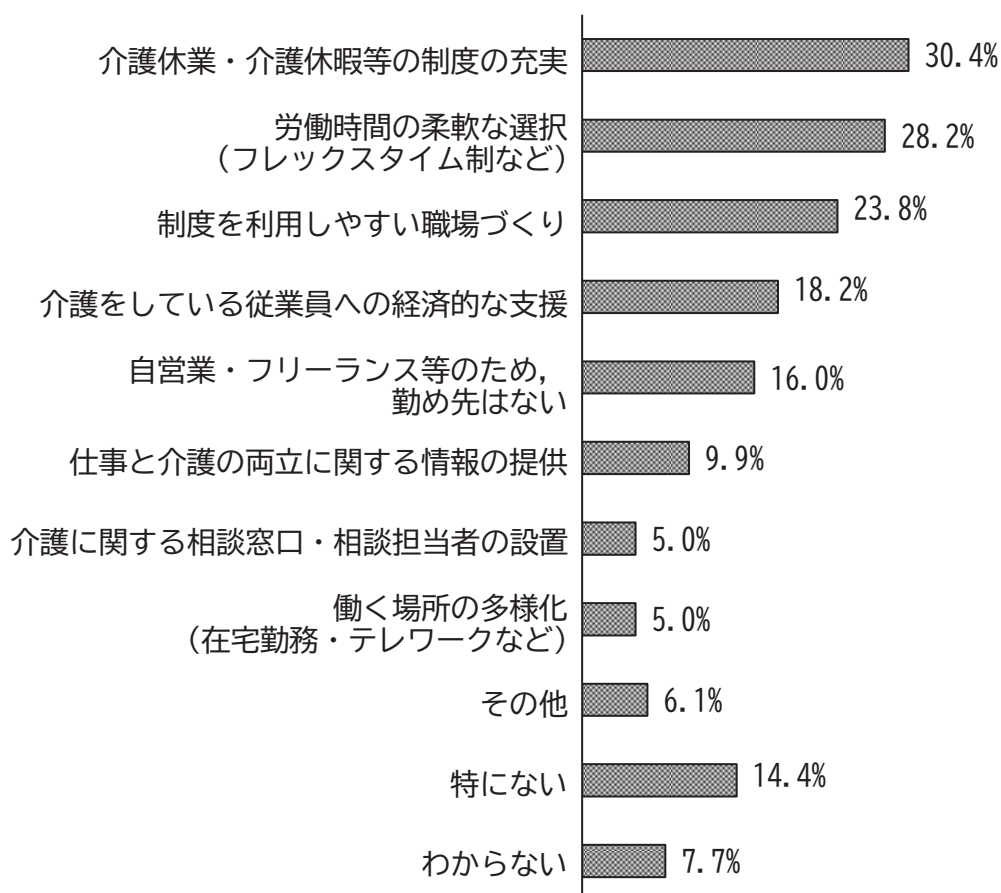
■介護離職*を防ぐために必要なことは何か。

主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。（3つまで選択可）【回答者数：181】

仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」、「制度を利用しやすい職場づくり」と続いています。

一方、「特にない」は14.4%となっています。

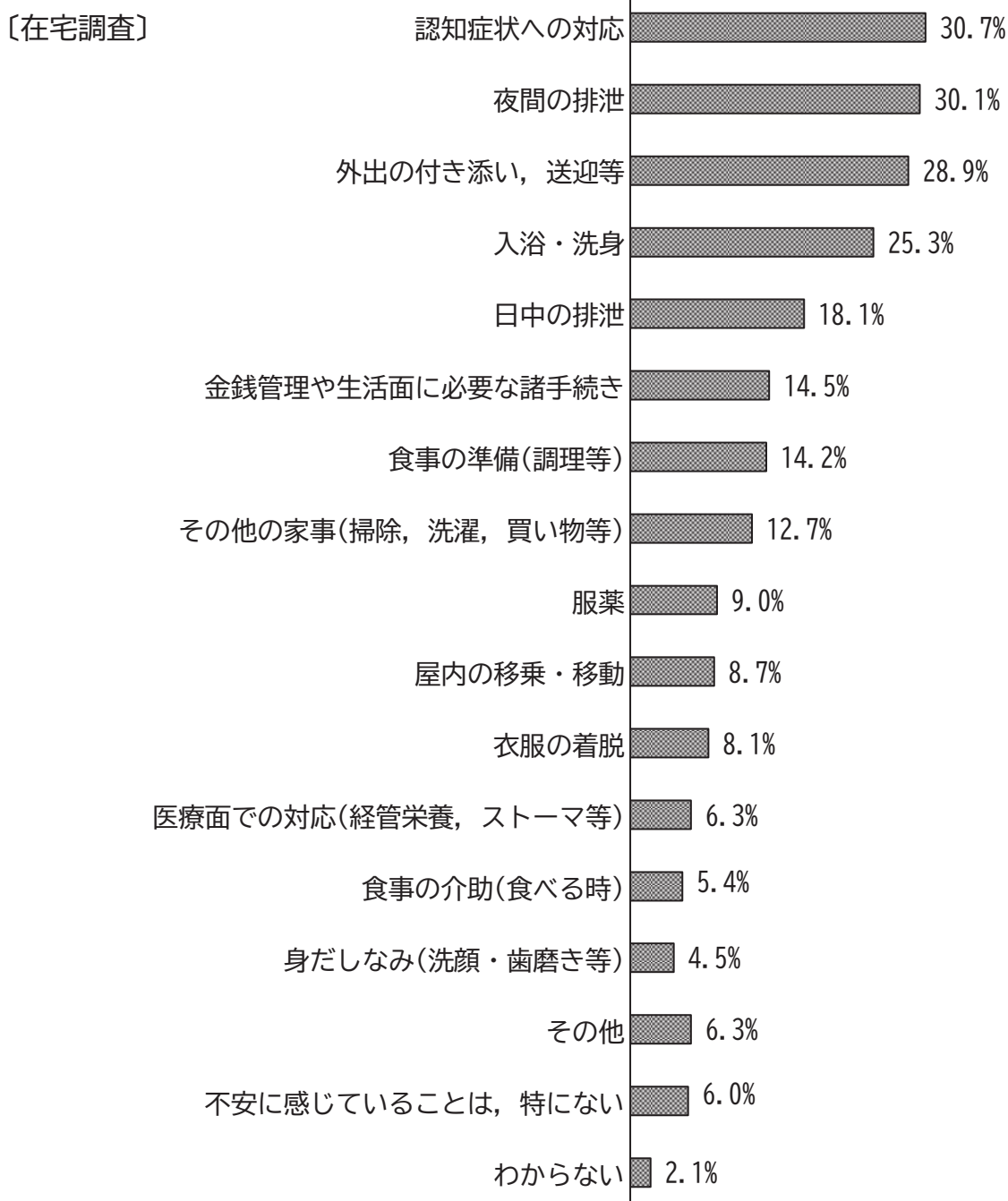
〔在宅調査〕



■介護者が不安に感じる介護は何か。

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)。(3つまで選択可) 【回答者数：332】

不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も高く、僅かな差で「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」が続いています。また、「入浴・洗身」も高くなっています。一方、「不安に感じていることは、特にない」は6.0%となっています。



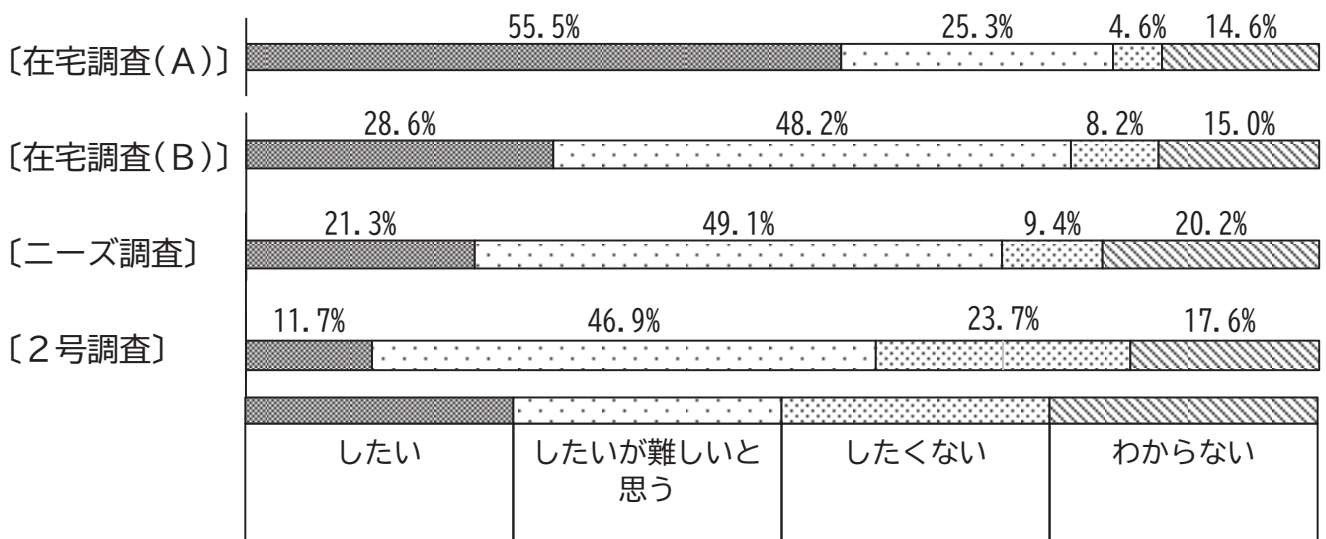
5 医療・介護の連携の推進

■自宅での療養生活を希望するか。

あなたは、自宅で最期まで療養したい(させたい)と思いますか。(1つを選択)

【(回答者数) 在宅調査A票：458，在宅調査B票：367，ニーズ調査：971，2号調査：409】

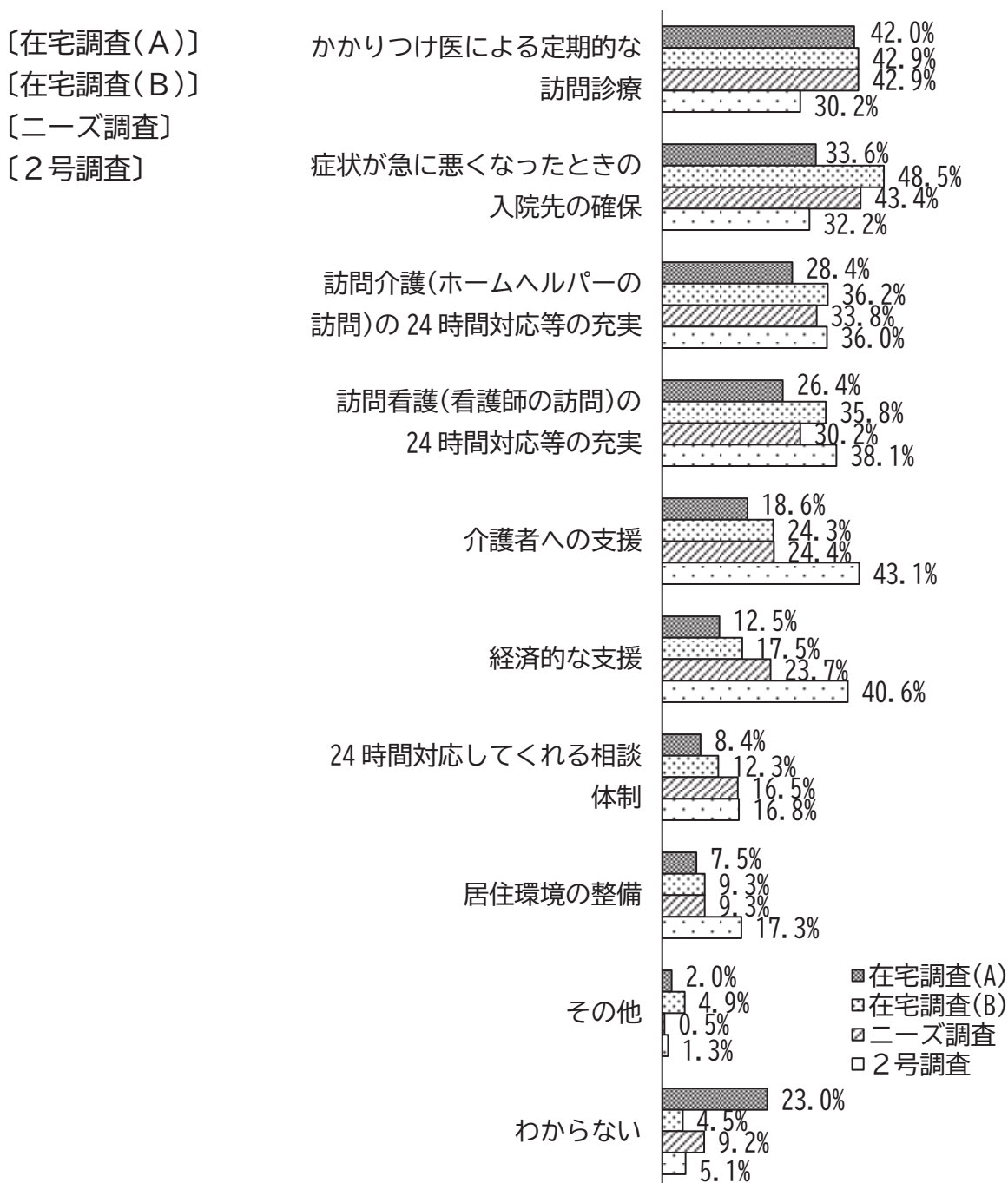
自宅で最期まで療養したいと思うかについては、在宅調査（A票：本人）では「したい（させたい）」が過半数を占めますが、在宅調査（B票：介護者）、ニーズ調査、2号調査では「したい（させたい）」が50%近くを占めます。



■自宅での療養を実現するために必要なことは何か。

自宅以最期まで療養するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまでを選択)
【(回答者数) 在宅調査A票：440, 在宅調査B票：268, ニーズ調査：925, 2号調査：394】

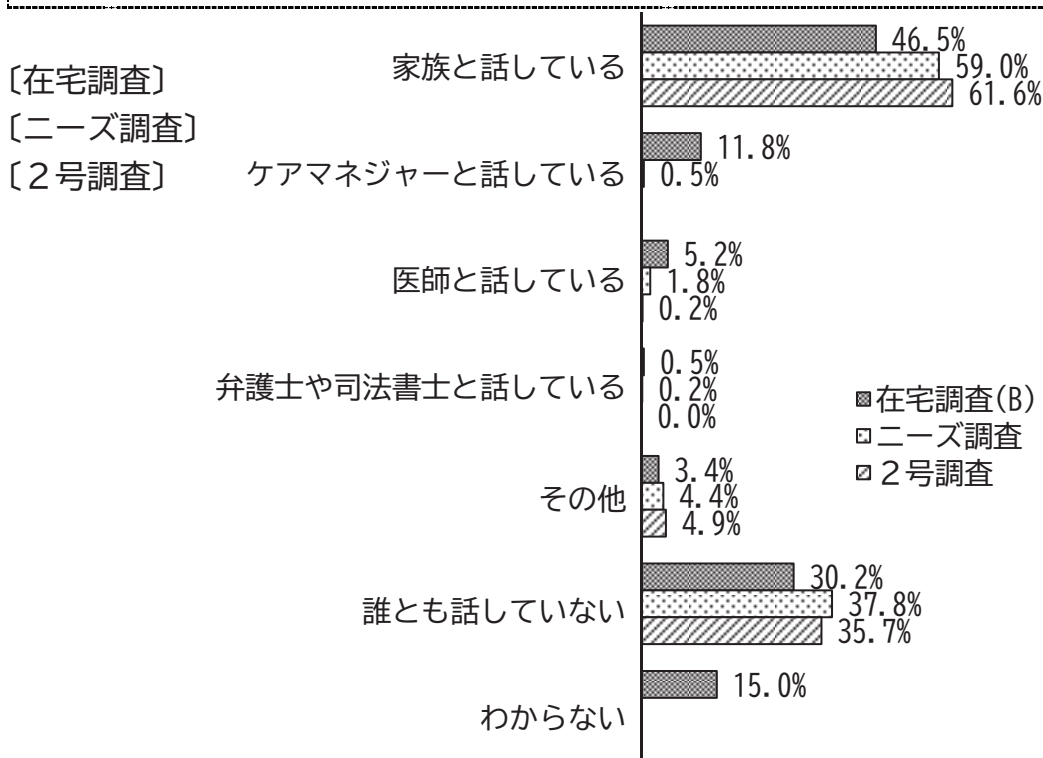
自宅以最期まで療養するために必要なことについては、在宅調査(A票：本人)では「かかりつけ医による定期的な訪問診療」が最も高く、在宅調査(B票：介護者)及びニーズ調査では「症状が急に悪くなったときの入院先の確保」が最も高くなっています。一方、2号調査では「介護者への支援」や「経済的な支援」が高くなっています。



■人生の終末期について考えたことはあるか。

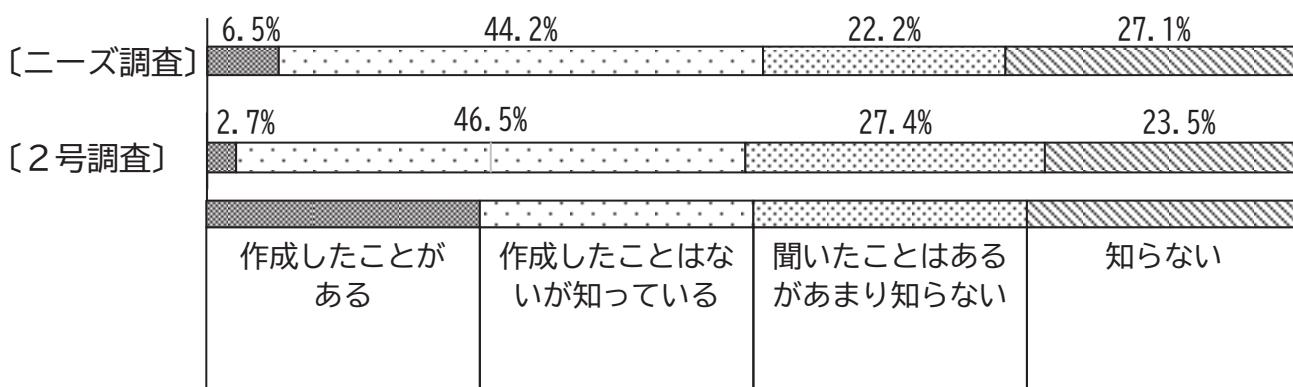
あなたが人生の終末期のことについて話している相手はいますか。(複数選択可)
【(回答者数) 在宅調査B票：381, ニーズ調査：960, 2号調査：409】

人生の終末期のことについて話している相手については、「家族と話している」がいずれの調査でも最も高くなっています。
一方、「誰とも話していない」はいずれの調査とも30%以上に上ります。



自身の終末期や死後に、家族が様々な判断や手続きを進める際に必要となる情報を残す「エンディングノート*」を知っていますか。(1つを選択) 【(回答者数) ニーズ調査：993, 2号調査：413】

「エンディングノート*」の認知状況については、「作成したことはないが知っている」が両調査とも最も高く、「作成したことがある」を合わせると、『知っている』のは約半数となっています。一方、「知らない」と「聞いたことはあるがあまり知らない」がそれぞれ20～30%で、合わせると『知らない』は約半数となります。

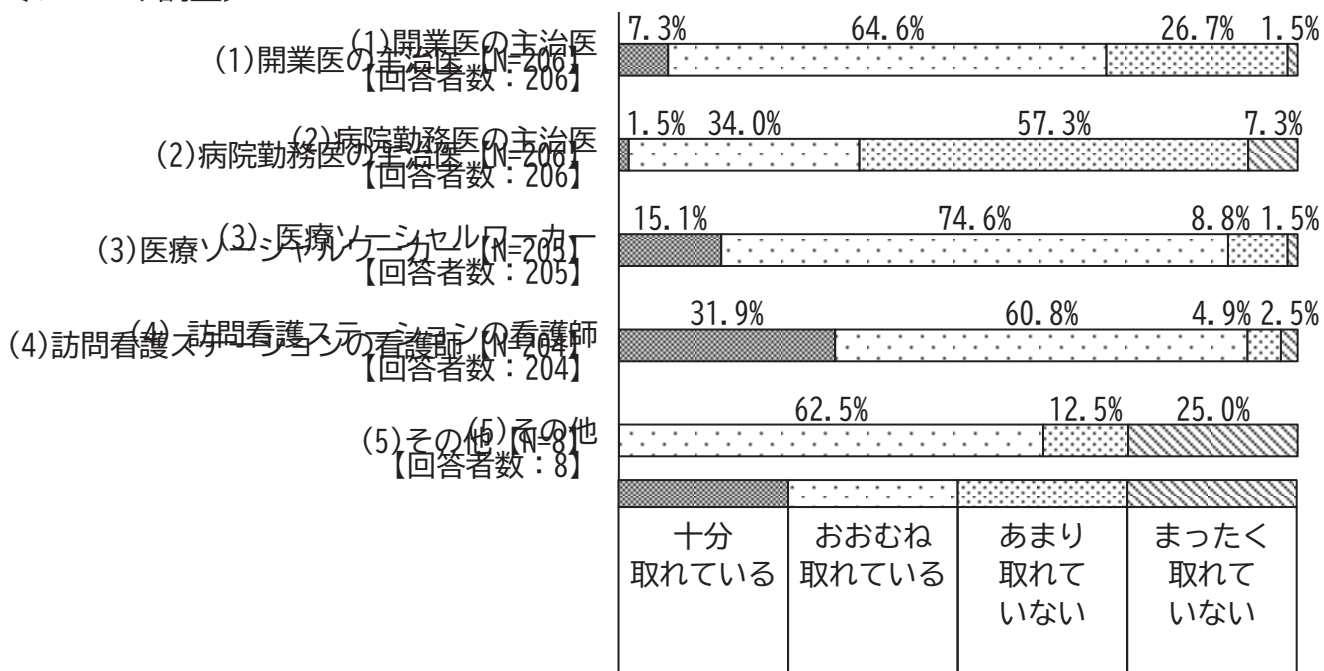


■医療・介護の連携は取れているか。

医療ニーズの高い要支援・要介護者の増加が見込まれる中、主治医、病院の地域連携室、訪問看護ステーションなど、医療との連携がますます重要になりますが、次のような職種との連携はどの程度取れていますか。（１つずつを選択）

医療職種との連携がどの程度取れているかについては、「訪問看護ステーションの看護師」は「十分取れている」が約３０％と他の職種に比べて高くなっています。「訪問看護ステーションの看護師」、「医療ソーシャルワーカー」、「開業医の主治医」は「十分取れている」と「おおむね取れている」を合わせた『連携は取れている』が７０％を超えて高くなっていますが、「病院勤務医の主治医」では「あまり取れていない」が約６０％と、他の職種に比べて高くなっています。

〔ケアマネ調査〕

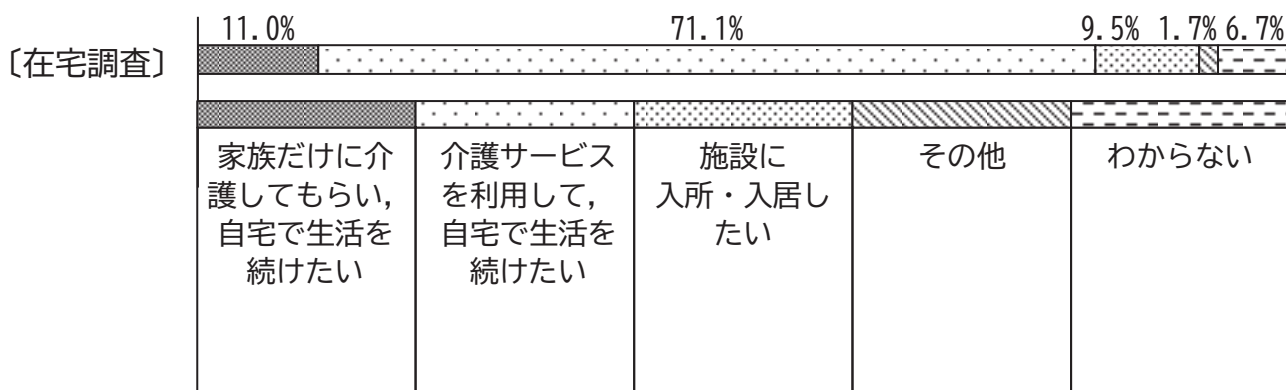


6 住まいの確保

■住まいや施設入所をどのように考えているか。

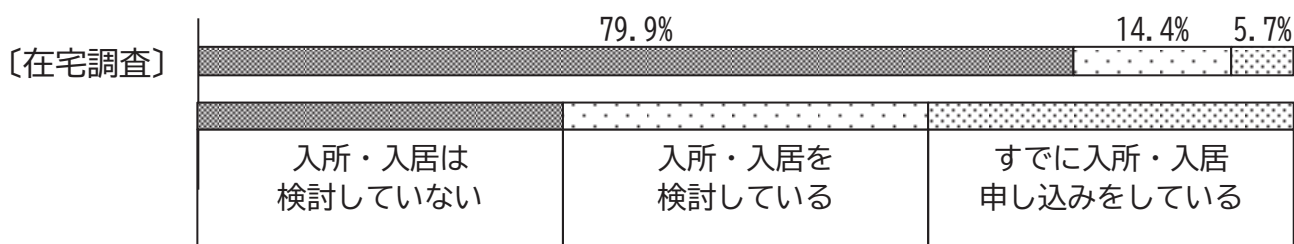
ご本人は、これからの生活をどこでどのように送りたいとお考えですか。（1つを選択）【回答者数：464】

これからの生活をどこでどのように送りたいかについては、「介護サービスを利用して、自宅で生活を続けたい」が約70%を占め、「家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたい」と「施設に入所・入居したい」はそれぞれ約10%となっています。



現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。（1つを選択）【回答者数：423】

施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が約80%を占め、「入所・入居を検討している」は14.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は5.7%となっています。

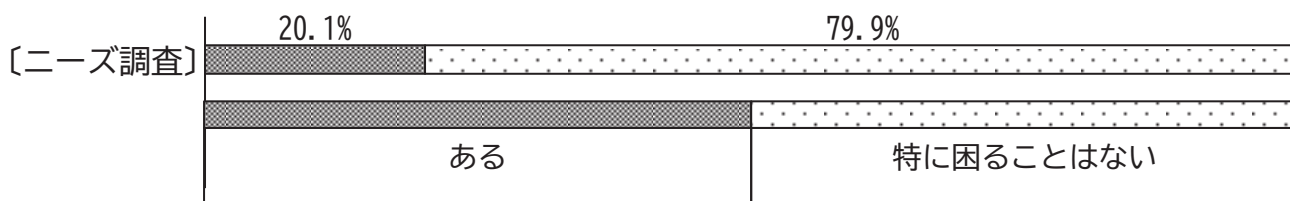


7 安心・安全の体制づくり

■災害時の避難に向けた備えはできているか。

あなたは、災害時の避難に困ることはありますか。（１つを選択）【回答者数：916】

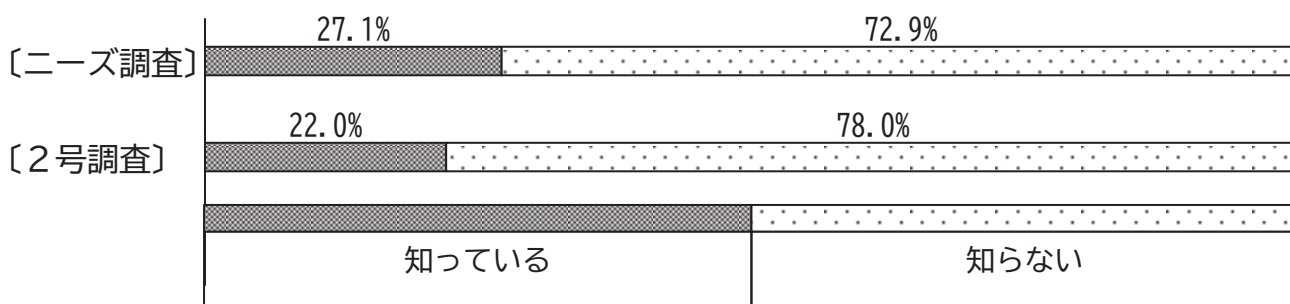
災害時の避難に困ることについては、「特に困ることはない」と回答した人が約８０％を占めており、「ある」と回答した人は約２０％となっています。



あなたは、災害時要援護者*支援活動を知っていますか。（１つを選択）

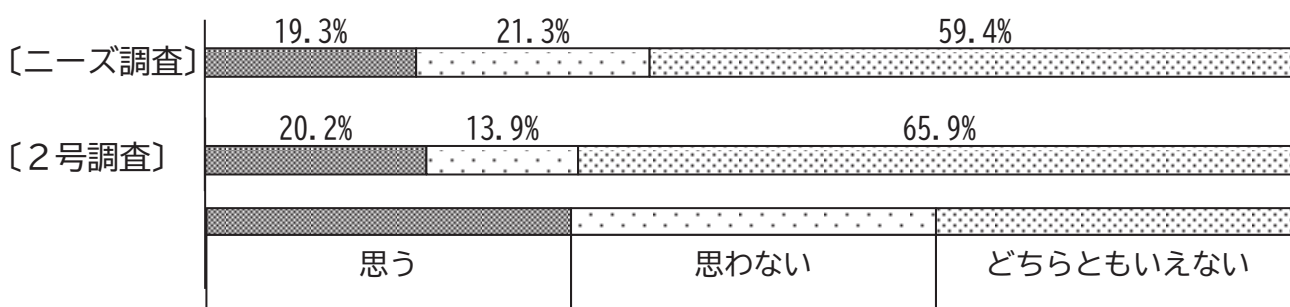
【(回答者数) ニーズ調査：982, 2号調査：409】

災害時要援護者*支援活動の認知状況については、「知っている」が２０～３０％, 「知らない」が７０～８０％となっており、認知度は低くなっています。



あなたは、災害時要援護者*支援活動において、「支援を必要とする人」の支援者になってもよいと思いますか。（１つを選択）【(回答者数) ニーズ調査：, 2号調査：411】

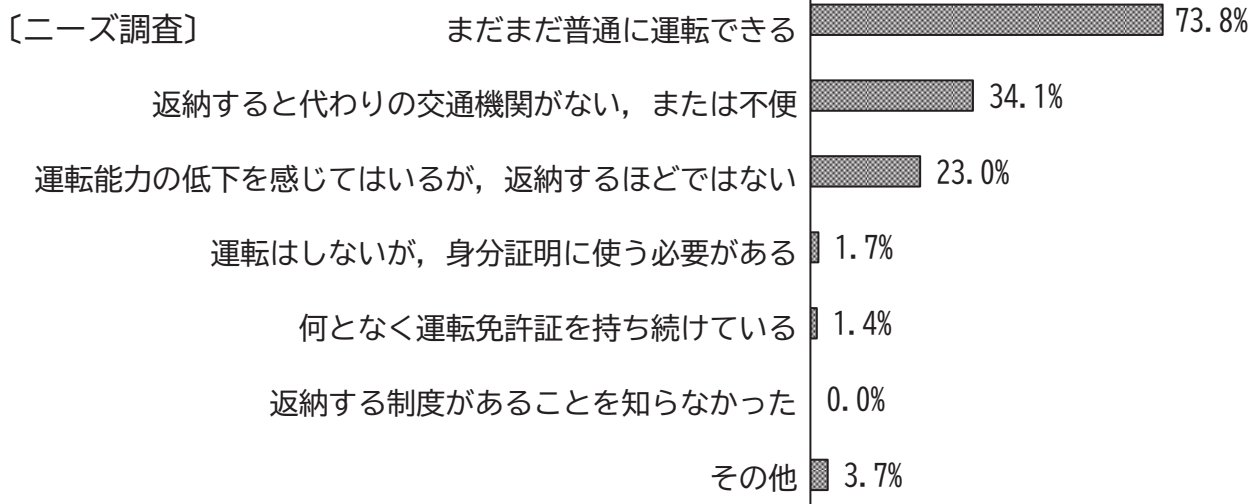
災害時要援護者*支援活動において、「支援を必要とする人」の支援者になってもよいと思うかどうかについては、「どちらともいえない」が両調査とも６０％前後で最も高くなっています。「思う」は両調査とも約２０％となっています。



■免許を返納しない理由は何か。

運転免許証の返納を考えていない理由は何ですか。(複数選択可) 【回答者数：657】

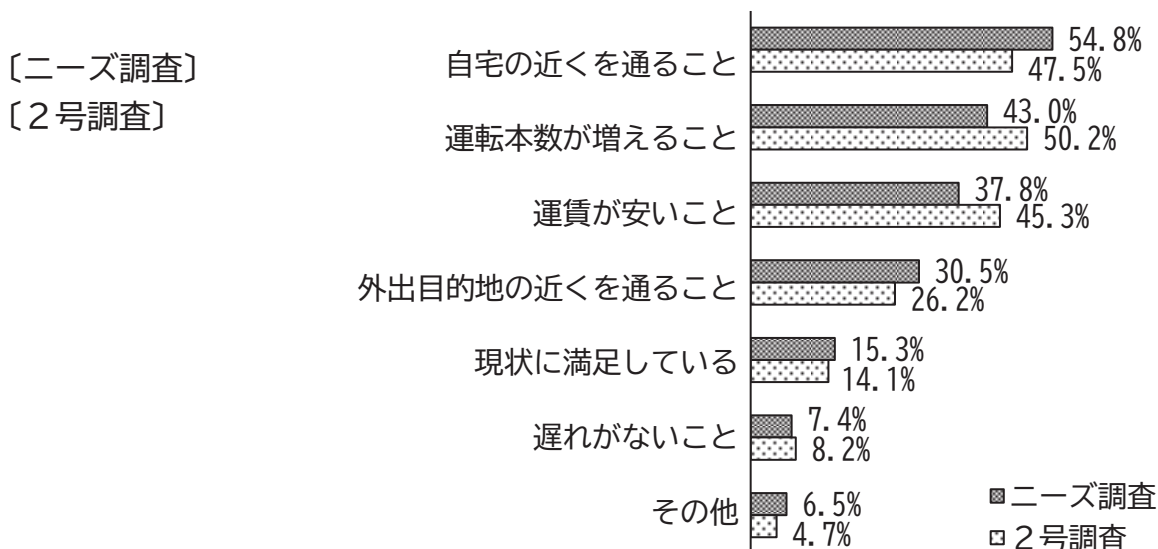
運転免許証の返納を考えていない理由については、「まだまだ普通に運転できる」が突出して高く、「返納すると代わりの交通機関がない、または不便」が約30%、「運転能力の低下を感じてはいるが、返納するほどではない」が約20%で続いています。



■公共交通に望むことは何か。

あなたが公共交通に望むことは何ですか。(複数選択可) 【(回答者数) ニーズ調査：982, 2号調査：404】

公共交通に望むことについては、ニーズ調査では「自宅の近くを通ること」が、2号調査では「運転本数が増えること」が、それぞれ最も高くなっています。また、両調査とも「運賃が安いこと」も高くなっています。
一方、「現状に満足している」は約15%となっています。



4 第8次計画（2018～2020年度）の取組状況

第8次計画に基づいて取り組んだ事業の概要を，下表のように整理しました。
（事業等の実施状況表における令和2年度の数値は，3月末までの見込値となっています。）

1 地域包括ケア体制の確立

活動指標1：地域ケア会議*の開催回数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	125回	125回	125回
実績値	184回	236回	105回

（1） 地域ケア会議*の活用による連携強化

主な取組	実施状況																
地域ケア会議*の開催	【市（長寿社会課）】																
	・第1層（鈴鹿市全域）では地域ケア推進会議*，第2層（日常生活圏域*）では地域ケア圏域会議*，地域ケア個別会議*をそれぞれ開催し，会議の充実を図りました。																
	表 地域ケア会議*の開催回数																
	<table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2 年度</th></tr><tr><td>地域ケア個別会議 *</td><td>160 回</td><td>198 回</td><td>91 回</td></tr><tr><td>地域ケア圏域会議 *</td><td>23 回</td><td>38 回</td><td>13 回</td></tr><tr><td>地域ケア推進会議 *</td><td>1 回</td><td>0 回※</td><td>1 回</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	地域ケア個別会議 *	160 回	198 回	91 回	地域ケア圏域会議 *	23 回	38 回	13 回	地域ケア推進会議 *	1 回	0 回※	1 回
		平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度													
地域ケア個別会議 *	160 回	198 回	91 回														
地域ケア圏域会議 *	23 回	38 回	13 回														
地域ケア推進会議 *	1 回	0 回※	1 回														
※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止																	

(2) 地域包括支援センター*の機能強化

主な取組	実施状況																												
地域包括支援センター*の体制強化	【広域連合*】 ・地域住民がより身近に相談できる窓口として、サブセンターの設置や令和2年度からはブランチ*を設置し、体制強化を図りました。 表 地域包括支援センター*の相談件数 <table><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>鈴鹿西部地域包括支援センター</td><td>530 件</td><td>560 件</td><td>770 件</td></tr><tr><td> サブセンター</td><td>180 件</td><td>230 件</td><td>395 件</td></tr><tr><td> ブランチ*</td><td></td><td></td><td>155 件</td></tr><tr><td>鈴鹿北部地域包括支援センター</td><td>585 件</td><td>735 件</td><td>970 件</td></tr><tr><td>鈴鹿中部地域包括支援センター</td><td>725 件</td><td>730 件</td><td>780 件</td></tr><tr><td>鈴鹿南部地域包括支援センター</td><td>629 件</td><td>656 件</td><td>600 件</td></tr></table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	鈴鹿西部地域包括支援センター	530 件	560 件	770 件	サブセンター	180 件	230 件	395 件	ブランチ*			155 件	鈴鹿北部地域包括支援センター	585 件	735 件	970 件	鈴鹿中部地域包括支援センター	725 件	730 件	780 件	鈴鹿南部地域包括支援センター	629 件	656 件	600 件
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																										
鈴鹿西部地域包括支援センター	530 件	560 件	770 件																										
サブセンター	180 件	230 件	395 件																										
ブランチ*			155 件																										
鈴鹿北部地域包括支援センター	585 件	735 件	970 件																										
鈴鹿中部地域包括支援センター	725 件	730 件	780 件																										
鈴鹿南部地域包括支援センター	629 件	656 件	600 件																										
地域包括支援センター*と市、関係機関等との連携・支援	【市（長寿社会課）、広域連合*】 ・地域ケア会議*や関係機関の会議に参加し、多職種間の連携を図り、相談体制の強化に努めました。																												
地域包括支援センター*についての広報・啓発	【広域連合*】 ・地域包括支援センター*の活動を周知するため、広報誌の配布や、出前講座を開催しました。 表 地域包括支援センター*の広報誌発行回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>広報誌</td><td>4 回</td><td>4 回</td><td>4 回</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	広報誌	4 回	4 回	4 回																				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																										
広報誌	4 回	4 回	4 回																										
地域包括支援センター*職員の資質向上	【市（長寿社会課）、広域連合*】 ・地域ケア会議*で課題を検討することで、課題解決力の強化を図りました。																												

(3) 地域資源*を活用した支援体制づくり

主な取組	実施状況												
民生委員・児童委員*の活動支援	【市（健康福祉政策課）】 ・鈴鹿市民生委員児童委員*協議会連合会と地区民生委員児童委員*協議会への事業費補助や、民生委員・児童委員*の地域福祉活動に対して支援を行いました。												
地域福祉意識の啓発	【市（健康福祉政策課），市社協*】 ・地域福祉活動の活性化や福祉意識の啓発を促しました。 表 ふれあい広場鈴鹿・地域福祉講演会の参加人数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>ふれあい広場鈴鹿</td><td>4, 878 人</td><td>5, 142 人</td><td>中止※</td></tr><tr><td>地域福祉講演会</td><td>200 人</td><td>中止※</td><td>200 人</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	ふれあい広場鈴鹿	4, 878 人	5, 142 人	中止※	地域福祉講演会	200 人	中止※	200 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
ふれあい広場鈴鹿	4, 878 人	5, 142 人	中止※										
地域福祉講演会	200 人	中止※	200 人										
地域づくりの支援	【市（地域協働課）】 ・地域住民や地域の関係団体が連携し、住民が主体となって地域の課題解決に取り組むための組織として地域づくり協議会*の設置を推進し、その活動に対して支援を行いました。 表 地域づくり協議会*設立累計数（設立準備組織を含む） <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>地域づくり協議会*</td><td>29 か所</td><td>28 か所※</td><td>28 か所</td></tr></table> ※玉垣・桜島地区が玉桜地区に再編されたため 28 か所となった		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	地域づくり協議会*	29 か所	28 か所※	28 か所				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
地域づくり協議会*	29 か所	28 か所※	28 か所										
市民参加の推進	【市（地域協働課）】 ・市民参加と協働*によるまちづくりを推進するために、福祉等の様々な分野において公益活動を行っている市民活動団体への支援を行いました。												
学校教育, 社会教育における福祉教育の推進	【市（教育指導課，文化振興課），市社協*】 ・児童生徒が高齢者や障がい者を理解し、将来地域の中で見守りや支援に協力できるように、ワークキャンプの支援, 福祉協力校*との意見交換等についてを行いました。（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止） ・放課後子ども教室や土曜体験学習事業を実施し、地域における子どもたちと高齢者との交流を図りました。												

主な取組	実施状況			
地区社会福祉協議会活動の活性化	【市（健康福祉政策課），市社協*】 ・各地区のまちづくり協議会と地区社会福祉協議会の連携を図り，地域福祉活動が充実するよう働きかけました。			
ふれあい福祉総合相談の実施	【市（健康福祉政策課），市社協*】 ・弁護士相談，司法書士相談，高齢者健康相談，一般相談を実施し，身近な相談体制を整えました。			
	表 ふれあい福祉相談件数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	弁護士相談	47 件	92 件	80 件
	司法書士相談	43 件	30 件	40 件
	高齢者健康相談	70 件	74 件	10 件
一般相談	30 件	17 件	20 件	

2 介護予防・生活支援の推進

活動指標 2-1：介護予防教室の延べ参加者数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	22,500人	23,000人	23,500人
実績値	25,439人	22,569人	21,383人※

※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のための代替事業の実績含む

活動指標 2-2：地域における介護予防活動の支援者の登録人数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	320人	375人	450人
実績値	305人	331人	335人

(1) 社会参加をめざした支援体制づくり

主な取組	実施状況			
地域づくりの支援	【市（地域協働課）】			
	・ 地域住民や地域の関係団体が連携し、住民が主体となって地域の課題解決に取り組むための組織として地域づくり協議会*の設立を推進し、活動に対して支援を行いました。			
	表 地域づくり協議会*設立累計数（設立準備組織を含む）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	地域づくり協議会*	29 か所	28 か所※	28 か所
	※玉垣・桜島地区が玉桜に再編されたため 28 か所となった			

主な取組	実施状況												
市民参加の推進	【市（地域協働課）】 ・市民参加と協働*によるまちづくりを推進するために、福祉等の様々な分野において公益活動を行っている市民活動団体への支援を行いました。												
生活支援にかかる協議体*の設置	【市（長寿社会課）】 ・生活支援に係る関係団体間の情報共有や連絡調整組織として、第1層に協議体*を設置しました。 表 協議体*の設置数 <table><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>協議体*</td><td>1か所</td><td>1か所</td><td>1か所</td></tr></table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	協議体*	1か所	1か所	1か所				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
協議体*	1か所	1か所	1か所										
生活支援コーディネーター*の配置	【市（長寿社会課）】 ・第1層・2層の生活支援コーディネーター*を配置し、地域における生活支援の育成、連携、調整のための支援を行いました。 表 生活支援コーディネーター*の配置数 <table><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>生活支援コーディネーター*</td><td>5人</td><td>5人</td><td>5人</td></tr></table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	生活支援コーディネーター*	5人	5人	5人				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
生活支援コーディネーター*	5人	5人	5人										
公民館等の管理運営	【市（地域協働課）】 ・地域の特性やニーズに応じた事業を実施するとともに、地域住民の自主的なサークル活動等の場所の提供を行いました。 表 高齢者が参加できる教室の開催回数 <table><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>322回</td><td>353回</td><td>191回</td></tr></table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	開催回数	322回	353回	191回				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
開催回数	322回	353回	191回										
老人クラブ連合会*・単位老人クラブ*への運営支援	【市（長寿社会課）】 ・老人クラブ連合会*や単位老人クラブ*への助成を実施し、高齢者の様々な社会活動の支援につなげました。 表 老人クラブ連合会*に加盟している単位老人クラブ*の状況 <table><tr><th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>加盟団体</td><td>130団体</td><td>118団体</td><td>100団体</td></tr><tr><td>会員</td><td>10,334人</td><td>8,898人</td><td>7,194人</td></tr></table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	加盟団体	130団体	118団体	100団体	会員	10,334人	8,898人	7,194人
	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
加盟団体	130団体	118団体	100団体										
会員	10,334人	8,898人	7,194人										

主な取組	実施状況												
シルバー人材センター*の運営支援	【市（産業政策課）】 ・シルバー人材センター*の運営支援を行い，働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みました。 表 シルバー人材センター*の会員数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>会員</td><td>869 人</td><td>831 人</td><td>800 人</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	会員	869 人	831 人	800 人				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
会員	869 人	831 人	800 人										
ボランティアセンターの運営	【市（健康福祉政策課），市社協*】 ・ボランティア養成講座の開催やグループ活動の助成，活動のコーディネーター等と協力し，生活支援の担い手となるNPO*・ボランティア組織等の掘り起こしと育成を図りました。 表 ボランティアセンターの運営状況 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>個人ボランティア</td><td>256 人</td><td>255 人</td><td>329 人</td></tr><tr><td>ボランティア団体</td><td>98 団体</td><td>96 団体</td><td>90 団体</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	個人ボランティア	256 人	255 人	329 人	ボランティア団体	98 団体	96 団体	90 団体
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
個人ボランティア	256 人	255 人	329 人										
ボランティア団体	98 団体	96 団体	90 団体										

（２） 介護予防・生活支援サービス*の推進

主な取組	実施状況			
訪問型サービスの提供	【市（長寿社会課），広域連合*】			
	・要支援者等に対して，訪問によるサービスの提供を行いました。			
	表 訪問型サービスの延べ利用者数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予防訪問介護相当サービス	4,601 人	5,169 人	5,120 人
	訪問型サービス B	99 人	50 人	50 人
	訪問型サービス C （口腔機能向上）	24 人	26 人	18 人
訪問型サービス C （栄養改善）	0 人	14 人	6 人	
訪問型サービス C （リハビリ指導）	12 人	0 人	12 人	

主な取組	実施状況																											
通所型サービスの提供	【市（長寿社会課），広域連合*】 ・要支援者等に対して，通所によるサービスの提供を行いました。 表 通所型サービスの延べ利用者数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>予防通所介護相当サービス</td><td>10,649 人</td><td>12,313 人</td><td>12,130 人</td></tr><tr><td>通所型サービス B</td><td>445 人</td><td>462 人</td><td>66 人</td></tr><tr><td>通所型サービス C</td><td>86 人</td><td>107 人</td><td>12 人</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	予防通所介護相当サービス	10,649 人	12,313 人	12,130 人	通所型サービス B	445 人	462 人	66 人	通所型サービス C	86 人	107 人	12 人											
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																									
予防通所介護相当サービス	10,649 人	12,313 人	12,130 人																									
通所型サービス B	445 人	462 人	66 人																									
通所型サービス C	86 人	107 人	12 人																									
介護予防のケアマネジメント*	【広域連合*】 ・要支援者等に対して，総合事業*のサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメント*するとともに，調査・アセスメント*を行い心身の状態の改善につなげました。 表 介護予防のケアマネジメント*の延べ人数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>ケアマネジメント*</td><td>8,293 人</td><td>9,089 人</td><td>8,920 人</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	ケアマネジメント*	8,293 人	9,089 人	8,920 人																			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																									
ケアマネジメント*	8,293 人	9,089 人	8,920 人																									
介護予防の普及啓発	【市（長寿社会課，健康づくり課）】 ・運動，口腔，栄養，認知症等に関する教室を実施し，介護予防についての普及啓発を図りました。 表 介護予防教室の延べ参加者数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>毎週介護予防教室</td><td>18,420 人</td><td>16,350 人</td><td>15,683 人※</td></tr><tr><td>毎月介護予防教室</td><td>4,948 人</td><td>4,228 人</td><td>5,030 人※</td></tr><tr><td>保健センターで行う介護予防教室</td><td>435 人</td><td>144 人</td><td>150 人</td></tr><tr><td>出前講座予防教室</td><td>624 人</td><td>833 人</td><td>380 人</td></tr><tr><td>地域で行う介護予防教室</td><td>1,012 人</td><td>1,014 人</td><td>140 人</td></tr></table> ※うち，新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のための代替事業の実績 16,336 人 <table><tr><td>フレイル予防動画の YouTube 配信</td><td>令和 2 年度総再生回数</td><td>4,363 回</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	毎週介護予防教室	18,420 人	16,350 人	15,683 人※	毎月介護予防教室	4,948 人	4,228 人	5,030 人※	保健センターで行う介護予防教室	435 人	144 人	150 人	出前講座予防教室	624 人	833 人	380 人	地域で行う介護予防教室	1,012 人	1,014 人	140 人	フレイル予防動画の YouTube 配信	令和 2 年度総再生回数	4,363 回
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																									
毎週介護予防教室	18,420 人	16,350 人	15,683 人※																									
毎月介護予防教室	4,948 人	4,228 人	5,030 人※																									
保健センターで行う介護予防教室	435 人	144 人	150 人																									
出前講座予防教室	624 人	833 人	380 人																									
地域で行う介護予防教室	1,012 人	1,014 人	140 人																									
フレイル予防動画の YouTube 配信	令和 2 年度総再生回数	4,363 回																										
介護予防の対象者の把握	【広域連合*】 ・日常の相談業務や民生委員・児童委員*等からの情報提供，関係機関との連携等の中で，地域包括支援センター*が何らかの支援を必要とする人を把握し，介護予防活動につなげました。																											

主な取組	実施状況																								
地域における介護 予防活動の支援	【市（長寿社会課，健康づくり課）】 ・住民主体の介護予防活動の支援を行いました。 表 住民主体の介護予防活動 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>鈴鹿いきいきボラン ティア*登録人数</td><td>146 人</td><td>157 人</td><td>149 人</td></tr><tr><td>ボランティア受入施設数</td><td>60 施設</td><td>61 施設</td><td>60 施設</td></tr><tr><td>スクエアステップリー ダー*等の登録人数</td><td>98 人</td><td>113 人</td><td>134 人</td></tr><tr><td>食生活改善推進員*人数</td><td>61 人</td><td>61 人</td><td>52 人</td></tr><tr><td>ふれあいいいききサロ ン*実施団体数</td><td>78 団体</td><td>91 団体</td><td>96 団体</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	鈴鹿いきいきボラン ティア*登録人数	146 人	157 人	149 人	ボランティア受入施設数	60 施設	61 施設	60 施設	スクエアステップリー ダー*等の登録人数	98 人	113 人	134 人	食生活改善推進員*人数	61 人	61 人	52 人	ふれあいいいききサロ ン*実施団体数	78 団体	91 団体	96 団体
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
鈴鹿いきいきボラン ティア*登録人数	146 人	157 人	149 人																						
ボランティア受入施設数	60 施設	61 施設	60 施設																						
スクエアステップリー ダー*等の登録人数	98 人	113 人	134 人																						
食生活改善推進員*人数	61 人	61 人	52 人																						
ふれあいいいききサロ ン*実施団体数	78 団体	91 団体	96 団体																						
一般介護予防事業* の評価	【広域連合*】 ・計画に定める目標値の達成状況等を検証し，一般介護予防事業* の評価を行いました。 表 一般介護予防事業*アンケートの実施者数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>実施者数</td><td>528 人</td><td>343 人</td><td>中止※</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	実施者数	528 人	343 人	中止※																
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
実施者数	528 人	343 人	中止※																						
地域リハビリテー ション活動の支援	【市（長寿社会課）】 ・リハビリ専門職の講師が，住民主体の通いの場等で介護予防に 関する出前講座を行いました。 表 出前講座実施回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>実施回数</td><td>30 回</td><td>33 回</td><td>18 回</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	実施回数	30 回	33 回	18 回																
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
実施回数	30 回	33 回	18 回																						
介護予防手帳の活 用	【市（長寿社会課）】 ・高齢者が自ら目標を立て，活動を計画し記録することによ り，セルフマネジメント（自己管理）力を高めるとともに， 本人・家族・地域包括支援センター*等の間で情報共有するた めの媒体として活用しました。 表 介護予防手帳の配布数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>配布数</td><td>1,895 部</td><td>817 部</td><td>4,000 部</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	配布数	1,895 部	817 部	4,000 部																
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
配布数	1,895 部	817 部	4,000 部																						

主な取組	実施状況			
高齢者に対する保健事業の推進	【市（健康づくり課）】			
	・健康づくりに関する教室や相談会を開催，がん検診の実施，予防接種の費用助成等を行い，高齢者の健康管理の支援を行いました。			
	表 健康づくり推進事業の実施状況			
			平成 30 年度	令和元年度
				令和 2 年度
	健康展	実施回数	1 回	1 回
		延べ参加人数	1,000 人	440 人
	健康相談	実施回数	59 回	67 回
		延べ参加人数	496 人	476 人
	健康教育	実施回数	84 回	64 回
		延べ参加人数	6,768 人	6,217 人
	健康手帳の交付		2,935 人	784 人
				1,010 人
	※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止			
	表 各種がん検診等事業の実施状況			
			平成 30 年度	令和元年度
				令和 2 年度
	胃がん検診	受診率	8.9%	8.2%
		受診者	10,492 人	9,704 人
	大腸がん検診	受診率	8.7%	8.6%
		受診者	10,268 人	10,257 人
	肺がん検診	受診率	10.9%	11.1%
		受診者	12,933 人	13,179 人
	前立腺がん検診	受診率	12.3%	12.3%
		受診者	5,034 人	5,115 人
	乳がん検診	受診率	6.9%	6.8%
		受診者	5,661 人	5,518 人
	子宮がん検診	受診率	7.8%	8.3%
		受診者	6,396 人	6,759 人
	歯周病検診	受診率	13.0%	13.5%
		受診者	1,040 人	1,471 人
	高齢者用肺炎球菌予防接種	受診者	2,037 人	2,164 人
				2,340 人

主な取組	実施状況																				
高齢者スポーツの振興	【市（スポーツ課）】 ・ 高齢者が健康づくりのために自身の体力にあった様々なスポーツを行えるように、教室や大会等の機会を提供し、スポーツの振興を図りました。 表 スポーツ大会等の開催状況 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>鈴鹿いきいき健康スポーツクラブ</td><td>20 回</td><td>19 回</td><td>18 回</td></tr><tr><td>鈴鹿市グラウンド・ゴルフ大会</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr><tr><td>いきいきツデーウォーク大会</td><td>1 回</td><td>0 回※</td><td>1 回</td></tr><tr><td>ポッチャ体験会</td><td></td><td>1 回</td><td>8 回</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	鈴鹿いきいき健康スポーツクラブ	20 回	19 回	18 回	鈴鹿市グラウンド・ゴルフ大会	1 回	1 回	1 回	いきいきツデーウォーク大会	1 回	0 回※	1 回	ポッチャ体験会		1 回	8 回
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																		
鈴鹿いきいき健康スポーツクラブ	20 回	19 回	18 回																		
鈴鹿市グラウンド・ゴルフ大会	1 回	1 回	1 回																		
いきいきツデーウォーク大会	1 回	0 回※	1 回																		
ポッチャ体験会		1 回	8 回																		
生活困窮者の家計相談支援	【市（保護課）】 ・ 家計の状況を明らかにし、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援を行いました。 表 家計相談件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>相談件数</td><td>152 件</td><td>143 件</td><td>30 件</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	相談件数	152 件	143 件	30 件												
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																		
相談件数	152 件	143 件	30 件																		
ふれあい農園*の活用	【市（農林水産課）】 ・ ふれあい農園*での農業体験を通じて「生きがいづくり」「健康づくり」を促すため、市広報などで周知を行いました。																				

3 認知症施策の推進

活動指標3：認知症サポーターの養成人数（累計）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	17,000人	21,000人	25,000人
実績値	15,839人	18,711人	19,774人

（1） 認知症の理解を深めるための普及啓発の推進

主な取組	実施状況												
認知症の知識の普及啓発	【市（長寿社会課）】 ・ 認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるように、認知症ケアパス*を作成し、関係機関窓口、講演会や啓発イベント等において配布しました。												
認知症サポーター*の養成	【市（長寿社会課）】 ・ 認知症に関する正しい知識と理解を身につけた認知症サポーター*やキッズサポーター*を養成するための講座を開催しました。 表 認知症サポーター*養成人数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>養成人数 （累計人数）</td><td>2,365 人 （15,839 人）</td><td>2,872 人 （18,711 人）</td><td>1,063 人 （19,774 人）</td></tr><tr><td>うちキッズサポーター*数 （累計人数）</td><td>1,033 人 （3,352 人）</td><td>707 人 （4,059 人）</td><td>64 人 （4,123 人）</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	養成人数 （累計人数）	2,365 人 （15,839 人）	2,872 人 （18,711 人）	1,063 人 （19,774 人）	うちキッズサポーター*数 （累計人数）	1,033 人 （3,352 人）	707 人 （4,059 人）	64 人 （4,123 人）
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
養成人数 （累計人数）	2,365 人 （15,839 人）	2,872 人 （18,711 人）	1,063 人 （19,774 人）										
うちキッズサポーター*数 （累計人数）	1,033 人 （3,352 人）	707 人 （4,059 人）	64 人 （4,123 人）										

（2） 認知症の早期発見・早期支援

主な取組	実施状況			
認知症初期集中支援チーム*の充実	【市（長寿社会課）】			
	・ 各日常生活圏域*に認知症初期集中支援チーム*を設置し、認知症高齢者と家族の支援を行いました。			
	表 認知症初期集中支援チーム*の活動状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	総相談件数	272 件	299 件	278 件
	支援対象者数	177 人	189 人	177 人
訪問延べ回数	510 回	653 回	581 回	

主な取組	実施状況							
認知機能の検査	【市（長寿社会課）】							
	・ 認知機能検査を実施することにより，認知機能低下や認知症の早期発見につなげました。							
	表 認知機能検査実施人数							
	<table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>実施人数</td><td>233 件</td><td>94 件</td><td></td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	実施人数	233 件	94 件
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度					
実施人数	233 件	94 件						

(3) 地域で認知症高齢者を支えるための体制づくり

主な取組	実施状況								
認知症地域支援推進員*の充実	【市（長寿社会課）】 ・各日常生活圏域*に認知症地域支援推進員*を配置し，認知症サポーター*養成講座や認知症についての啓発イベント等を実施し，地域において認知症高齢者を支援する体制づくりを進めるとともに，関係機関との連携を図りました。 表 認知症地域支援推進員*の配置数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>認知症地域支援推進員*</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td>8 人</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	認知症地域支援推進員*	8 人	8 人	8 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度						
認知症地域支援推進員*	8 人	8 人	8 人						
徘徊高齢者等のための安心ネットワーク ※令和 2 年から行方不明高齢者等のための安心ネットワークに名称変更しました。	【市（長寿社会課）】 ・鈴鹿警察署と協力し，徘徊高齢者等の捜索協力を市内の店舗や事業所に依頼し，体制づくりを行いました。 表 徘徊高齢者等のためのネットワークの通報件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>通報件数</td><td>12 件</td><td>11 件</td><td>10 件</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	通報件数	12 件	11 件	10 件
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度						
通報件数	12 件	11 件	10 件						
認知症高齢者等の見守り体制構築の推進	【市（長寿社会課）】 ・市内の民間業者等と協力し，認知症高齢者等の見守り体制の構築を推進しました。 表 見守り体制の協力事業者数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>協力事業者数</td><td>11 事業者</td><td>22 事業者</td><td>27 事業者</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	協力事業者数	11 事業者	22 事業者	27 事業者
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度						
協力事業者数	11 事業者	22 事業者	27 事業者						

主な取組	実施状況			
認知症カフェ*の支援	【市（長寿社会課）】			
	・ 認知症に関する情報交換や交流の機会を提供することにより，不安感や負担感の解消が図れるように，認知症カフェ*の活動を支援しました。			
	表 認知症カフェ*の登録数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	認知症カフェ*	12 か所	16 か所	16 か所

4 医療・介護の連携の推進

活動指標 4：鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議*の開催回数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	9 回	9 回	9 回
実績値	7 回	7 回	5 回

(1) 在宅療養生活への支援

主な取組	実施状況								
地域の医療・介護の資源の把握	【市（長寿社会課）】 ・医療・介護関係者間の連携等を行うために、鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター*を設置しました。 ・地域の在宅医療を実施する医療機関及び介護事業所等の地域資源*を取りまとめ、HPを作成しました。								
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	【市（長寿社会課）】 ・多職種の顔の見える関係を構築するとともに、在宅医療と介護の連携に係る課題とその対応について協議を行いました。 表 研究会の開催回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>実施件数</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>0 回※</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	実施件数	1 回	1 回	0 回※
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度						
実施件数	1 回	1 回	0 回※						

主な取組	実施状況																
医療・介護関係者の 情報共有の支援	【市（長寿社会課）】 ・在宅医療と介護，双方の情報の共有化を図るために，ＩＣＴ（情報通信技術）を活用したシステムを導入し，情報ネットワークの構築を図りました。 表 バイタルリンク参加事業所数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>実施件数</td><td>157 事業所</td><td>213 事業所</td><td>280 事業所</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	実施件数	157 事業所	213 事業所	280 事業所								
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度														
実施件数	157 事業所	213 事業所	280 事業所														
在宅医療・介護連携 に関する相談支援 推進	【市（長寿社会課）】 ・医療・介護関係者や地域包括支援センター*等からの相談に対応するため，在宅医療・介護連携支援センター*（すずらん）を設置し，医療・介護関係者の連携の支援を行いました。																
医療・介護関係者の 研修	【市（長寿社会課）】 ・医療職と介護職が相互に知識を深めるために，合同研修を開催しました。 表 勉強会の開催状況 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>テーマ</td><td>看取り</td><td>ACP*</td><td>ACP*</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>2 回※</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため 1 回中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	テーマ	看取り	ACP*	ACP*	開催回数	3 回	3 回	2 回※				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度														
テーマ	看取り	ACP*	ACP*														
開催回数	3 回	3 回	2 回※														
切れ目のない在宅 医療と介護の提供 体制の構築推進	【市（長寿社会課），広域連合*】 ・医療・介護・福祉等の連携や体制の構築を図るため，医療と介護関係者に対して，鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議*を開催しました。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護*の公募を行いました。（選定事業者なし） 表 運営会議の開催回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>運営委員会</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>3 回</td></tr><tr><td>勉強会</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>2 回※</td></tr><tr><td>研究会</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>0 回※</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため 1 回中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	運営委員会	3 回	3 回	3 回	勉強会	3 回	3 回	2 回※	研究会	1 回	1 回	0 回※
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度														
運営委員会	3 回	3 回	3 回														
勉強会	3 回	3 回	2 回※														
研究会	1 回	1 回	0 回※														
在宅医療・介護連携 に関する関係市町 の連携	【市（長寿社会課）】 ・亀山市，広域連合*だけでなく，隣接市との会議や意見交換会に参加し，連携強化を図りました。																

(2) 住民意識向上のための普及啓発推進

主な取組	実施状況			
在宅医療や看取り等の知識の普及啓発	【市（長寿社会課）】			
	・在宅医療の必要性や在宅での看取り等についての理解を深めるために、講演会の開催、パンフレットの配布等による啓発活動を行いました。			
	表 鈴鹿ふくし大学の実施状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	テーマ	在宅での自然な看取り	在宅での看取りを支えるために	在宅での看取りを支えるために
	参加人数	450 人	中止※	100 人
※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止				

5 高齢者の尊厳を守るための施策の充実

活動指標 5：権利擁護シンポジウムの開催回数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	1 回	1 回	1 回
実績値	1 回	1 回	0 回※

※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止

(1) 尊厳を守るための施策の充実

主な取組	実施状況			
高齢者の緊急一時保護	【市（長寿社会課）】			
	・ 高齢者の虐待対応について、関係者間の連携を深め、知識を高めるために研修や会議により情報共有・意見交換を行いました。			
	・ 虐待等により必要と判断した場合に、一時的に福祉施設等で保護を行いました。			
	表 緊急一時保護による措置件数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	緊急一時保護	5 件	3 件	3 件

主な取組	実施状況																								
成年後見制度*利用の支援及び啓発	【市（長寿社会課，障がい福祉課），市社協*】 ・成年後見制度*の利用が必要な方で，一定の条件を満たす方に助成を行い，利用支援を行いました。 表 成年後見制度*の利用支援件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>申立支援</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>報酬支援</td><td>8 件</td><td>4 件</td><td>10 件</td></tr></table> ・権利擁護シンポジウムを開催し，制度の啓発を行うとともに，法福官連携権利擁護研修を行い，関係機関の連携強化と理解の促進を図りました。 表 権利擁護シンポジウムの開催回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>権利擁護シンポジウム</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>0 回※</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症*拡大防止対応のため中止		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	申立支援	0 件	0 件	1 件	報酬支援	8 件	4 件	10 件		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	権利擁護シンポジウム	1 回	1 回	0 回※				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
申立支援	0 件	0 件	1 件																						
報酬支援	8 件	4 件	10 件																						
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
権利擁護シンポジウム	1 回	1 回	0 回※																						
虐待の未然防止	【市（長寿社会課），広域連合*】 ・警察や行政及び地域包括支援センター*等と情報共有を常に行い虐待の未然防止に努めました。 ・介護施設従事者等に対して集団指導による虐待防止の指導を行いました。 表 虐待への対応件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>家族等による虐待への対応</td><td>25 件</td><td>46 件</td><td>40 件</td></tr><tr><td>介護保険施設*での虐待の対応</td><td>2 件</td><td>3 件</td><td>3 件</td></tr></table> 表 介護施設従事者に対する指導 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>集団指導</td><td>2 件</td><td>2 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>実地指導</td><td>13 事業所</td><td>25 事業所</td><td>5 事業所</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	家族等による虐待への対応	25 件	46 件	40 件	介護保険施設*での虐待の対応	2 件	3 件	3 件		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	集団指導	2 件	2 件	1 件	実地指導	13 事業所	25 事業所	5 事業所
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
家族等による虐待への対応	25 件	46 件	40 件																						
介護保険施設*での虐待の対応	2 件	3 件	3 件																						
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																						
集団指導	2 件	2 件	1 件																						
実地指導	13 事業所	25 事業所	5 事業所																						
人権の啓発活動	【市（人権政策課）】 ・高齢者の人権についての理解を深めるため，講演会やイベントを開催しました。また，パネルの展示やパンフレットの配布により啓発を行いました。																								

主な取組	実施状況												
鈴鹿市後見サポートセンターみらい*の運営	【市（健康福祉政策課）・市社協*】 ・後見制度制度への相談，運営委員会の開催，法人後見*の受任啓発活動等を実施しました。 表 鈴鹿市後見サポートセンターみらい*の利用件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>延べ相談件数</td><td>180 件</td><td>155 件</td><td>202 件</td></tr><tr><td>うち法人後見*受任</td><td>2 件</td><td>3 件</td><td>3 件</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	延べ相談件数	180 件	155 件	202 件	うち法人後見*受任	2 件	3 件	3 件
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
延べ相談件数	180 件	155 件	202 件										
うち法人後見*受任	2 件	3 件	3 件										
地区社会福祉協議会による権利擁護の推進	【市（健康福祉政策課）・市社協*】 ・消費者被害，虐待防止，防災，成年後見制度*等，専門的かつ具体例を提示した講座を開催しました。 表 講座の開催回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>8 回</td><td>8 回</td><td>4 件</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	開催回数	8 回	8 回	4 件				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
開催回数	8 回	8 回	4 件										
鈴鹿日常生活自立支援センター*の運営	【市（健康福祉政策課）・市社協*】 ・認知症や障がい等で判断能力が不十分な人が自立して地域生活を送れるように，日常生活上の消費契約や金銭管理の支援を行いました。 表 鈴鹿日常生活自立支援センター*の利用件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>利用件数</td><td>165 件</td><td>172 件</td><td>174 件</td></tr><tr><td>延べ支援回数</td><td>5,838 回</td><td>5,630 回</td><td>5,309 回</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	利用件数	165 件	172 件	174 件	延べ支援回数	5,838 回	5,630 回	5,309 回
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
利用件数	165 件	172 件	174 件										
延べ支援回数	5,838 回	5,630 回	5,309 回										

（２）高齢者福祉施策の充実

主な取組	実施状況			
ふとん丸洗いサービスの提供	【市（長寿社会課）】			
	・ふとん丸洗いを実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。			
	表 ふとん丸洗いの実利用人数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	ふとん丸洗い	62 人	56 人	62 人

主な取組	実施状況											
訪問理美容サービスの提供	【市（長寿社会課）】 ・訪問理美容サービスを実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 訪問理美容サービスの利用登録者数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>訪問理美容サービス</td><td>29 人</td><td>35 人</td><td>28 人</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	訪問理美容サービス	29 人	35 人	28 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
訪問理美容サービス	29 人	35 人	28 人									
日常生活用具の給付	【市（長寿社会課）】 ・日常生活用具給付を実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 日常生活用具給付の新規利用人数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>日常生活用具給付</td><td>15 人</td><td>13 人</td><td>10 人</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	日常生活用具給付	15 人	13 人	10 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
日常生活用具給付	15 人	13 人	10 人									
緊急通報システム*の導入	【市（長寿社会課）】 ・緊急通報システム*の設置を実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 緊急通報システム*の新規設置人数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>緊急通報システム *</td><td>27 人</td><td>22 人</td><td>23 人</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	緊急通報システム *	27 人	22 人	23 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
緊急通報システム *	27 人	22 人	23 人									
福祉有償運送*事業への支援	【市（長寿社会課）】 ・福祉有償運送*を実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 福祉有償運送*事業の移送件数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>福祉有償運送*</td><td>5,153 件</td><td>5,244 件</td><td>5,000 件</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	福祉有償運送*	5,153 件	5,244 件	5,000 件
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
福祉有償運送*	5,153 件	5,244 件	5,000 件									

(3) 家族介護者への支援

主な取組	実施状況											
介護用品の支給	【市（長寿社会課）】 ・紙おむつ等支給を実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 紙おむつ等支給の実利用人数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>紙おむつ等支給</td><td>525 人</td><td>531 人</td><td>530 人</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	紙おむつ等支給	525 人	531 人	530 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
紙おむつ等支給	525 人	531 人	530 人									
徘徊探索の支援	【市（長寿社会課）】 ・ G P S *を利用した徘徊探索サービスを利用する際の初期導入経費の補助を行い、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 徘徊探索支援サービスの新規利用人数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>徘徊探索支援サービス</td><td>2 人</td><td>4 人</td><td>1 人</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	徘徊探索支援サービス	2 人	4 人	1 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
徘徊探索支援サービス	2 人	4 人	1 人									
配食サービスの支援	【市（長寿社会課）】 ・高齢者配食サービスを実施し、在宅で日常生活を送るための支援を行いました。 表 高齢者配食サービスの実利用人数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>高齢者配食サービス</td><td>595 人</td><td>602 人</td><td>660 人</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	高齢者配食サービス	595 人	602 人	660 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
高齢者配食サービス	595 人	602 人	660 人									
介護者のつどい	【広域連合*】 ・介護する上での困りごとを一人で抱え込まないように、同じ悩みを抱えている人や経験した人同士で交流できる場を開催しました。 表 介護者のつどいの開催回数 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>介護者のつどい</td><td>4 回</td><td>3 回</td><td>1 回</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	介護者のつどい	4 回	3 回	1 回
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度									
介護者のつどい	4 回	3 回	1 回									

6 住まいの確保

活動指標6：民間賃貸住宅相談会の開催回数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	1回	1回	1回
実績値	1回	1回	1回

(1) 入所施設の整備

主な取組	実施状況
介護保険施設*等の整備	【市（長寿社会課）、広域連合*】 ・広域連合*と構成市で協議し、適正な整備計画を検討した上で、介護老人福祉施設*（特別養護老人ホーム）等の整備について、三重県と調整を図りました。
老人福祉施設の整備	【市（長寿社会課）】 ・建て替えを実施し、居住環境の改善を図りました。 ・施設管理者と連携し、緊急一時保護の迅速・適正な受け入れに努めました。

(2) 高齢者向け居住系サービスの整備

主な取組	実施状況
居住系サービスの整備	【市（長寿社会課、都市計画課）】 ・居住者の生活利便性が高い市街化区域*において、住所地特例*の対象である居住系サービスを誘導し、適正な整備に努めました。

(3) 地域密着型サービス*の整備

主な取組	実施状況
地域密着型サービス*の整備	【市（長寿社会課）、広域連合*】 ・広域連合*が策定する介護保険事業計画を基に行われる広域連合*管内全域における整備に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護*の公募を行いました。（選定事業者なし）

(4) 居住環境の整備

主な取組	実施状況												
ユニバーサルデザイン*まちづくり推進事業	【市（障がい福祉課）】 ・三重県ユニバーサルデザイン*のまちづくり推進条例に基づき、特定施設新築等（変更）協議を実施し、ユニバーサルデザイン*の普及やバリアフリー*化を推進しました。 表 特定施設新設等（変更）協議申請と適合証交付件数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>協議申請</td><td>46 件</td><td>21 件</td><td>24 件</td></tr><tr><td>適合証交付</td><td>9 件</td><td>7 件</td><td>5 件</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	協議申請	46 件	21 件	24 件	適合証交付	9 件	7 件	5 件
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
協議申請	46 件	21 件	24 件										
適合証交付	9 件	7 件	5 件										
市営住宅への高齢者等の優先入居	【市（住宅政策課）】 ・目的別分散入居の導入を推進するとともに、高齢者世帯に対して抽選会での優先的な取り扱いを実施しました。												
あんしん賃貸住宅支援事業	【市（住宅政策課）、市社協*】 ・民間賃貸住宅相談会の開催やパンフレットの配布等により、高齢者等の円滑な入居に関する支援を行いました。 表 民間賃貸住宅相談会の開催回数 <table><tr><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr><tr><td>住宅相談会</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	住宅相談会	1 回	1 回	1 回				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度										
住宅相談会	1 回	1 回	1 回										

7 安心・安全の体制づくり

活動指標 7：災害時要援護者*台帳の登録者数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値	8,800人	9,000人	9,200人
実績値	8,897人	9,229人	9,671人

(1) 防災対策の推進

主な取組	実施状況			
災害時要援護者* 台帳の整備	【市（長寿社会課）】 ・災害時要援護者*台帳の理解を深めるため、広報を行うとともに、民生委員・児童委員*と連携し、登録の啓発を行いました。 表 災害時要援護者*台帳登録者数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	災害時要援護者*台帳登録者	8,897 人	9,229 人	9,671 人
救急ネックレスの 普及	【市（消防課）】 ・災害時要援護者*台帳に登録された情報を活用し、迅速な救急医療活動につなげられるよう、救急情報ネックレス*の配付を行いました。 表 救急情報ネックレス*配付数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	救急情報ネックレス*配付数	820 本	877 本	676 本
情報伝達手段の構 築	【市（防災危機管理課，情報指令課）】 ・本市のメールモニターシステム*を利用し、気象情報や避難情報等を配信し、早めの避難行動ができるよう努めました。 表 メールモニの配信回数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	配信回数	51 回	28 回	16 回
防災知識の普及啓発	【市（防災危機管理課）】 ・高齢者・障がい者・子育て世帯・外国人・それらをケアする団体等に対して、災害時における対応についての出前講座を行いました。 表 出前講座の開催回数			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	出前講座	165 回	184 回	41 回

主な取組	実施状況
防災協定の推進	【市（長寿社会課，防災危機管理課）】 ・災害時に，支援が必要な高齢者等が避難生活を送ることができるよう福祉避難所の設置・運営に関する協定の締結と開設・運営マニュアル等の策定を推進しました。 ・鈴鹿地区老人福祉施設協会と連携して福祉避難所の設置運営訓練を行いました。

（２） 防犯・交通安全・交通施策・消費者保護

主な取組	実施状況			
交通安全・防犯意識の高揚	【市（交通防犯課）】			
	・高齢者交通安全教室を開催し、交通事故減少のための啓発を促しました。			
	表 高齢者交通安全教室の開催状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	高齢者交通安全教室	31 回	50 回	30 回
	延べ参加者	1,688 人	2,471 人	800 人
ノンステップバス*の導入	【市（都市計画課）】			
	・コミュニティバス*の車両更新時に、ノンステップバス*を 2 台導入しました。			
鈴鹿亀山消費生活センター*の運営	【広域連合*】			
	・消費生活に関する相談や出前講座を実施し、消費者トラブルの解決や被害拡大の防止を図りました。			
	表 鈴鹿亀山消費生活センター*の運営状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	延べ相談件数	1,623 件	1,573 件	1,730 件
	出前講座	103 回	95 回	35 回

5 用語解説

あ行	
空き家ネットワーク みえ	県・市町と連携し、空き家所有者などからの相談を受け、空き家の利活用の促進・対策などの支援を行う民間の団体。
アセスメント	事前評価、初期評価。介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業*（総合事業）のうち、第1号被保険者*すべてを対象とし、住民主体の通いの場における介護予防活動を中心とした介護予防事業。
医療・介護連携支援 センター	介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカーなどを配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター*などから相談を受け付けるとともに、在宅医療・介護連携に関する情報提供を行う機関。
ACP（アドバンス・ ケア・プランニング）	Advance Care Planning の略。もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族などや医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。
SNS	通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービス。
NPO	営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織。
エンディングノート	人生の終末期に備えて、自身の希望を書き留めておくノート。

か行	
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りやターミナルケアなどの医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた施設。平成30年4月に創設された。
介護支援専門員（ケ アマネジャー）	介護保険制度において、ケアマネジメント*を実施する有資格者。要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡・調整などを行う。
介護保険施設	介護保険で被保険者である利用者にサービスを提供できる施設。介護老人福祉施設*、介護老人保健施設*、介護医療院*、介護療養型医療施設*がある。

介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定を受けた人・基本チェックリスト該当者を対象として、訪問又は通所などによって介護予防と生活支援サービス*とを一体的に提供し、自立した日常生活を支援するための事業。地域資源*を活かして、多様な主体による多様なサービスが提供されることを期待するものである。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	一般介護予防事業*と介護予防・生活支援サービス事業*の二つの事業からなるもので、市町村が、地域の実情に応じて、多様な主体の参画による多様なサービスを充実することによって、地域の支え合い体制づくりと、要支援者に対する効果的・効率的な支援を行うことをめざすもの。
介護離職	家族の介護のために退職や転職をすること。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所している要介護者に対して、介護などの日常生活上の世話や、機能訓練、その他必要な世話を行う介護保険施設*。地域密着型を含む。
介護老人保健施設	入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う介護保険施設*。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービス*の一つで、小規模多機能型居宅介護*と訪問看護*を組み合わせ提供するサービス。
キッズサポーター	認知症を正しく理解し、認知症高齢者などやその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーター*のうち、本市では、小中学生のサポーターのことを言う。
基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター*のうち、センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議*の開催などの役割を担うもの。
キャラバン・メイト	認知症サポーター*を養成する認知症サポーター*養成講座を開催し、講師役を務める人。所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録する必要がある。
救急情報ネックレス	高齢者の安心・安全を図るため災害時要援護者*台帳へ救急活動に必要な情報を登録し、この情報の番号を印字したネックレスのこと。これを身につけることによって、屋外などで倒れた場合でも救急隊が速やかに情報を把握できる。
協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーター*と生活支援などの提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となる会議体。
協働	市民や行政といった、まちづくりの担い手である多様な主体が、まちづくりに関する共通の目的を持ち、その実現に向け、お互いの信頼関係のにより、役割と責任を分担して協力し合い、まちづくりに取り組むこと。

緊急通報システム	65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯，又は身体に重度の障がいがある人などを対象に，急病などの緊急時に迅速に対応するためのシステム。
ケアマネジメント	心身の状況や置かれている環境などに応じて，適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行うこと。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	→介護支援専門員を参照。
広域連合（鈴鹿亀山地区広域連合）	地方自治法上の独立した特別地方公共団体。鈴鹿市と亀山市を構成団体とし，介護保険事業，消費者行政及び両市との連絡調整を行っている。
コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し，その変化率が対象地域の人口変化の特徴であり，将来にわたって維持されるものと仮定して，将来人口を算出する推計方法。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために，地方自治体などが実施するバス。本市では，C-BUSとして高齢化率が高く市街地から遠い西部地域・南部地域で運行を行っている。

さ行	
サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	高齢者の居住の安定を確保することを目的として，「高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）」の改正により創設された医療・介護と連携し，高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー*構造の住宅。
災害時要援護者	災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
サロン	地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に，ごく身近な地域を拠点として，参加する人とボランティアとが一緒になって内容を企画し，住民主体で運営していく，楽しい仲間づくり，ふれあい交流の場。
G P S	人工衛星を利用した，位置情報検索システム。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市社協（鈴鹿市社会福祉協議会）	社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的として，鈴鹿市に1956年に設立された民間の社会福祉法人*。
社会福祉士	身体上又は精神上の障がい，環境上の理由により，日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ，助言・指導・福祉サービスの提供や，医師その他の保健医療サービス提供者などとの連携・調整などの援助を行う専門家。社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。

社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。
住所地特例	介護保険では、原則住所地市町村の被保険者となるが、被保険者が他市町村の対象施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合は、引き続き従前の住所地市町村の被保険者とするこ とで、施設所在地の市町村に財政負担が偏ることを是正するた めに設けられている制度。
小規模多機能型居宅 介護	地域密着型サービス*の一つで、「通い」を中心として、要介護者 の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ受けるサービス。
食生活改善推進員	食を通した健康づくりの活動を行うボランティア。
自立支援型地域ケア 会議	地域ケア会議*のうち、医療・介護の多職種が協働*して高齢者の 個別課題の解決を図り、自立支援に資するケアマネジメント*につ なげることをめざすとともに、これを通じて介護支援専門員*の支 援及びスキルアップを図ろうとするもの。
シルバー人材センタ ー	定年退職者などを会員として、その希望に応じた臨時的・短期的 な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された、都 道府県知事が指定する公益法人。
新型コロナウイルス 感染症	新型コロナウイルスである「SARS-CoV2」による感染症のこと。世 界保健機関（WHO）は、2019年に発生したこの感染症を 「COVID-19」と名付けた。
人生会議	ACP*（アドバンス・ケア・プランニング）の愛称。厚生労働省 がその普及のために名付けたもの。
スクエアステップリ ーダー	25cm角のマス目が書かれたマットを使い、パターンどおりにス テップすることで転倒予防や認知機能の向上に効果的な運動であ るスクエアステップを、地域で普及するボランティア。
鈴鹿いきいきボラン ティア	高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を目的とし て、市が指定する受入施設にて地域貢献や社会参加活動をするボ ランティア。
鈴鹿亀山消費生活セ ンター	鈴鹿市・亀山市の住民が身近なところで気軽に消費生活に関する 相談を受けられるよう、2006年4月3日に鈴鹿亀山地区広域連 合*が開設した相談機関。
鈴鹿亀山地区広域連 合（広域連合）	→広域連合を参照。
鈴鹿市後見サポート センターみらい	認知症、知的障がい、精神障がい等があっても、住み慣れた地域 で安心して暮らしていけるように、成年後見制度*の利用について 支援する機関。

鈴鹿市高齢者施策推進協議会	地域包括ケアシステム*の構築に向けた社会基盤の整備に関する施策の推進に係る調査審議及び鈴鹿市高齢者福祉計画の策定その他の高齢者福祉の推進に係る審議に関する事務を担当する鈴鹿市の附属機関
鈴鹿市社会福祉協議会（市社協）	→市社協を参照。
鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議	市民が住み慣れた地域で療養しながら生活が送れるよう、医療・介護・福祉などの関連職種が連携して支えるとともに、研修会の開催などにより関係者のスキルアップを図ることを目的に、鈴鹿市医師会が中心となり設置された会議。
鈴鹿日常生活自立支援センター	認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの支援を行う機関。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
生活支援サービス	日常生活に援助が必要な65歳以上の在宅高齢者の家庭を訪問し、家事や軽作業のお手伝いをするサービス。介護予防・日常生活支援総合事業*では、ホームヘルパーなどの専門職に限らず、地域住民やボランティアを始め、多様な主体によるサービス提供が期待されている。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、それを取り消したりできるようにする制度。
成年後見人	成年後見制度*において、家庭裁判所に選任され、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人を支援する人。
世界アルツハイマー月間	世界アルツハイマー病協会が、世界保健機関（WHO）と共同で制定しているもの。毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」とし、認知症の啓発活動を行っている。
総合事業	→介護予防・日常生活支援総合事業を参照。
相談支援包括化推進員	複合化・複雑化した課題に的確に対応するために配置され、世帯全体の課題の把握や多職種・多機関のネットワーク化など、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートする役割を担う。

た行	
第1号被保険者	65歳以上の人。
第2号被保険者	40歳から65歳未満の医療保険加入者。
単位老人クラブ	高齢者が、仲間づくりや地域奉仕活動のために集まり地域ごとに運営している自主的な組織。
団塊の世代	戦後復興期の1947年から1949年の第一次ベビーブームに生まれた世代。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや受け手支え手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	市又は地域包括支援センター*が主催し、設置、運営する会議体。多職種の協働*により、困難事例などの支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント*支援、地域課題の把握などを行い、地域に必要な資源開発などの政策形成につなげる会議。
地域ケア圏域会議	地域ケア会議*のうち、個別事例に共通する課題であり、日常生活圏域*レベルの地域課題の解決をめざして行うもの。
地域ケア個別会議	地域ケア会議*のうち、高齢者の個別課題の解決をめざして行うもの。
地域ケア推進会議	地域ケア会議*のうち、日常生活圏域*レベルでは解決が難しく、市レベルでの課題解決をめざして行うもの。
地域資源	地域にある様々なニーズを充足するために用いられる制度、機関、人材、資金、技術知識などの、有形無形のもの。
地域づくり協議会	地域に住む人や地域の各団体が協力・連携し、個人や各団体では解決が難しい地域の様々な課題を解決したり、交流促進に取り組む組織。
地域包括ケアシステム	団塊の世代*が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される体制。
地域包括支援センター	地域住民の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に行う地域の中核機関。保健師又は経験のある看護師、社会福祉士*、主任ケアマネジャー*を置き、介護予防ケアマネジメント*、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント*などを業務として行う。

地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続するために、地域の特性や実状に応じて計画的にサービスが提供できるよう、保険者が指定・指導監督を行うサービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型サービス*の一つで、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が定期巡回訪問と随時訪問を提供するサービス。

な行	
日常生活圏域	2005年の介護保険法改正により、鈴鹿亀山地区広域連合*介護保険事業計画において、鈴鹿亀山地区広域連合*管内の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた圏域。
認知症カフェ	認知症高齢者などやその家族、地域住民や介護・福祉などの専門家が集い、相談や情報交換を行う場。
認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示した手引き。
認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。区分Ⅱは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られる又は家庭内で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講した人で、認知症を正しく理解し、認知症高齢者などやその家族を温かく見守る応援者。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族などの訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症高齢者などやその家族を訪問し、自立生活のサポートを行うチーム。
認知症施策推進大綱	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー*」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことをめざし、令和元年6月18日に閣議決定されたもの。
認知症地域支援推進員	認知症について専門的な知識を有する人で、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症高齢者などやその家族を支援する相談業務を行う役割を持つ人。
ノンステップバス	出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス。

は行	
バリアフリー	高齢者や障がい者にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。
狭間の問題	問題がありながらどの制度の対象にもならず，公的な対応だけでは解決が難しい課題のこと。
福祉協力校	社会福祉への理解と関心を高め，ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに，地域社会との連帯を深めることを目的として，社会福祉に関する学習を実践している小学校，中学校，高等学校，特別支援学校。
福祉有償運送	NPO*法人や社会福祉法人*など，国土交通省に自家用有償旅客運送の登録を行った団体が，障がい者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に行う有償移送サービス。
ランチ	地域住民の利便性を考慮し，地域包括支援センター*業務の一部である総合相談を行う支所。
ふれあい農園	農業者以外の人がレクリエーションとしての農業や体験学習など，多目的に利用する農園。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態のこと。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味し，早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があることから，介護予防において近年重要視されている。
ヘルスマイト	食生活改善推進員*のこと。食を通じた健康づくりのボランティアとして活動している。
法人後見	社会福祉法人*や社団法人，NPO*などの法人が，成年後見人*，保佐人，又は補助人になること。



フレイル予防動画

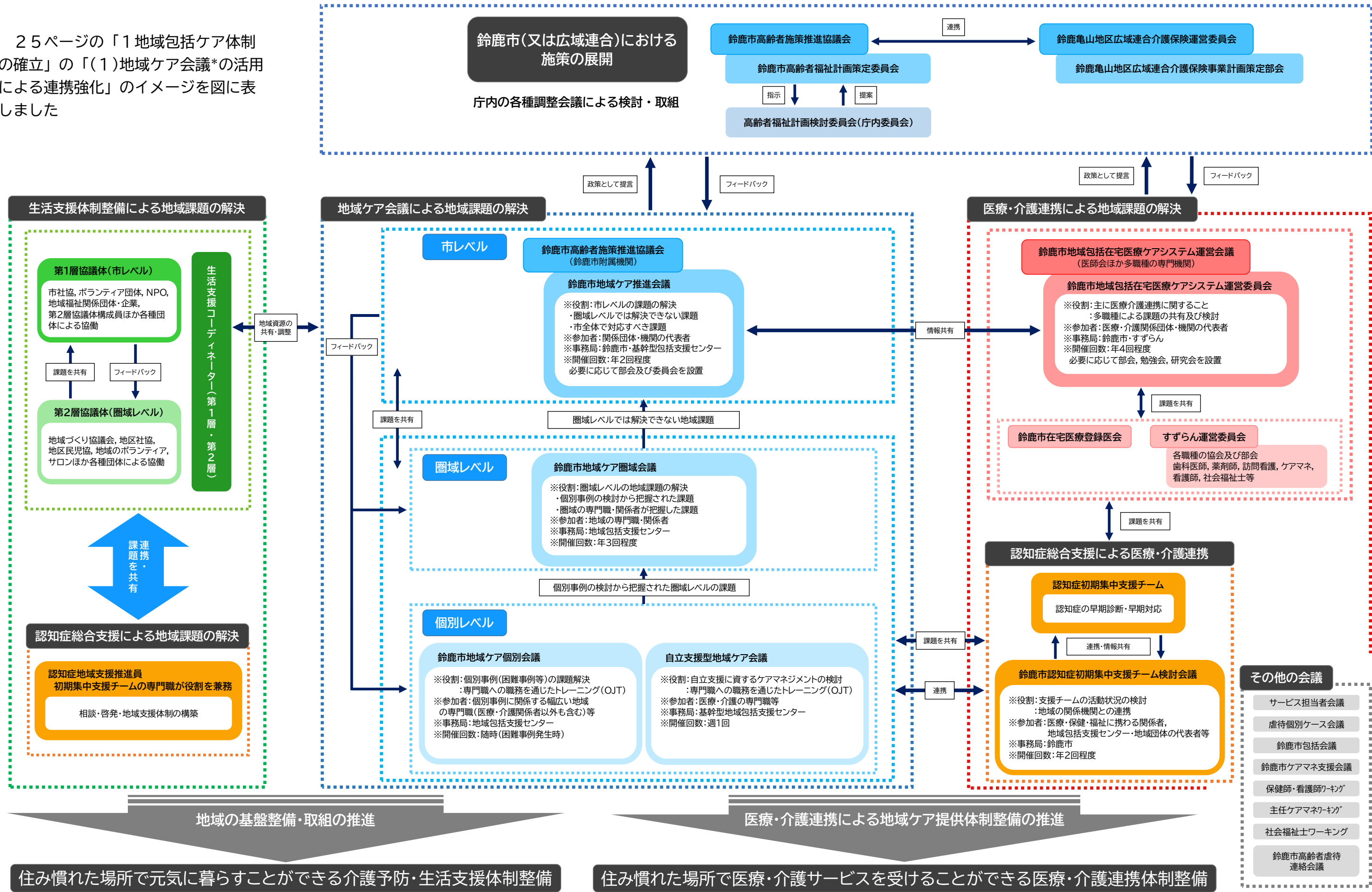
ま行	
三重県居住支援連絡会	高齢者，障がい者，外国人，子育て世帯など，住宅の確保に特に配慮を必要とする人に対して，トラブル仲裁や緊急対応の案内といった必要な支援を行うために設立した団体。本市を始め，不動産関係団体，居住支援団体，行政で構成している。
民生委員・児童委員	地域住民の様々な相談に応じ，行政などの適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに，高齢者や障がい者世帯，子どもの見守りなどを行う人。すべての民生委員は児童委員を兼ねている。
メールモニターシステム	事前に登録した人に対して，鈴鹿市が安全・安心・防災・防犯メールを配信する制度。

や行	
有料老人ホーム	高齢者が入居し，食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を受けられる施設。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を言う。障がいのある人や高齢者，国籍，性別など，それぞれの違いを越えて，すべての人が暮らしやすいように，まちづくり，ものづくり，環境づくりなどを行っていかこうとする考え方。
養護老人ホーム	65歳以上で，家庭環境や経済的理由などにより，在宅での生活が困難な人が入所できる施設。

ら行	
レセプト	医療機関が保険者に請求する診療報酬明細書のこと。その情報を分析することによって，疾病予防などに役立てることができる。
老人クラブ連合会	市内にある老人クラブによって組織されており，健康に関する知識等の普及・啓発事業や高齢者の孤立を防ぐ友愛活動，会員メンバーの活動発表会等を行っている。

6 地域ケア会議の流れとその他の会議及び取組に関する相互作用のイメージ

25ページの「1 地域包括ケア体制の確立」の「(1)地域ケア会議*の活用による連携強化」のイメージを図に表しました



鈴鹿市高齢者福祉計画【第9次計画（2021～2023年度）】

（発行日） 令和3年3月

（発行） 鈴鹿市

（編集） 健康福祉部 長寿社会課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9886 FAX 059-382-7607

E-mail chojushakai@city.suzuka.lg.jp

URL <http://www.city.suzuka.lg.jp/>

